刑政第50巻第7号

矯正図書館

4091

刑政

第五十巻　七月號　第七號

刑務立法に關する要望と世界の動向（卷頭言）　中尾文策　二

無期受刑者の適性分類と刑務作業の諸問題（二・完）　近藤貞次　塚田毅　五

常陸の人足寄場雜考　細川龜市　一九

明治監獄年譜（四）　辻敬助　六八

ドイツに於る犯罪研究の最近の傾向　ナサニエル・キヤンター　四〇

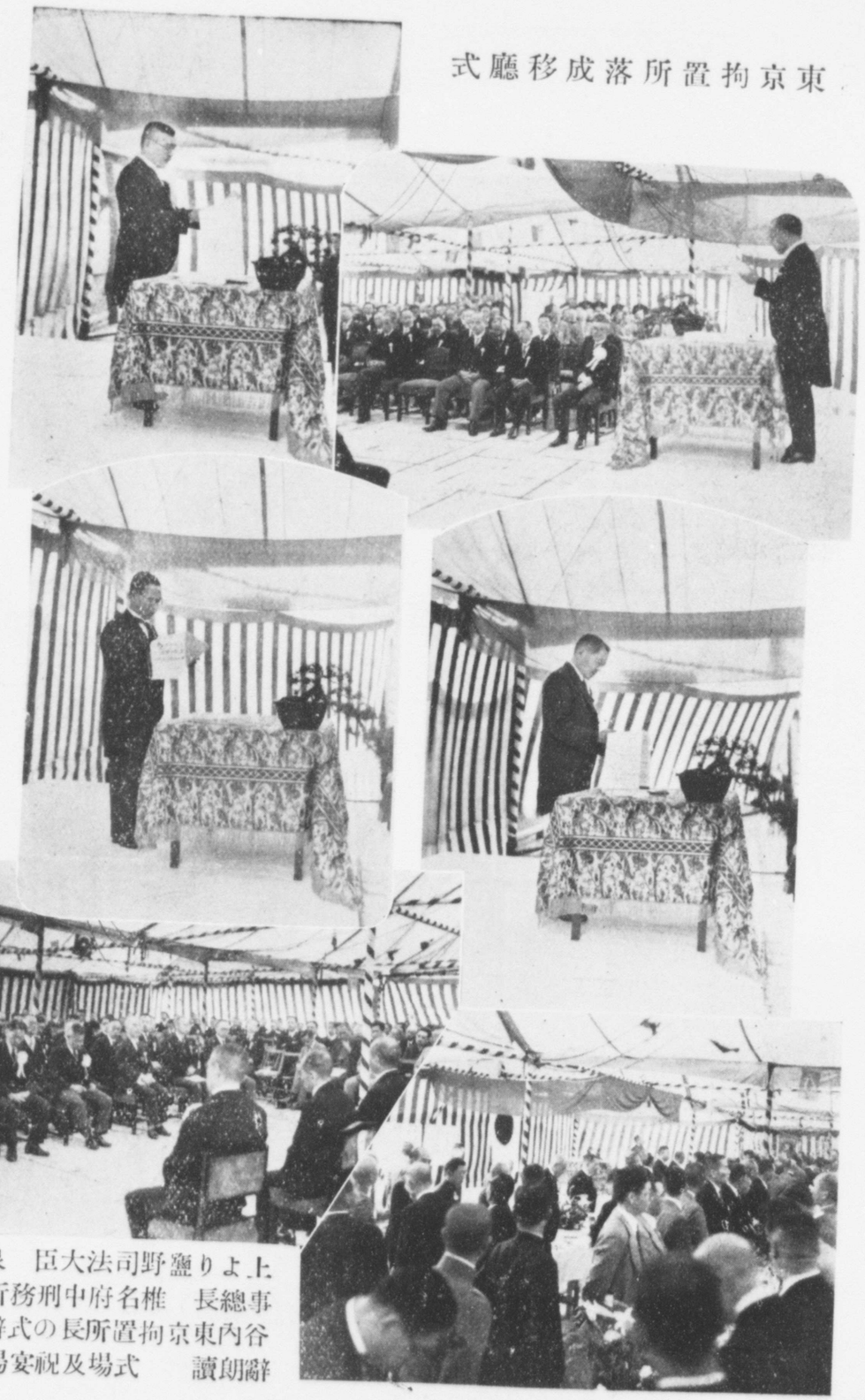
資料　□一九三一年イタリア刑務法（一）　三三
□新刊紹介　六二

勤續三十年の體驗を語る——全國刑務所看守代表座談會——　六六

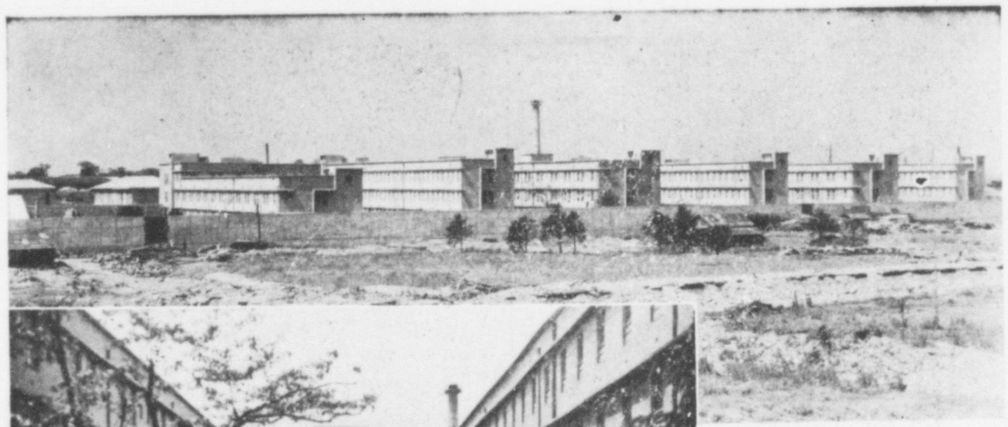
雜報　□東京拘置所落成移轉式　□第八回全國刑務所製作品品評會並即賣會　□第九回行刑醫務講習會開所式　□刑務教誨練習生閉會式　□久留米の受刑者少年保護相談會

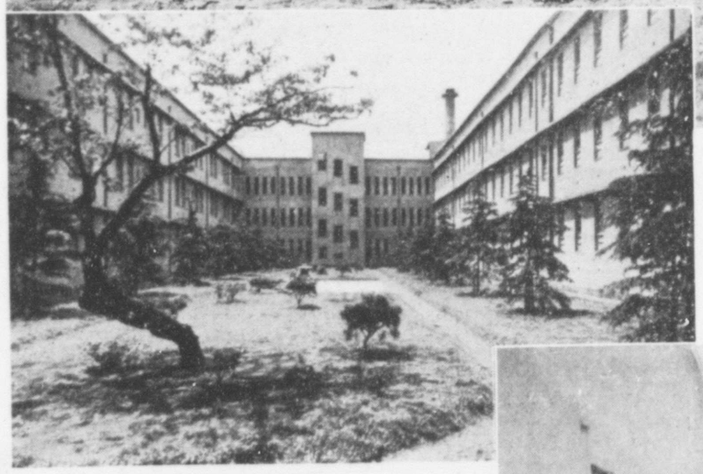
財團法人　刑務協會　發行

東京拘置所落成移転式

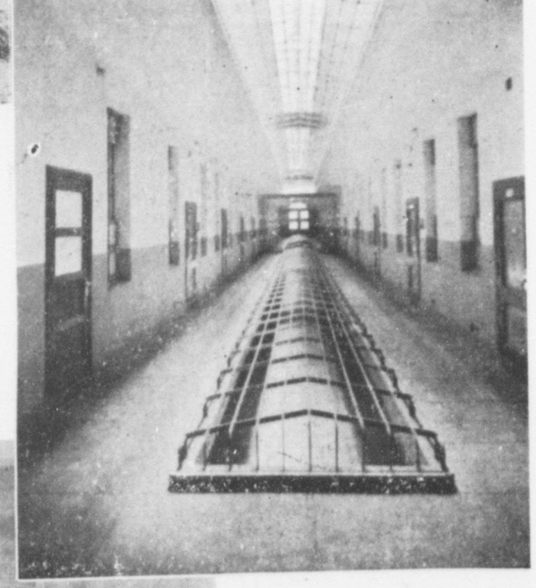


上よりご臨席の大臣　司法次官　検事総長　東京控訴院長　東京地方裁判所長　東京刑務所長　東京拘置所長　内務次官　東京府知事　東京市長　名古屋刑務所長　椎名東京拘置所長の式辞及び祝辞朗読　谷内東京拘置所長の式辞及び祝辞朗読　式場及び祝宴場





同所全景



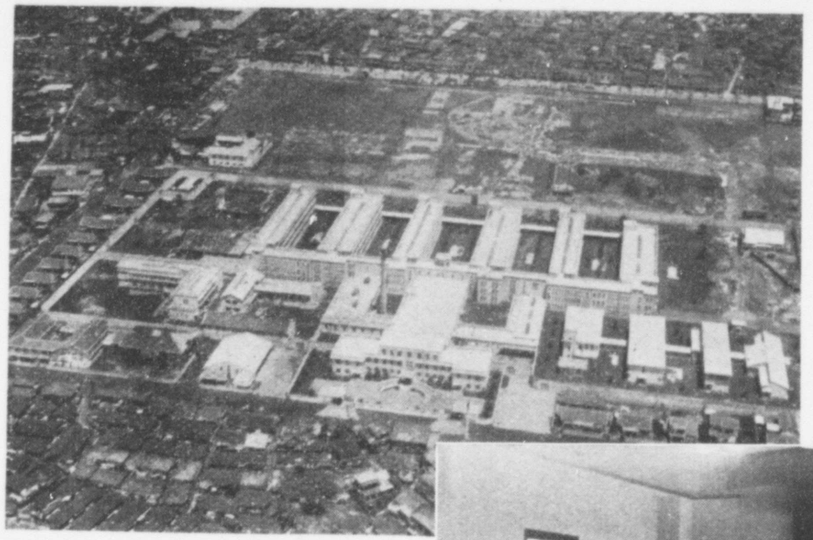
舍房外觀

獨居舍房



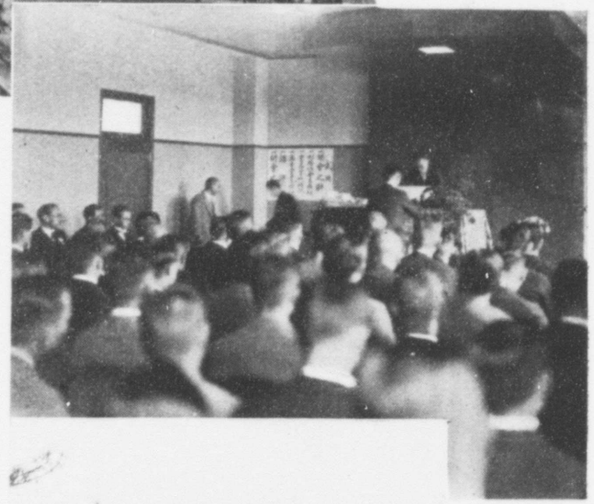
舍房連絡廊下

東京拘置所の偉容



東京拘置所俯瞰圖

←（機上より撮影）



→第八回全國刑務所製作品品評會賞狀賞品授與式（記事參照）



奈良刑務所殉職刑務官碑及歌碑



谷田三郎氏撰の碑文

（前號記事參照）

牧野英一教授の歌碑（編輯餘錄參照）

あきは露とならはや草の葉に花に野すゑもなへてひかりあれなと

矯正図書館

刑政

七月號

第五十卷
第七號

刑務立法に關する要望と世界の動向

國家と受刑者との間には法律上一定の權利義務の關係が無ければならぬと言ふこと、卽ち受刑者が國家に對し服從義務を有する半面に於て國家も亦受刑者の法益を尊重す可き義務を負擔す可きものであるとふことは、特に反動的思潮の强き今日、簡單には世人一般を納得せしめぬことであるかも知れない。現に此の問題を提示すること最も早く又之を研究すること最も熱心であつたドイツ自身の中にすら、此の受刑者の法律上の地位を擁護せんとする一派の態度を痛罵し之を沈默せしめて居るナチスの御用學者があるのである。

然るにも係らずわれわれは受刑者と國家との間には一定の權利義務があると言ふことを斷言するに憚らないのである。換言すれば國家が刑罰權の行使者として受刑者に對して持つ命令强制權には法律上一定の制限があり、從つて受刑者が受刑者として國家に對して負ふ服從義務の範圍には自ら一定の限度が無ければならないと言ふのである。これ本誌上に於ても屢々說かれた所であるから重ねて此處に縷述することを控える。

自由刑に於ける國家と受刑者との間の法律關係が右の如くであるとするならば、此のことよりして行刑立法は二つの重要なる意義を持つこと丶成るであらう。一は卽ち右の權利義務の關係が其處に可及的明確にせられることであり、二は其の重要性に鑑みその立法が法律の形式を以て規定せられるの必要があるとふことである。

蓋し最近に於ける法治國の要請は、民をして知らしむ可し依らしむ可しと言ふことである。國家に對する國民の服從義務の內容は豫め之を詳細に規定して國民をして知る所あらしめなければならないのである。之と同樣に、行刑の過程の中に於ても國家が受刑者に對し無制限絕對なる命令强制權を有せざるものである以上、受刑者をして守る可く服す可き義務の方法と範圍とを明確に規定して豫め之を知らせて置かなければならないであらう。刑務法の制定は先づ此の點に意義を有するのであり、從つて今後の刑務法は此の點の規定に付き出來得る限り詳細且つ親切であることを必要とするのである。

わたくしは此の意味に於て一九三一年イタリヤ新刑務法を高く評價す可きものと考へる。其處には受刑者の法律行爲日常の動作に關し不必要と思はれる迄に詳細な規定が置かれてあるが、其の個々の規定の妥當性の問題は暫く措き少く共國家對受刑者の法律關係を明白ならしめんとした其の立法的態度には、少からずわれわれをして學ばしめるものがあると言はなければなるまい。受刑者の法律的地位が考へられる限り、此のイタリヤ新法の態度は、將來各國の立法精神を指導するものと成るに違ひ無い。

次は刑務法の法律化である。行刑の中に於ける人權の關係が重要且つ微妙なるに鑑み、少く共其の基本的部分は法律を以て規定することが强く要望せられること、既に周知の如くである。蓋し斯くの如く重要なることが命令を以て行政權の一方的意思に依りて規定せられ得るものとすれば、よしやそれが行政權の賢明なる自制に依り、結果に於ては法律を以て規定するのと同一の狀態が得られるものであるとしても、之が人權に對する重大なる脅威であることは明かである。

果せる哉最近の著しき世界的風潮として刑務法の法律化が特に目立つのである。卽ちユーゴー・スラヴ

矯正図書館

イヤ（一九二九年）アルゼンチン、（一九三三）キューバ（一九三三）ノールウェー（一九三三）リトアニア（一九三六）をはじめとして、既に十數箇國が法律としての刑務法を作つたのである。かつて一九二七年ドイツ行刑法草案が書かれた時、既に我が日本が法律として監獄法を持つて居ることが羨まれた事實を回顧するならば、其の後の行刑思潮の進歩の速かなると徹底せるとにはまことに驚くの外は無いのである。

勿論われわれは現在世界の一部を反動的行刑思潮が覆ふて居る事實を無視するものでは無い。又或程度に於て此の思潮が有する一の歴史的使命を看却するものではない。けれ共それにも係らず、右に擧げた二つの事實は今後に於ける行刑の世界的進路を指示するものとして、頗る重要視す可く又尊重す可きものであると考へるのである。將來各國の刑務立法は、それが法律的反省に於て深ければ深い程、此の二つの要望を充足するものとして進化を重ねて行くことであらう。

今や我が國にも監獄法改正の企圖があり當局に依つて着々共の準備が進められて居る様である。既に監獄法の法律化に於て世界に先鞭をつける程に自由刑の法律的性質の認識に深かつた我が國が、恐らくは其の內容の規定に於ても決して右の世界的氣運の外に立つが如きこと無く、寧ろ却て之を指導するものとして現はれるであらうことは、われわれの固く信じて疑はざる所である。

昭和十二年六月二十一日

中尾文策

無期受刑者の適性分類と刑務作業の諸問題（二・完）

近藤貞次
塚田毅

目次

一 刑務作業に關する諸問題と適性考査の利用
二 適性分類の方法
三 無期受刑者の適性分類と作業賦課の現狀（以上前號）
四 作業による負傷者の分類
五 適業に從事せる者と不適業に從事せる者との作業成績の比較
六 作業訓練方法の合理化
七 年齡並びに拘禁生活の主なる性能に及ぼす影響

四 作業による負傷者の分類

考査した無期受刑者中、作業によつて負傷した者が一一名居た。これを分類して見ると第三表の様になる。第三表によつて、負傷時從事して居た作業と、一一名の者の夫々の適性型とを比較して見るに、業種と適性型の合致して居る事例は、一一名中たゞ一名あるのみである。他は全部不適材が不適所に於て負傷事故を起して居るのである。

第三表

事業	適性型	技能度 技能	普通	半技能	性格	時間	負傷セル
鍛冶工	機業・洋雑業	一	一	一	性		
		一	一	一	性		
洋裁工	物裁業	一	一	一	性		
	雑業	一	一	一	性		
印刷工	物裁業	一	一	一	性		
	指洋雑業	一	一	一	性		
製材工	雑業	一	一	一	性		
指物工	物耕業	一	一	一	性		
	指土雑業	一	一	一	性		
計		一	8	3			

る。

而も、負傷時に彼等が従事して居た作業は、指物工、印刷工、鍛冶工、洋裁工、製材工で、いづれも、比較的高い性能を必要とするものである。然るに、彼等の技能度は普通技能或は半技能である。不適性であるのに加へて技能度も秀れて居ないのである。特に、雑業型の半技能者の居ることは注意すべきことである。

これらは性能が無理して使はれる時如何なる結果になるかを示すものであるが、性能の酷使は却て作業の円滑なる経営に支障を来すことを知る材料になるであらうと思ふ。

第三表には参考として負傷者の性格を記入して置いたが、興奮性、衝動性、意志不定性など、問題を起し易い者が多くなつて居る。

五　適業に従事せる者と不適業に従事せる者との作業成績の比較

第二節に於て述べた通り、受刑者中には適性型にかなつた適業に従事して居る者も、少いが存在する。そこで今、適業に従事して居る者と不適業に従事して居る者との實際に於ける作業成績を比較して見度いと思ふ。作業成績は暫

く作業得點によつて見ることにする。

所で、作業得點の採點方法に、數量によるものと時間によるものとの二つの方法がある。この中、時間による採點方法は各受刑者の技能以外の諸要素が多く採點に關係して適性との相關を求めても、その相關の意味が極めて曖昧である。勿論、數量による採點方法に於ても技能以外の要素が關係はして來る。且つ、性格上、例へば、憂鬱性の者は綿密であるので數量が多くあがらず、逆に、輕浮性の者は拙速に流れる傾向があるので性能以上に多くの數量をあげてよい點をとることがあるとか、病弱の者は性能程によい成績をあげ得ないとか、鍛冶工の如く、數人が共同作業をして居る作業では、他の技能度の高い者のお蔭で技能度の低い者もよい點をとる、と云ふ様なことがあつて、作業得點と性能との關係が深い。そこで時間科程の作業に從事して居る者は除の得點に比較すれば此の數量科程の得點の方が、性能との關係が深いて、數量科程の作業に從事して居る者のみに就いて、適して居る者と適して居ない者との作業得點を比較して見ることにする。

第四表について見るに、適業に從事して居る者（表の「適」）が三十三名で、適業に從事して居る者三十八名の平均作業得點は三・一八である。即ち、兩者の平均作業得點の開きは〇・九七約一點である。當刑務所に於ては、作業得點六點のうち、一點は各受刑者の勉否に對して與へられ、殘りの五點が作業量に對して與へられることになつて居る。五點滿點に對して一點の開きが見られるのであるから、有意味の開きと見なければならない。即ち、適業に從事して居る者の作業得點が不適業に從事して居る者の作業得點より高いのは偶然的のものでなく、據り所の存するものであ

ることが知られるのである(註)。

かくして私共は、前節に於て性能の酷使は遂に時には工場災害迄惹起せしめることを見たのに對し、此處では、適材を適所に配備するならば、作業成績の向上を期待することが出來るものであることを實證し得たわけである。そこで、若し、適性考査を利用することによつて、刑務所全體の作業賦課を合理化するならば、刑務作業は量に於ても質に於ても向上し、經營に餘裕も生じ、勞働時間を合理的に短縮することを考慮する可能性も生じ、敎化の目的を取入れることが出來る様になるかも知れないと思ふのである。他方、受刑者の側から見れば、適業に從事して自己の作業成績の向上するのを見、自然に仕事に對する興味が湧いて來て、知らず識らずの間に勤勞意識乃至勞働の習慣が涵養され、敎化目的にも役立つ様になりはしないかと考へられるのである。此の意味で、適性考査は刑務作業の收益目的と敎化目的とを取り結ぶ役目をなすものとも見ることが出來よう。

第四表

作業得點	適	不適
0.5	一	3
1.0	一	6
2.0	3	3
2.5	4	6
3.0	3	9
4.0	7	6
5.0	21	
計	38	33
平均得點	4.15	3.18

(註) 同樣の結果は少年受刑者の適性研究に於ても明確に認められる。高瀨安貞氏、牧村進氏『少年受刑者の適性分類と作業成績』(二)、刑政、第五十卷第四號。

六 作業訓練方法の合理化

前節に於て、適業に從事して居る者の作業成績が不適業に從事して居る者の作業成績より良好であることを述べたが、かゝる作業成績の向上は、適材を適業に配置したからとて、その儘に放任して置いたのでは決して得られるものではない。性能はあつても訓練がなければ優秀な技能者たり得ないからである。適材の選定の後には必ず適材を生かして使ふことが考へられなければならない。換言すれば、作業賦課の合理化と共に訓練方法の合理化も行はるべきであるのである。

而も、受刑者を調査して見るに、その性能に合した技能を既に習得して居る者もあるが、職業經歷が無いために性能を有しながら技能を持つて居ない者もあり、無組織な中途半端の訓練しか受けて居ないために伸ばせる性能を充分伸ばせないで居る者もあり、訓練は受けて居ても性能に合はない職業に對して訓練を受けた爲めに矢張り性能を伸ばせないで居る者が多い。この意味からも受刑者の訓練は組織だてゝこれを行ふ必要がある。

然らば、刑務所に於て訓練方針を如何にたつべきであらうか。

第一に、一日も早く短時日の間に一人前に仕立てることを目標にしなければならない。勿論、一人前と言つても、各受刑者夫々の性能に應じて、普通技能にとゞまらなければならない者もあらうし、優秀技能に迄到達し得る者もあつて一樣ではないであらう。併し兎に角、各受刑者の有する性能を充分に磨きあげる樣にしなければならず、時間は一日でも節約する必要がある。かくの如き方針で進むことが一つには刑務作業の經濟目的に叶ふことになるし、又一つには、受刑者に一日も早く職業技能を與へて、釋放への準備を整へる目的にも沿ふことが出來るからである。

第二に、かく時間を節約することの當然の結果として、訓練からあらゆる無駄を取除かなければならない。そのためには技術家と心理學者との共同研究により、各種作業に本質的に必要な技術と知識とを調査し、これを組織だて

教へる様にすることが大切である。今日、木工訓練、印刷訓練が行はれて居るけれども、かゝる訓練制度が、各種の作業に及ぼされ、各地の刑務所にも擴張せらるべきではあるまいか。

所が、誰でも、かく短時日に組織だてられた猛訓練を施されて熟練者になり得るものではない。適材にして始めて可能なのである。實は、適性考査によつて適材を發見分類することはかゝる訓練方針に堪え得るもの、かゝる訓練方法によつて熟練者になり得るものを見出すために必要なのである。適性考査そのことのみが價値があるのではない。つまり、適材に對しては合理的訓練を施すためには適材の選別が必要であると云ふわけで、適材を適業に配置する作業賦課の合理化と訓練方法の合理化とは不可分離の關係にあるのである。此の意味において、心理學者の仕事は理論的であると同時に實踐的である。往々、此の實踐的教育的仕事が他の分野に求められようとすることのあるのは、私共の理解に苦しむ所である。

適性考査の價値が過小視されて居る所では、概ね、訓練方法との關係が緊密になつて居ない所である。これに反し適性考査が重要視されて居る所では、此の關係が緊密になつて居る。例へば、あらゆる角度から精鋭無比の海軍力を建設せんと努力して居られる我が海軍では、少年航空兵の選拔、艦砲射撃兵の選拔に於て、心理的適性考査が重要視されて居る。此處では、或る短い一定の期間に、優秀な技能者をつくる必要があるからである。此の際、實地檢査と言つても始めから飛行機の操縱や艦砲射撃の出來るものはなく、訓練して見て熟達しないから兵種を變更すると云ふ方法では、時間と經費と勞力の夥しい浪費にもなるし、第一、さう云ふ呑氣なことをして居られるものではない。是非、始めに、短時間に、訓練して優秀な技能者になり得る者を發見出來る方法に賴らざるを得ない。そこで、海軍では心理的適性考査が重んぜられて居るわけである。

七　年齡並びに拘禁生活の主なる性能に及ぼす影響

さて最後に、年齡並びに拘禁生活が受刑者の性能に及ぼす影響について考察して見ようと思ふ。

人間の性能が、大體その年齡に應じて消長の度を示すものであることは、云ふまでもないことである。一般に、兒童期から青年期に達する間に於ては、年齡の進むにつれて性能の度が高まつてゆくものであり、その間の消息に就いては多くの調査研究が試みられて居る（註一）。

併し、私共が今考察對象にして居る無期受刑者は、青年期から壯年期、老年期に亙るものであり、所謂成人の部に屬するものである。而して、この成人期の性能の消長に關しては、私共は未だあまり多くの研究を持たないのである（註二）。

兒童期と青年期とに於ては性能の發達は上昇の道を辿るのであるが、これに對し、壯年期から老年期にはいるに從つて、一般に、性能の衰退が覗はれることは、常識的にも考へられる所であり、又、日常見聞する事實でもある。併し、生理的老衰の極度に達しない中は、人により、性能の種類によつて、衰退現象が一樣にあらはれるとは限らず、複雜な條件の存することを考慮に入れなければならない。併し、大體の傾向としては、「齡は爭はれぬ」ものとされよう。然らば、私共の調査に於て、年齡と性能との消長關係がどう云ふ具合になつてあらはれて來たか。この調査結果をまとめたのが第五表である。

年齡は、便宜的に、四十歲未滿を一段階とし、以下、四十臺、五十臺、最後に六十歲以上と、都合四段階に分つて見た。四十歲以下を一括したことは、蓋し、その間に於ては、老衰による著しい變化は先づ考慮されないであらうか

らである。比較すべき性能としては、智能の他に、特殊性能として、注意と巧緻性とを取り上げて見た。これも便宜的のものであり、この二つによつて總ての性能を代表せしめようとするのではない。夫々の方面の一例としてのものである。『不能』とあるのは、高度の老眼等の爲めに、檢査を施行し得なかつたものである。次に、これは已むを得

第　五　表

年齢	性能	良	稍良	普通	稍不良	不良	不能	計
40歳未満	智能	1 1	4 4	72 68	18 17	11 10	一	106
	注意	4 4	48 45	38 36	11 10	5 5		
	巧緻性	20 19	49 46	21 20	6 6	10 9		
40歳以上50歳未満	智能	一	2 4	26 52	15 30	7 14	3	50 (53)
	注意	一	16 32	21 42	8 16	5 10		
	巧緻性	1 2	15 30	16 32	3 6	15 30		
50歳以上60歳未満	智能	一	一	6 40	2 13	7 47	3	15 (18)
	注意	一	2 13	7 47	4 27	2 13		
	巧緻性	一	1 7	3 20	3 20	8 53		
60歳以上	智能	一	一	一	2 29	5 71	3	7 (10)
	注意	一	1 14	4 57	1 14	1 14		
	巧緻性	一	一	2 29	2 29	3 43		
總計							9	178 (187)

（註　ゴジックは%を示す）

ないことであるが、五十臺と六十歳以上の者とは、統計的材料としては、あまりに數が少な過ぎる。從つて、百分比を求めることは聊か無理であるが、その點の不備を一應保留して全體の趨勢を通覽して見ることにする。

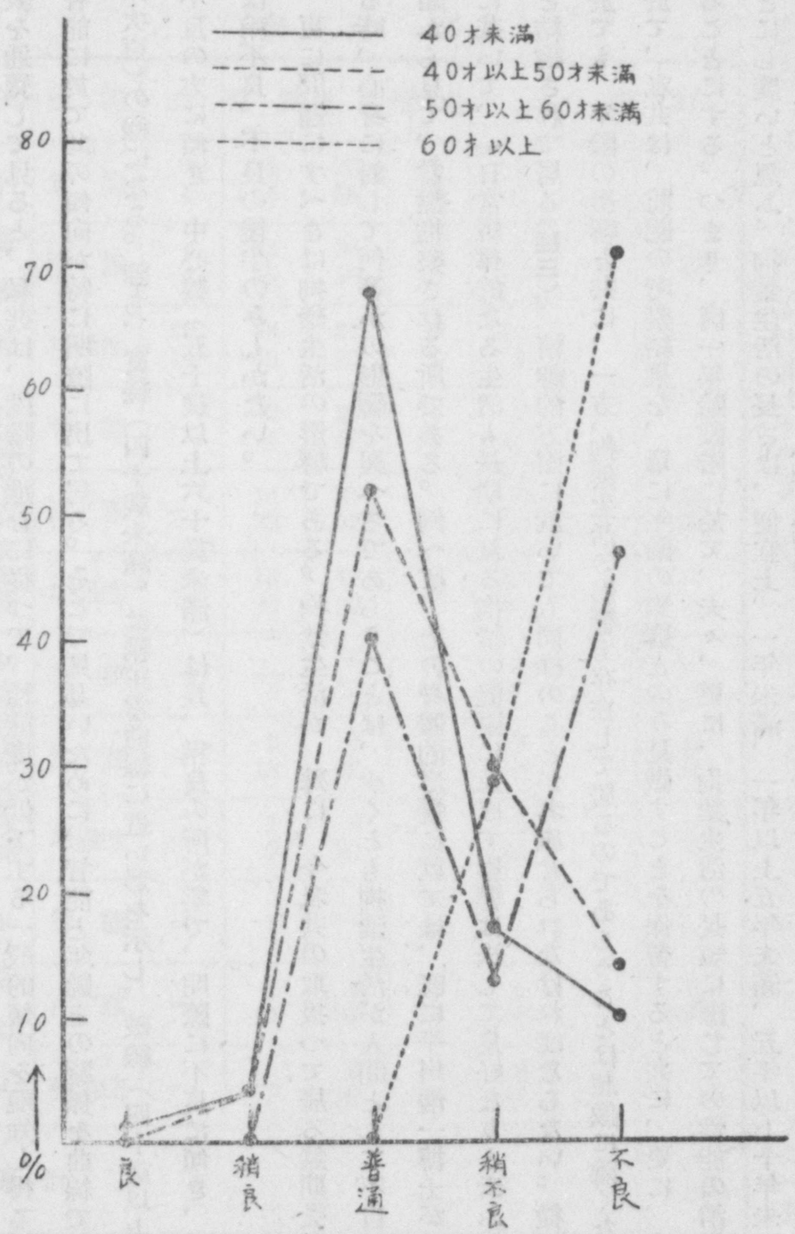
第五表を通覽して見ると、私共は、段階の進むに從つて、性能度が低下する一般的傾向を覗知し得る様に思ふのである。智能に於て此の傾向が特に明瞭に出て居る。そこで見易いために、智能と年齢との關係を曲線で示して見ると第一圖（次頁）の様になる。即ち、實線（四十歳未滿）は稍正常曲線に近い形を示し、破線（四十歳以上五十歳未滿）は稍、不良の方に傾き、中心線（五十歳以上六十歳未滿）は良、稍良の所が零で、明瞭に不良に傾き、點線（六十歳以上）は稍不良、不良の後半のみしかない。

次に、更に問題にすべきは拘禁生活の影響である。拘禁生活が、殊に、今私共の取扱つて居る無期受刑者の如く長期に亙る時、心身に對して何等かの影響を與へるであらうことは、少くとも拘禁生活が人間として不自然な生活環境である點から見て、當然推察される所である。例へば、その身體的影響に就ては、既に平川浩一博士がその詳細に亙る調査に基いて、『日常規律的なる生活も長期に亙る拘禁の健康に及ぼす影響は決して良好なりと云ふ能はざるものとす』と結論されて居る（註三）。精神的方面に就いても同様のことが考慮せられなければならない。從つて、私共の調査に於ても、年齢の影響と共に、一方、拘禁生活の影響も存在して居るのであらうことは想像に難くないのである。

玆に於て、私共は、前記の考察結果を、單に年齢の影響とのみ見做すことを保留すると共に、更に、次の調査の歩を進めることにする。つまり、同一年齢段階に於て、夫々、更に、拘禁生活の長短に應じての性能の消長を考察して見ることにし度いと思ふ。拘禁生活の長さは、便宜上、一年未滿、一年以上五年未滿、五年以上十年未滿、十年以上十五年未滿、十五年以上二十年未滿、二十年以上の六つの期間に區分して見た。これを調査してまとめたのが第六

表（A、B）である。

第一圖　智能と年齢



第六表を通覽するならば、四十歳未満乃至四十臺の兩段階に於ては、拘禁生活の長引くにつれて性能が衰退すると云ふことは、殆んど見られない（第六表のA）。これに對し、五十歳以上のものに於ては、拘禁生活が十年以上に及

第　六　表（A）

年齢	拘禁生活ノ長サ	性能	良	稍良	普通	稍不良	不良	不能	計
40歳未満	1年未満	智能	—	—	6	3	—	—	9
		注意	—	3	5	—	1		
		巧緻性	3	4	—	1	1		
	1年以上5年未満	智能	1	2	42	4	6	—	55
		注意	3	31	15	5	1		
		巧緻性	17	24	7	2	5		
	5年以上10年未満	智能	—	2	13	10	4	—	29
		注意	—	8	14	5	2		
		巧緻性	—	13	13	2	1		
	10年以上15年未満	智能	—	—	10	1	1	—	12
		注意	1	5	4	1	1		
		巧緻性	—	7	1	1	3		
	15年以上20年未満	智能	—	—	1	—	—	—	1
		注意	—	1	—	—	—		
		巧緻性	—	1	—	—	—		
	20年未満	智能	—	—	—	—	—	—	0
		注意	—	—	—	—	—		
		巧緻性	—	—	—	—	—		
總計								0	106
40歳以上50歳未満	1年未満	智能	—	—	1	1	—	—	2
		注意	—	2	—	—	—		
		巧緻性	—	—	2	—	—		
	1年以上5年未満	智能	—	1	8	7	3	—	19
		注意	—	5	6	5	3		
		巧緻性	—	5	8	—	6		
	5年以上10年未満	智能	—	1	4	2	3	—	10
		注意	—	3	5	1	1		
		巧緻性	1	3	1	—	5		
	10年以上15年未満	智能	—	—	7	4	1	—	12
		注意	—	3	7	2	—		
		巧緻性	—	3	3	3	3		
	15年以上20年未満	智能	—	—	4	1	—	3	5 (8)
		注意	—	3	2	—	—		
		巧緻性	—	3	2	—	—		
	20年未満	智能	—	—	2	—	1	—	2
		注意	—	—	1	—	1		
		巧緻性	1	—	—	—	—		
總計								3	50 (53)

第六表（B）

年齢	拘禁生活ノ長サ	性能	良	稍良	普通	稍不良	不良	不能	計
50歳以上60年未満	1年未満	智能	—	—	—	—	—	—	0
		注意	—	—	—	—	—		
		巧緻性	—	—	—	—	—		
	1年以上5年未満	智能	—	—	2	1	2	—	5
		注意	—	1	2	2	—		
		巧緻性	—	—	2	1	2		
	5年以上10年未満	智能	—	—	3	—	1	—	4
		注意	—	1	2	1	—		
		巧緻性	—	1	1	1	1		
	10年以上15年未満	智能	—	—	1	—	1	1	2 (3)
		注意	—	—	1	—	1		
		巧緻性	—	—	—	—	2		
	15年以上20年未満	智能	—	—	—	—	3	1	3 (4)
		注意	—	—	1	1	1		
		巧緻性	—	—	—	—	3		
	20年以上	智能	—	—	—	1	—	1	1 (2)
		注意	—	—	1	—	—		
		巧緻性	—	—	—	1	—		
總計								3	15 (18)
60歳以上	1年未満	智能	—	—	—	—	—	—	0
		注意	—	—	—	—	—		
		巧緻性	—	—	—	—	—		
	1年以上5年未満	智能	—	—	—	—	2	—	2
		注意	—	—	1	1	—		
		巧緻性	—	—	1	1	—		
	5年以上10年未満	智能	—	—	—	2	1	1	3 (4)
		注意	—	—	1	1	—		
		巧緻性	—	—	1	2	—		
	10年以上15年未満	智能	—	—	—	—	1	1	1 (2)
		注意	—	—	1	—	1		
		巧緻性	—	—	—	—	1		
	15年以上20年未満	智能	—	—	—	—	—	1	(1)
		注意	—	—	—	—	—		
		巧緻性	—	—	—	—	—		
	20年以上	智能	—	—	—	—	1	—	1
		注意	—	—	—	1	—		
		巧緻性	—	—	—	1	—		
總計								3	7 (10)

ぶと、性能の衰退する傾向が認められる様である。特に不能者の數の多いことは注意すべきことである（第六表のB）。ただ、五十歳以上の者は數が少いので積極的には主張し兼ねるが（註四）、前掲の平川博士の研究とも思ひ合はせて見て、拘禁生活の影響が老年期にはいるに及んで著しくなるものと見てよからう。

かくして私共は、此の調査の結果、一般に老齢に近づくと共に性能が衰へ、拘禁生活の影響も大となり、從つて、作業賦課の上に手心を加へる必要のあることが分るのである。實際、五十歳以上の者で、智能檢査の結果も悪く、老衰しかゝつて居ると思はれる者、或は老衰して居る者が現在如何なる作業に就いて居るかを調べて見ると、第七表の様になる。

第七表によると、雜役、廐工、補綴、綿工、掃除夫、等殆んど技術を要しない作業に就いて居る者が極めて多い。尤も、鍛冶工、桶工の如く、若い頃習得した作業を續けて居る者の若干はある。併し、大部分は技術を要しない作業に就いて居る。衞生的條件を顧慮して手心を加へると云ふよりは、作業賦課の實際に於て、老年者にあつてはさうせざるを得ないことを示すものであらう。

併し、刑務作業の經濟目的そのものから言へば、顧慮すべき條件が少ければ少い程能率的に經營することが出來る。右に述べた様な老齢者の介在することは多少なりとも作業能率をそぐ結果になる。それのみでなく、老齢者に對して已むを得ず加へなけ

第七表　老年者の業種

年齢＼業種	桶工	雜役	廐工	補綴	綿工	糸繰	掃除夫	幕工	鍛冶工	計
60—	1	1	2	2	1	1	—	—	—	8
59—50	—	—	—	—	—	2	2	1	2	7
計	1	1	2	2	1	3	2	1	2	15

ればならない手心が、やがて全體の精神に弛緩を生じさせることにもならう。故に、敢て人道主義的の立場に立たなくとも、行刑全體の立場から見ても、老齢者を特別に分類處遇する方が合目的的なのではあるまいか。

註一 文献は枚擧にいとま無いが、例へば、
G. S. Hall, Adolescence, I and 2, 1904.E. Spranger, Psychologie der Jugendalters, 1924. C. Bühler, Das Seelenleben des Jugendlichen, 1927.

註二 cf. C. C. Miles and W. R. Miles, The Correlation of Inteligence Scores and Chronological Age from Early to Late Maturity, Am. Jour. of Psychol., Vol. 44, 1932, P.44 ff.

註三 平川浩一博士「長期拘禁受刑者ノ健康狀態觀察」(七)行刑衞生會雜誌、第九卷(昭和九年)、二〇五頁。

註四 嘗て、米國クラーク大學のマーチソン教授が、マリーランド監獄の受刑者(白人二五五名、黒人二四八名)に就いて試みられた調査に於ては、拘禁生活の長さが智能檢査の成績に及ぼす影響が認められないことになつて居る。併し、其處では拘禁五年以上の者は白人では七%、黒人群では一〇%と云ふ少數に過ぎず、從つて、極めて短期間に段階づけて比較されて居る。かく、短期間の受刑者の調査なのであるから、ネガテヴな結果になつて居るのは寧ろ當然であらう。因に、この調査に於ては智能檢査として軍隊智能檢査(α式)が用ひられた。 c. f. C. Murchison, Criminal Intelligence, 1926. PP. 150—151, 250—251.

昨年の春、適性檢査の調査研究を命ぜられた行刑當局は、本年二月十七日の通牒(行甲第一四二號)を以て、適性檢査の結果、作業賦課妥當ならざるものは、なるべく適當なる作業に轉業せしむべしとされた。此の通牒は私共の此の報告に對する結論に代へることが出來よう。併し今一つ、作業訓練制度が整備せらるべきであることを付け加へて置き度いと思ふ。此の二つが行はれる時始めて、刑務作業の收益目的と敎化目的との調和、受刑者の性能の發揮、收容中の作業と釋放後の就業との關聯、等々、刑務作業にまつはる諸問題の解決に對して一つの見通しがつく樣になるものと思はれるからである。(一二・三・二五)。

常陸の人足寄場雜考

細川龜市

一 はしがき

德川幕府の封建的な行刑が破綻し『犯罪人の卵』たる無宿浮浪の無賴漢が激增し、また累犯人が增加すると共に幕府はここに至つて行刑上の一新機軸を出し、寛政二年に至り新に江戸の石川島と常陸國の上郷とに人足寄場を創設して敎育的な保安處分および行刑を試みることとなつた。前者は町奉行の管下にあつたが、後者は勘定奉行の支配下に置かれ、その下にそれぞれ典獄にあたる寄場奉行なるものを任命して居たのである。

ところで、上郷の寄場に關する記錄は甚だ乏少にしてその具體的內容を詳細に知ること甚だ困難であることは、われわれ本問題の研究者にとつては遺憾この上もなき次第である。當時、一個の寄場を經營して行くに就いては自然に諸種の文書記錄が堆積せざるを得なかつた筈であるが、それ等が今いかなる運命の下に置かれ何處にどうして保藏されて居るか、それとも全然亡佚してしまつたかといふことは不幸にしてこれを知るよすがもない。わたくしは切にその文書記錄が發見されむことを念じて止まぬものがある。

ただしかし、最近に至り上郷の寄場に關する一資料が市ケ谷刑務所より發見せられて、これが財團法人刑務協會の保管さるるところとなつた。これは原本でなくて寫本であり、その表紙には

寛政四年より
文化十酉年迄

寄場人足舊記留

寄場役所

となつて居るが、その内容を檢討して見ると、これのみを以てしては同寄場を全面的に綜合敍述することは到底不可能である。といふのは、その内容が餘りに一方的に遍したものばかりであつて、われわれの知りたい幾多の問題に關する部分が缺如して居るからである。それで、その全面的資料の發見されむことを切に後日に期しつつ、ここでは取敢えず本資料に依つて知り得る若干の事項を斷片的に記述して置きたいと思ふ。

二　人　足

ここに收容された者は言ふまでもなく初めの裡は無宿浮浪人であつたが、後に至り輕犯人をも收容することとなつた。しかし、それも總て庶民のみに限られ非人は收容されない。そのことは寛政十年十一月に寄場奉行が時の勘定奉行中川飛彈守に對し次の如く申し出でて居るに依つて知られる。曰く、

寄場奉行

中川飛彈守殿

別紙無宿粂吉儀、御問合申上候、尤彌御請取被レ下候ハヽ、寄場ニ而者、非人人足等も無ニ御座一候間、其御役所ゟ請取之者被レ遣被下候樣仕度、此段御問合申上候、

以上

午十一月四日

かやうに非人はここに收容されなかつたのであるが、それでは收容人員はどれ位であつたかといふに、その定員は明らかでないが、寛政五年五月寄場奉行が駿河守へ致したる報告書には、

寄場人足人數之儀ニ付申上候書付

寄場人足人數之儀、當時百貳拾六人ニ御座候、尤新入之者又者赦免其外出入ニ而時々增減御座候、右御尋ニ付此段申上候、

以上

丑五月

と見えて居るから、このときは一百二十六人收容せられて居り、時に增減はあるが大體はこの程度であつたであらう。

しかして、收容者は專ら土地の開墾に從事せしめられたこと後に述べる如くであるが、寛政四年十一月に勘定奉行久世丹後守より時の老中松平越中守定信へ提出したる上申書には次の如く言つて居る。

越中守殿御渡

書面久世丹後守申上候趣被ニ仰渡一奉ニ承知一候、則寄場奉

行ゟも申渡候、

十一月廿二日

問宮諸左衛門

奉村田鐵太郎

常州上郷村寄場人足之儀ニ付申上候

書付

久世丹後守

郡代支配御代官篠山十兵衛支配所常州筑波郡上郷村荒地之儀、寄場人足を以追々起返、當時人足小屋建置候字角内坪之分者、先達而申上置候通、田畑反別拾六町三反分餘皆起返り罷成候處、是迄追々逃去又者差戻候分も有レ之、人數減少仕、此節之人數ニ而者右起返り候場所諸作付等手廻り兼、且此上外荒地之場所起返り取掛り候ニ付、猶又農業可レ仕躰之人足請取度旨十兵衛申聞候、尤、一旦ニ請取候而者、小屋場差支候儀も有之候間、先此節拾四人程請取、其餘者來春ゟ追々請取候樣仕度旨、同人申聞候、依レ之間宮諸左衛門江懸合候處、此節右人數程者、引渡可レ申者有レ之候旨申聞候間、猶同人江申談、右人足小兵衛方江請取、彼地江遣候樣可レ仕奉レ存候、依レ之奉レ伺候、以上

子十一月

すなはち、當寄場ではその收容せる人足を以て田畑の開墾に從事せしめて居るのであるが、人足中には逃走せる者や釋放せる者などがある爲めに人數減少し、これでは右開墾地を耕作するに支障を來せる有樣であるから、勘定奉行は老中に向つて、これが人員補助方を申請し、ただ一度に多人數を派遣せられては收容場所が狹隘のため差支える故に先づ十四人ばかりを補充し、その餘は來春になつてからにしたい、と申請した。勿論、老中はこの申請を裁許したのであつた。これに依つて觀れば、收容者數を適度に調節することは仲仲うまく行かなかつたことが推察せられる。

三　開　墾

右に述べた如く人足をば田畑の開墾に從事せしめたのであるが、それでは開墾の狀況はどうであつたかといふに、寛政四年十月の報告によれば次の如くであつた。

荒地惣反別百貳拾三町六反歩餘之內

一起返反別拾六町三反六畝歩餘　寄場人足起返

此　譯

田方六町六反九畝歩餘　作付
　内　五町六反九畝歩餘　作付
　　壹町歩程　不作

（六）
畑方九町九段七畝歩餘
　内　三町三反歩餘　小麥仕付
　　壹町六反七畝歩餘　大麥仕付
　　三町九反三畝歩　菜種仕付
　　壹段六畝歩　品々野菜仕付
外　七反歩程
　是者村内百姓新兵衛引請自分起返候分

右者寄場人足起返作付仕候分書面之通御座候、以上、

今これに就いて觀るに、當寄場が創設せられた寛政二年二月より約二箇年半後には田地六町六段九畝歩餘を、畑九町九段六畝歩餘を、それぞれ開墾し、別に七段歩ほどは上鄕村の百姓が人足を指揮し自己の責任において開墾せるものであつて、これ等を總計すれば實に十六町三段六畝歩餘を開墾して居るのであつて、これを僅々二箇年半ばかりの間に遂行して居ることに拓殖上の意義が尠くない。

しかし飜つて考ふるに、これを江戸の人足寄場に比較すると全く問題にならない。何となれば、江戸においては人足の社會的改善の爲めに多種多様の職業を授け、以てその釋放後における安定を考慮して居るにも拘らず、ここではただ開墾といふ單一にして且つ單純な勞働を科するのみであつて、かくの如き勞働訓練が釋放後の生活に果して資し得るものありしや否やはすこぶる疑問とせざるを得ないのである。ただ、その勞働方法がかやうなものであるにも拘らず、勞働目的そのものは矢張り江戸のそれと異らなかつたこと次に述ぶる如くであるの故を以て、われわれは、これを教育的行刑の萌芽期の産物として把握したいのである。

四　釋　放

寄場人足は種種なる場合に釋放せられたが、わたくしは便宜上これを (1) 一定額の溜錢したる者、(2) 溜錢が一定額に達せざるも特に精勵せる者、(3) 特殊の技能を有し且つ善良なる者、(4) 改善の跡顯著なる者、(5) 赦、および (6) 人足を引取りたき希望者のありたる場合——この六つに分けてそれぞれ若干の考察を進めて行きたいとおもふ。

猶ほここに斷つて置きたいのは、人足寄場においては保安處分としても又刑罰としても共に不定期であつて、一定の年數を限りてここに收容したのではないといふことである。從つて、上記の諸事情が發生せざる限り人足は仲仲容易に釋放されなかつたのである。故にその釋放問題を考へるに方つては先づこの點を會得して置く必要があるのである。

(1)　一定額の溜錢を爲したる場合

(2)　溜錢が一定額に達せざるも特に精勵せる場合

寛政四年十二月、勘定奉行間宮諸左衞門が當場を巡檢せる際に全人足を呼び集めて申し渡した條目は、右の二個の場合を包括して居るから今これを一括して說明すると、先づその申渡條目は次の如き內容のものであつた。すなはち曰く、

子十二月四日諸左衞門嚴寄場江御見廻、人足共不レ殘呼出、於二役所一御用人御出席、寄場奉行村田鐵太郎申渡候趣左之通、

伺　濟

申　渡

其方共手業致候處、相拂元入用幷一日諸掛之內半減引落し、相殘分者不レ殘可二呉遣一候、其業ニ出精可レ致候、尤呉遣候內割合を以役所江預、溜錢可レ致事、右溜錢拾貫文ニ至り候ハヽ、引取人無レ之とも赦免申付候事、

但常々手業出精致候者者、溜錢拾貫文ニ不レ至候共、爲ニ褒美一拾貫文高手當致、赦免申付候事、

一　□成手業成者、其日之御手當被レ下候間、藁細工、船頭並地所內掃除□□又者堀浚等、手業ニ無レ之分も其日之御手當被レ下候間、右に准し溜錢致し、三貫文以上ニ至り候ハヽ、赦免可ニ申付一候、

但常々出精致し溜錢候者ハ、僻三貫文以上不レ至候共、爲ニ褒美一別段手當致し三貫文以上之高ニ致赦免可ニ申付一候、

世話役、小遣、外使等之類も溜錢可ニ相成一樣之手當致し可レ遣間、其旨可レ致候、常々不正之筋も無レ之、掟を守、勤方於レ宜者、相應之手當を以、赦免可ニ申付一候、

一　博突致候者死罪、

一　貳三錢之賭事致候者ハ、以來一日之飯米五合之內、貳合五勺取上、且手業溜錢之內十日分引落取上候事、

一　右賭事致候もの有レ之者、早速役所江可ニ申

出ニ事、

但、申出候者江前條之取揚候溜錢不レ殘其者江
呉遣可申事

以上が全文であるが、今これに依れば、普通の作業に従事せる人足はその一日の生活費の半額を給與せられ、その給與せられた部分の幾割かを寄場の事務所へ預け置かしめ、以て貯蓄せしめる。さうして、この貯蓄額が十貫文以上に達すると、たとえ當人を引取る者が無くても釋放せられるのであつて、これは『恒産あれば恒心あり』といふ思想にもとづき凡そ十貫文以上の貯蓄を抱えて社會へ出せば無宿浮浪人や惡黨の仲間に入つて罪に陷る如きこと無かるべしと考へたからであらう。更にまた藁細工その他の雜役に従事せる者も亦右に准じて溜錢をなさしめ、その額が三貫文以上になれば矢張り釋放せられるのであつて、以上は上記せる (1) の場合に該當するものである。

ところで (2) の場合に該當するものとしては、右に對する但書にあるところの、特別出精者をばたとえ右の拾貫文以上又は三貫文以上の溜錢に達して居らなくても特に釋放するものであり、これは當人の改悛の情に重心が置かれて居る點に注意すべきである。なほ、世話役や小使なども全く以上と同樣の取扱ひを受けたことは前記の申渡條目がこれを明示して居るところである。

それから、終りの三箇條には寄場人足における賭博犯のことを規定してあるが、これは釋放問題とは直接の關係が無いけれども、事の序であるから引用した次第である。

(3) 特殊の技能を有し且つ善良なる者

これに就いては寬政五年六月に寄場奉行村田鐵太郎が攝津守へ致したる報告書に次の如き珍らしい事が記されてある。曰く、

攝津守殿江　寄場奉行
寄場人足
肥後
亥　石
丑三十九

右之者醫道心掛候ニ付、常々寄場内ニ而療治等爲レ仕見候處、巧者ニ相見、其上心底も宜御座候間、此度鐵炮淵組松町江借宅爲レ仕、醫業可ニ相成一程之手當差遣、店爲レ持申候、依レ之奉レ入ニ御聽一候、以上

丑六月　村田鐵太郎

すなはち、肥後國出身にして當年三十九歳になる亥石と申す寄場人足は醫道に通じて居り、常に寄場内で療治をさせて見るに、醫術において特別の技術を有して居るのみならず、善良な人間であるから、このたび醫師を開業するに必要な手當金を給して開業せしめることとした、といふのであつて、封建時代——勿論その崩壞期のことであるが——の行刑にも實にかくの如き人間味の豐かなことが行はれたのは何となく溫かい氣持に打たれてならない。もとより、これに依つて當人が寄場より釋放せられたのは言ふまでもないのである。

(4) 改善の跡顯著なる者

この點に關し次に一例を擧げて置きたい。

松平田宮殿　中川飛彈守

山岡彌五郎知行
上州新田郡小舞木村
郡藏

右之もの先達而人足寄場江差遣候處、身持宜敷、諸事相愼候ニ付、寄場差免、歸村申付、村役人江可ニ相渡一旨、安藤對馬守殿御書付を以被ニ仰渡一候ニ付、其段申渡、村役人江引渡候間、此段御達申候、右之趣、寄場奉行江も御申達有レ之候樣存候、以上

戌四月

この文書は享和二年四月のことに屬し、勘定奉行中川飛彈守忠英より松平田宮への通知狀であるが、今これに依れば、寄場人足たる郡藏なる者は身持よろしく諸事相愼しみ改善の跡顯著であるから、ここに釋放して村役人へ相渡すべき旨を、老中安藤對馬守信成から命令が下つたのである。さて、かやうな者を釋放するやうになつたことは取りも直さず人足寄場が改善矯正を目的とせる教育所であつたからであつて、かくの如きことは本來的な德川幕府の牢屋制度のもとにおいては到底夢想だも爲し得ない事柄であつたのである。人足寄場が犯罪人または犯罪に陷るべき危險ある者を收容してこれを懲治することを最高目的とせるものであり、從つて斷じて應報刑の執行所ではなかつたことがこれによつて如實に物語られて居るのである。

(5) 赦

この時代の赦は、御卽位、將軍の元服、日光社參、佛事その他のありたる場合に行はれたものであるが、寄場人足がこの赦の特典に浴して釋放される者のあつたことは言ふまでもない。この點に就き次の文書は參考さるべきものである。

播津守殿	柳原隼之助
	寄場奉行

御赦之儀ニ付申上候書付

此度

御誕生御祝儀ニ付

御赦之儀被ニ　仰出一御座候、然ル處、寄場人足之儀者、是迄引取人有之候得者、月數之見分を以引渡候間、此度別段

御赦等不ニ申上一候得共、右被ニ　仰出一も御座候儀ニ付、引取人有レ之候者ハ月日之多少ニ不レ拘、當年中者差免可レ申奉レ存候、依而申上置候、以上

十二月　　土屋鐵四郎

（追記）

「右書面上ケ候處、右之趣ニ者不レ及旨ニ而、御下ケニ相成候事、」

右の場合には何故か許可になつて居らないが、これは何かの事情にもとづくものであつて、普通には寄場奉行の上申書の如く、赦あれば引取人の存する限り人足を釋放したのである。

(6) 人足を引取り度き希望者のありたる場合

この場合の實例としては、次に揭ぐる伺書が最もよくこれを物語つて居る。曰く、

寄場人足之內、百姓素情之者、身寄無レ之類、近在百姓杯江戸遣候樣可レ仕哉、然ル處、此節川崎神奈川在百姓、寄場人足之內引取人無レ之、百姓ニも可ニ相成一者御座候ハヽ、追々引受、百姓ニも仕度段願候者御座候間、人足之內百姓ニも可ニ相成一もの當人存寄取紙候上、屆候者江戸遣候樣可レ仕哉、此段奉レ伺候、以上

子七月　　村田鐵太郎

これは寬政四年のことであり、同月二十一日付を以てこの申請が許可されて居るが、ともかく寄場人足の內で百姓出身の者であり且つ引取人のない者は、當人の意向を尋ねたる上にてその身柄引取の請願者へ相渡すといふのである。しかして、この請願を爲したのは今日の神奈川縣川崎市に住む或る百姓の者だとあるが、文面に依れば彼れは一人のみを引取りたいといふのではなくて幾人でも欲しいらしいやうに解せられる。さすれば彼はかかる人足を引取つて一體どうしようといふのであらうか。自家の所有地を耕作せしむるにしても、さう何十人、何百人もの人手を必要とするわけではあるまい。事によれば彼等を非人道的方法で他へ人身賣却したのではあるまいか。勿論これは惡い意味の邪推であり、かやうな後後のことは今本稿の關せざるところであるが、いづれにしても、かやうな出願をする者が變つて居れば、又これを引渡すことを許可せる役人の頭も大分變つて居る。尤も、役人としては、一日も早く彼等を眞人間に立ち還らせたいとの念願の下に爲したこと疑ふの餘地がないが、その結果は果して如何であつたであらうか。

五　餘　論

まだ書きたいことがあるが、今はこの程度にして置く。ところで、江戸の人足寄場は町奉行の管するところであつたが、常陸のそれは勘定奉行の管轄に屬したこと最初に述べた通りである。これは幕府の行政管轄上の當然の產物であつて、町奉行が江戸府內のみをその支配地域となしたるに對し、勘定奉行（公事方）は全國の天領（幕府領）および關八州の私領を支配圈としたからして、同じ人足寄場であつても町奉行は常陸のそれに對してはどうしても手を出すことが出來ず、便宜上勘定奉行がその局に當つたのである。これなどは行刑の統制といふ點から觀れば明らかに統一されて兩者のいづれか又は別個の統合機關によつて總括さるべきであつたらうが、どうも行はれなかつた。現に江戸に在る傳馬町の牢屋や品川と淺草との溜なども町奉行が支配したのに、同じ江戸の本所に在る牢屋は勘定奉行の配下なる關東郡代がこれを管轄したのであつた。かやうな點から言ふと、幕府の行刑組織は甚だ亂雜なものであつたと言はねばならない。

筆を擱くにあたり、財團法人刑務協會當局の厚意に對し、わたくしは、ここに、切に、至深の謝意を表するものである。

明治監獄年譜（四）

辻敬助

一四　明治十四年

一月内務省中警視官を廢し警視局を警保局と改め又再び警視廳を置き尚管内監獄署を改置した。卽ち警視監獄署を石川島監獄署と改稱し監獄第一支署を鍛冶橋監獄署東京府下監獄名稱沿革一覽表

	現東京拘置所	現豐多摩刑務所	現府中刑務所	現小菅刑務所
明治元年	—	囚獄（牢屋敷）	石川島人足寄場	—
明治二年	—	囚獄司	同	—
明治三年	監倉事務取扱所	同	石川島徒場	—
明治四年	同	東京府囚獄掛	同	—
明治六年	同	同	石川島懲役場	—
明治八年	同	市谷谷町囚獄役所	同	—
明治九年	監倉署	市谷囚獄署	石川島懲役署	—
明治一〇年	監獄第一支署	市谷監獄支署 監獄第二支署	警視監獄署（本署）	—
明治一二年	同	同	同	東京集治監
明治一四年	鍛冶橋監獄署	市谷監獄署	石川島監獄署	同
明治一七年	鍛冶橋監獄分署	市谷監獄分署	石川島監獄分署	同
明治一九年	監獄本署	監獄市谷分署	監獄石川島分署	同
明治二四年	警視廳監獄署	警視廳監獄市谷支署	警視廳監獄石川島支署	同
明治二八年	同	同	警視廳監獄巢鴨支署	同
明治三〇年	鍛冶橋監獄署	市谷監獄署	巢鴨監獄署	同
明治三六年	東京監獄	市谷監獄	巢鴨監獄	小菅監獄

備考　東京集治監は內務省又は司法省の直轄其他は警視廳の監督下に在りたり

監獄第二支署を市谷監獄署と爲し各獨立せしめたのである。東京府下の監獄は維新以來屢々其の名稱を改め文字通りの朝令暮改を繰り返してゐるが玆に序でながら明治年間に於ける變遷を圖表して讀者參照の便とする。

同じく**一月**警視廳は監獄官の名稱を定め其の首長を典獄と爲し外に副典獄、書記　看守長、看守副長、看守を置いた。全國的に監獄官の名稱を統一したのは此の年三月の事であるが警視廳は陣容整備の必要上一足先きに新名稱を採用したのである。かくて三監獄署配置の警部、警部補等は監獄書記、看守長、看守副長に巡査は看守又は看守副長に夫々任命を見警部巡査の監獄を看守することは廢された。（前監獄署長安村治孝典獄に任じ石川島監獄署詰を命じ六月鍛冶橋監獄署詰監獄書記朝倉本生市谷監獄署詰同大串保共に副典獄に任ぜられた。

二月內務省は監獄費支辨の處分項目を定めた。卽ち監獄費（地方稅）は獄署諸費、看守以下俸給、並に諸給與、囚人、懲役人の諸費に充當し該務に從事する官吏（判任、等外）の月俸、其他旅費、滿年賜金、勉勵手當、宿直賄

料等の諸給與は本廳經費（國費）中より支辨し又監獄に屬する地所、屋舍、罪囚工業用の器具、及び製作元品等は直に地方稅に附屬し倘役囚の雇工錢は地方稅に附屬決算し若し贏餘あれば翌年度に充行することゝした。同じく**二月**靜岡縣監獄署藥工場より發火し工場六棟監房五棟共の他八棟を燒失した。原因は不明であるが未決囚十六名既決囚二十餘名混雜に乘じて逃走した。**三月**囚人給與規則（明治八年）を廢止し在監人給與規則を定め七月一日より施行した。改正稟申書には「地方の便宜に委し斟酌增減せしむる爲」と述べてゐるが實は監獄費の地方稅負擔に對する民論緩和が目的であつた。當時監獄則の改正案が既に太政官に於て審議中であつたに拘らず急遽發令を見たのも府縣の豫算編成に間に合はせる爲であつた。改正の主要點は主食の白米を白米及割麥となし又粟稗の代用食を認めたる事。(二)加給食の規定を削除したる事(三)工業勉勵者に對し工錢を以て食品購入を許したる事であつた。この最後の食品購入は主食物の品質低下を豫想して之が補給の意味を以て認められたものと見るべきであらう。同じく**三月**石川島監獄署長安村治孝は神佛耶各派の混淆敎誨の弊害を痛感し大谷派**本願**寺一派に歸一せんことを上申して許された。彼は熱烈なる眞宗信者であつたといはれてゐる。當時一宗一派に於て敎誨を獨占せる監獄（本署）は本派八、大谷派五、其の他三計十六署に過ぎず多くは各宗各派の混淆狀態であつた。同じく**三月**內務省は集治監に入るべき囚徒の種類及其の費用の區分を定めた。卽ち刑期終身の者及國事犯刑期五年以上の者とし其の費用は國庫より支辨することゝし倘府縣監獄に入るべき囚徒にして集治監に在る者の費用は其の刑を宣告せし地方の地方稅を以て支辨すべきことを命じた。これは客年十一月監獄費地方支辨に改められたる結果集治監既有の地域と然らざる地方とは負擔の均衡を失するものあるを以て茲に拘禁種類及費用區分を明確にするの必要が生じた爲である。內務省は最初先づ囚徒五年以上の者は悉く集治監に拘禁するの計畫を立て集治監三個の增設を稟申したのであるが財政上の關係よりして二個所二十萬圓を限度として建設すべき旨の指令を受け次で同省は刑期十年及終身の者を集治監に集禁し國庫支辨となさんことを上申せるも太政官は更に其の範圍を制限して遂に右の如く定められたのである。同じく**三月**內務省は監獄官名稱を統一し所管集治監、獄司以下官等俸給を改定し倘同時に府縣官中典獄、副典獄、書記、看守長、看守副長を置き官等俸給を定めた。

○集治監

官等	奏任	判任	同等外
官名	典獄	副典獄	書記 看守長	看守
月俸	百五十圓	百二十圓	百圓	八十圓	七十五圓	六十圓	五十圓	四十五圓	四十圓	三十五圓	三十圓	二十五圓	二十圓	十五圓	十二圓	十圓以下

○府縣監獄

官等	判任	同	同	同	同等外
官名	典獄	副典獄	書記	看守長	看守副長	看守
月俸	七十五圓	六十圓	五十圓	四十五圓	四十圓	三十五圓	三十圓	二十五圓	二十圓	十五圓	十二圓	十圓以下
							十二圓以上	三十圓	二十五圓	二十圓	十五圓	十二圓	十圓以下六圓以上

次で監獄諸規則の改廢制定せらるゝありて監獄殊に地方監獄は茲に始めて警察從屬の地位を脫し內務行政中重要なる地步を占むるに至つたのである。此の事は我行刑史上一大劃期的の改革にして曩に監獄費の地方移管に依りて失はるべき損失を或程度まで喰ひ止めることが出來たといはれてゐる。殊に此の新名稱は監獄部內の士氣を鼓舞し人心を新にする上に多大の效果があり又一般社會上に於ける監獄の地位向上にも少なからず役立つたことは言を俟たぬ處であらう。此の意味に於て當時の石井監獄局長の功績は永く記憶せられなければならぬと思ふ。

三月中に於ける監獄諸規則の創定改正せられたるもの左の如くである。

1 監署雜則、並書記、看守長以下分掌例傭人分課例の創定。
2 集治監職制、事務章程、雜則、並書記、看守長以下分掌例及傭人分課例の改定。
3 監獄署押丁給與品を定む。
4 監獄看守長及看守の服制並提灯徽章を定む。
5 監獄看守長及看守に帶劍せしむ（其の劍制は適宜たらしむ）

6　府縣職制中典獄、副典獄、書記、看守長、看守の職務を追加す。

7　司獄官吏及傭人設置程度及押丁女監取締俸給を定む

判任官、在監人二百人以下五名を置く。以上は百五十人毎に一名を增加す。

看　守、在監人十五人に一名を置く。

押　丁、在監人十人に一名を置き、俸金は八圓以下とす。

女監取締、在監人二十人に一名を置き、俸金は十五圓以下とす。

全國監獄職員表

官名	典獄(奏任)	典獄(判任)	副典獄(判任)	書記(判任)	看守長(判任)	准判任
現員	四	六(兼任一七)	二八(兼任二一)	二一六(兼任六四)	一〇八(兼任三二)	二〇(兼任六)

官職名	看守(等外)	出仕(等外)	傭	教誨師	醫師	押丁
現員	二、七九七(兼任三)	四二四(兼任二)	八二八(兼任五)	三七	一四四	三、〇二四

職名	女監取締	授業師	仕丁	合計		
現員	四二	一一九	四八三	八、二八〇(兼任一五〇)		

以下とす。

教誨師、醫師、授業手、人員俸給共に適宜。

此の最後の職員設置程度の制定は寧ろ監獄費移管に伴ふ善後處置とも見るべきものにして各府縣に對し職員配置の基準を示し豫算編成上の參考に資する爲であつたと思はれる。當時の地方財政の窮狀より見ても內務省が獄制の整備乃至人員增加等の積極的效果を狙つたものと見ることは出來ないであらう。因に明治十四年十二月末日現在全國監獄職員は左の通りである。

四月、各監獄懲役人製作品を內國勸業博覽會に出品せるも受賞其他詳細の記錄を失するは遺憾である。同じく**四月**警視廳に於ては押丁をして携杖せしむることゝした。通例官棒と稱し樫製にして長さ四尺餘現在警視廳巡査使用の物に類似する。色々の批難があつて間もなく廢されたが兇惡者の戒護取締上危險尠なからざる爲十六年十一月復活した。**五月**大津監獄署內再び暴徒數十名事務室に押し寄せ騷擾を極めたが今回は威壓を避け懇切に訓話を試みて之が鎭靜に成功した。同署は此の經驗に基き土曜、日曜の兩日儒者を聘して四書を講ぜしむることゝし囚情も漸次鑿ふに至つたことは行刑の局に在る者の三思すべき所である。**七月**在監人傭工錢規則を創定し八月一日より施行することゝした。本年三月在監人給與規則を改正せる結果食料粗惡となりし爲各地の囚情頓に惡化し到底一日も猶豫し難き情勢があつた。仍て內務省は太政官に稟申し監獄則の改正に先立て監獄則草案中工錢の部をば分離發表することゝなつたのである。當時內務省の稟申書はよく個中の消息を傳へてゐる「先に在監人給與規則定められ候處其食料は從前に比すれば大に粗惡となり而して囚徒の最も意を屬する傭工錢給與の方法從前の規則其儘施行する時は自然囚情に鬪し暴戾の念を起こし容易ならざる妨害を來すも難計云々」といふのであつた。**八月**、石狩國樺戶郡須部都に樺戶集治監を設置し翌九月三日開廳した。北海道集治監は新刑法（十三年）の徒刑、流刑の囚徒は之を島地に發遣せしむるの制に備ふる爲所謂島地植民監獄設置の目的を以て建設せられたのである。これより先き十三年四月內務省御用掛准奏任月形潔氏監獄位置撰定の命を受け北海道に渡り膽振、後志、石狩等の山野を跋涉し遂に此の地を撰擇し十月允許を得冬期中樹林を伐採して建築の準備を爲し十四年融雪の候を期し一氣に建築を進め數ヶ月にして落成を見るに至つたのである。大正八年廢監となつたが同敷地跡地名には月形氏の名を傳へてゐる。同じく**八月**警視廳は受負工役規則を定めた。全文二十三ヶ條より成り作業の種類、受負業者の義務、受負契約期間、雇工錢に至る迄詳細に規定してゐる。作業に關する最初の纏つた規程で之に依て受負業の觀念が始めて明確となり尙作業經營方式は原則として受負主義に轉換するに至つたのである。

九月愛媛縣監獄署は別子住友鑛山に監獄署出張所を設け囚徒二百人を採鑛に從事せしめた。當時九州地方に於ては福岡、熊本、長崎の諸縣工部省三池鑛山分局の要求に應じ各二、三百名の囚徒を鑛山勞役に出役せしめてゐた。別子も此の例に倣つたものと思はれる。同じく**九月**監獄則を改定公布し十五年一月より實施した。これは客年の刑法改正に伴ひ舊監獄則を根本的に改正するの必要があつたからである。全編百十三條、四編、十五章に分かたれ法文の體裁も整ひ舊來の面目を一變せる觀があつた。改正の重點とも認むべきは左の如くである。

監獄の種別を明にしたる事。

則ち監獄は監倉（未決）懲治場（不論罪者及尊屬親

の情願に因る放恣不良の子弟收容）懲役場、拘留場、及集治監の六種に分つた。

2 管理の歸する所を明示したる事。

3 巡閲の制度を創設し行刑の統一を圖り幾多の陋弊を脫却せんことを期したる事。

4 雜居制を採用し年齡罪質等に依る分類拘禁法を設け罪惡傳播の弊害を除去せんとしたる事。

5 改悛助長の方法として賞遇制度を創設したる事。

6 階級制を廢し傳告者誘工者の制度を設けたる事。

7 監獄に教誨師を置き已決囚及懲治人に對し免業日又は日曜日に於て教誨を施さしむることゝしたる事。

8 假出獄並に免幽閉者に關する規程を設けたる事。

十月山口縣監獄署チブス發生し翌十五年六月に至る間患者五百二人死亡者百二人を出した。同じく**十月**東京帝國大學法學及政治學教員及學生學術研究の爲監獄參觀を願出でたが已決監に限りて之を許したこれ學生參觀を許せる最初である。**十一月**警視廳管内各監獄署在監人配當管理を定め十五年一月より實施した現在の所謂拘禁區分である。これは新監獄則の採用せる監獄の分隔並に拘禁分類の精神に則つたものと見るべきであらう。

鍛冶橋監獄署　未決者、拘留者、重禁錮囚、女囚。

市谷監獄署　懲治人、重禁錮囚、幼年囚

（尚十五年九月より罰金を輕禁錮に換へたる者をも拘禁す）

石川島監獄署　重禁錮囚、輕禁錮囚、重懲役囚、輕懲役囚。

十二月、內務省は監獄則第十七條の覆面巾及同百九條罰具の制式を達した。前者は重大犯人の未決中着用せしむる覆面巾の圖式で防空演習用の防毒面を黑くしたやうなものである。單に共犯者の認識を避くる爲の戒具と見るべきである。後者は所謂懲鎖の圖式で無期徒刑の囚徒逃走し若は獄舍、獄具を毀壞し又は暴行脅迫を爲し其他重罪輕罪を犯したる時に釱及銕丸を施す制式を定めたのである。この悽慘な罰具は明治廿二年の監獄則にも踏襲された。同じく**十二月**長野縣監獄著に於て囚人三名共謀し工場に放火し其の一部を燒き尚これと相前後して未決囚等年越と稱して飲酒し醉に乘じて監房を破壞し三十餘名逃走せる驚くべき事件があつた。

一五　明治十五年

二月一府七縣同盟獄事會に於て『教誨師は神官僧侶儒者の中就れが可なるや且各派混淆するを是とするか將又一派に限るを是とするや如何」の議題に付討議あり結局「一派を可とす但し其效驗に至りては各府縣區々」の決議を見た。所謂篤志教誨師の各派交錯鼎立の弊害漸く

顯著となりたると一面又監獄則の改正、司獄官設置程度及監署雜則傭人分掌例等の制定に依り常置教誨師任用の必要に迫まられ今や教誨師所屬宗派の問題が實務家の間に頻りに論議せらるゝやうになつたのである。併し乍ら大教院や教導職の職制も尚嚴として存在し儒教の勢力も侮り難く又耶蘇教の進出も目覺ましく佛教各派若は一宗一派に歸一するには尚多くの歲月を要したのである。

三月樺戸集治監の囚人罪を犯し輕罪以下に該る者は司獄官吏に於て裁判し治罪の手續も便宜取計を爲さしめた。（重罪は函館重罪裁判所の處分に屬す）この司獄官吏裁判權は明治廿三年の構成法施行條例に依りても其效力を認められ同四十一年まで存續した。其の取扱件數は樺戸に於て明治十五年より同二十四年迄百五十七件空知に於て明治十六年より同二十四年迄三百三十四件の多數に上つてゐる同じく**三月**茨城縣監獄本署出火し時恰かも西風强烈なりしと消火の設備不完全なりし爲建造物並一切の物品は悉く烏有に歸したが原因其他詳細は不明である。**四月**京都府監獄本署懲役終身囚二名反獄を謀り瓦斯燈の火を工役場に放ち獄舍概ね燒失した。此機に乘じ逃走せる者二十五名を出した。昨年以來各地囚情頗る不穩にして逃走反獄放火等頻々たるものあり內務省は京都の反獄に鑑みて隣接地大阪並に滋賀兩地の囚情問合の電報を發する等周章警戒に力めしが九月愛知未決監の反獄あり十月岡山未決監囚徒の放火逃走ある等各地囚情の動搖は容易に治まらなかつた。此等囚情不穩は客年七月食料の變換並に監獄則の改正等に依り其の處遇が舊時に比し著しく嚴肅となりたりとの誤解ありたると一面又改正刑法の施行に伴ふ徒、流刑の適用增加、並に北海道集治監開廳等の事實に刺戟せられたるに因るものと解すべきであらう。

同じく**四月**板垣退助岐阜に於て遭難した。加害者相原尙褧は直に捕へられ無期懲役に處せられた。相原は小學校教員にして國粹主義者であつた。板垣が詭激なる自由主義を唱へ遂には吾が萬邦無比の國體をも破壞せんとするものなりとし將來の禍害を除かんとしたのであつた。「板垣死すとも自由は死せず」と豪語したのは此の時の事である。相原は北海道に送られ明治二十二年憲法發布に際し大赦に浴し出獄せるも後幾何もなくして海に投じたといふことである。板垣は昨年十月國會開設の勅諭渙發を機としフランス流の自由黨を組織しイギリス流の改進黨を組織せる大隈重信と共に各地に遊說して議會卽行論を主張して薩長派と相對峙し朝野の抗爭は漸く尖銳化するに至つた。相原の兇行の如きも此の副產物と見るべきである。政府は自由黨改進黨を抑壓すると共に參議伊藤博文中心となり維新の精神を採り入れたる獨逸流の憲

法を制定せんとして西園寺公望、伊東巳代治、平田東助等と共に海外に遊び墺太利ウキン大學シュタイン教授獨逸ベルリン大學グナイスト教授に教を乞うた。彼等は天皇大權の微動だもせざる君主權の強大なる憲法の必要を力說し歸來武藏國金澤沖、夏嶋に於て刻苦精勵憲法草案の編纂に當つた。此の間にも官民の軋轢は益々尖銳化し後に述ぶるが如く此年十二月福嶋事件起こり次で新潟縣高田事件、群馬事件、茨城縣加波山事件、秩父暴動、長野縣飯田事件、名古屋事件、靜岡事件等の大獄相踵いで起つた。同じく**四月**內務省は已決囚賞譽勘査內規を定めた。監獄則第二章の施行內規と見るべきものである。囚徒の賞譽は假出獄を許すの基礎的條件にして苟くも偏頗異同あるを許さぬのである。仍て內務省は內規を定め典獄をして比準施行せしめたのである。各囚の刑期四分三(無期は十五年)を五分して之を一期となし每期々限の末、若は之を經過したる後一期一次の賞譽を行ふものである。賞譽の標準は獄則を謹守し常に弛怠の狀なきの外或は作業を勉勵し衣食費補償の工錢を得る者或は眞心改悛他囚の範と爲るべき善行ある者等と爲し刑期四分三を經過し假出獄を許可すべき囚徒は豫め內務司法兩卿に申稟すべき事を定めたのである。**五月**警視廳は管內三監獄署事務の統一聯絡を圖るが爲監獄會議を開設した。各監獄署は同一の法令に依り且同一の權限を以て職務を執行すと雖も其の運用異同なき能はず仍て各典獄及警視廳第二局第三課獄事主任等時々會同して各其の所管の實況を開陳し利害得失を討議し職務執行上異同なからしめん事を期したのである。**六月**集治監を北海道札幌縣下空知郡に置き空知集治監と稱した。これより先き十四年六月集治監增設の允許を得翌七月內務省權少書記官渡邊惟精氏集治監建設の命を受けて渡道し北海道開拓使及樺戸集治監月形典獄の援助の下に地を空地郡市來知に卜し十月建築に着手し十五年七月工を竣へ開廳の運びとなつたのである。最初內務省は漁獵を目的として**根**室附近河海に便なる地を擇ばんとしたが實地踏查の結果開墾本位に變更を見たのである。同じく**六月**無籍在監人は從來豫め籍を定めしむる制なりしを、本人放還の時、籍を望の地に定めしめ、典獄の通知書を携帶就籍せしむることに改めた。**九月**鍛冶橋監獄署已決囚四名點檢時開扉に際し跳出し看守押丁に組み付き帶劍を奪ひ脫監せんとせしも看守數名駈けつけ反囚を斬つた。三名斃れ一名重傷を負ふた。**十二月**三嶋通庸福嶋縣民の反對を押し切り國道の開鑿を計畫したるに端を發し所謂福嶋事件起こり福嶋縣會議長河野廣中、愛澤寧堅等五十四名を國事犯として檢擧し後內亂豫備罪として東京に護送し大審院內高等法院に付せら

れた。翌十六年七月河野は輕禁獄七年愛澤外四人を同六年に處した。內亂罪として處罰せる最初のものとして有名である。河野は十七年四月宮城集治監に移され明治二十二年大赦の恩命に浴して出獄した。

一六　明治十六年

三月福岡縣三池郡下里村に三池集治監を設置し、翌四月十七日開廳した。これより先十五年八月內務工部兩省は三池炭山採掘事業の擴張並に西部地方長期囚管束の必要を理由として三池炭山に集治監設置方を稟申し同年九月太政官の許す所となつた。獄舍其他附屬官舍等の建築は工部省の營業費を流用支辨し直ちに工事に着手し此月漸く獄舍一棟看守所炊所其他附屬建物の落成を見差向囚徒五百名集收の見込を以て開設の運びとなつたのである。工部省が巨額の建築費を負擔し、尙且之が設置を要請せる事情は兩省連署の上申書に詳かである。「工部省所管三池炭山は明治六年官行以來大浦梅谷其外數坑の採炭に從事し追々事業旺盛に赴き候に付尙一層の擴張を企圖し先年來七浦坑開鑿の末目下已に著炭相成候に付近々より採炭に著手可致筈にて差向夥多の坑夫を要し候然るに同炭山近傍の人民は農時閑隙の時に在らざれば坑業に服する者無之周年の營業時々差支を生ず數年前より近縣の囚徒を使役し頗る其便を得候へども尙集囚方の困難尠なからず況や前陳七浦坑採炭繁劇の際に至ては右坑夫募集方愈々以て大困難に及ぶのみならず到底將來該業の目的を達する能はざるを以て云々」と上申し大藏省又「鑛夫募集諸費に於て幾分の減少となる」を理由として此の變則的な建築に同意したのである。三池炭鑛は明治廿一年三井鑛山の所屬となつたが引續き囚徒の勞役を許し昭和六年同監獄の廢止に至る迄繼續した。我國資源の開發乃至鑛山業の發達に對し多大の貢獻を致したことは特筆せらるべきであらう。同じく**三月**新潟縣高田町自由黨員赤井景韶は時勢を慷慨して大臣暗殺を企て自ら天誅黨を組織したが遂に發覺して他の同志二十五名と共に捕へられた。赤井は內亂豫備罪として大審院特別裁判に附せられ此の年十二月重禁錮九年の判決を受けた。政府は此等の事態に鑑み新聞條例を改正し益々言論の自由を拘束するに至つた。**四月**內務省看守の懲罰は巡查懲罰例に準據せしめた。從來は一般官吏懲戒令に依つたのを改めたのである。**六月**德嶋縣監獄署傘工場より發火し工役場の全部を燒失した。原因は工場內に傘の帽子に用ゆる油紙の自然發火と認められた。混雜に乘じて逃走せるもの三十九人の多數を出した。囚情の不良もさることながら戒護力の薄弱眞に驚くべきである。同じく**六月**警視廳は獄則違

背徳罰處分内規を創定した。これは曩に一府七縣同盟獄事會の議決に係るものにして通編七章三十三條より成り總則、加減順序、敎令に關する罰例、服役に關する罰例、身體及物件に關する罰例、獄署の靜謐に關する罰例、無期囚徒施鈦罰例とした。事犯別に懲罰例を定め尚加減斟酌の餘地を存した。後年少年監に於ける各種不良行爲に關する規程に相似せるものがある。現在は何等此種の内規なく一に所長の自由裁量に委せられてゐるが或る程度まで此の種の運用規準を定むるの要があるのではないかと考へる。同じく六月三池集治監受刑者十七名竊に鋸を居房に持込み厠格子一本切抜き脱走した。尚此月同監受刑者六名七浦炭鑛より歸監の途中聯鎖を切斷し看守に暴行を加へ逃走し七月には熊本縣監獄署三池出張所梅谷坑より受刑者二十六名逃走した。か樣に採抗作業に伴ふ犧牲は大きかつたが、當時囚徒作業としては最適當のものとして九州各地に行はれた。殊に熊本縣監獄署に於ては西南戰役前より工部省鑛山局の要求に應じ此地に出張所を設け常に二百餘名の囚徒を出役せしめた。西南戰役に際し一時中止し其收容獄舍を長崎縣に貸與せることありしが間もなく復活し當時は福岡、長崎兩監獄署と共に梅谷坑の採掘に從事してゐたのである。七月廣嶋縣監獄署第一支署監倉一棟燒失し未決囚六十名燒死し尚逃走者二十一名を出した。原因不明なるも兇惡囚の放火と認められてゐる。燒失監倉は明治十二年の新築に係る十字型獄舍にして火災に際しては舊式獄舍に比し却て慘害を多からしむるものと認められ爾來內務省は算木型主義を採るに至つた。尚同署は翌八月再び祝融の見舞ふ所となり新築工場六棟中五棟を失つた。これ又放火の疑濃厚であつた。十五、六兩年は正に監獄焰禍時代であり囚情は依然として混沌たる有樣であつた。同じく七月警視廳看守休暇は巡査休暇規則に準依せしめた。看守休暇は從來廳員一般の賜休暇に依れるも其の勤務待遇等巡査に等しきを以て昨年一月所定の巡査休暇規則に準據せしめたのである。各府縣も概ね之に倣つた。八月小原權大書記官兵庫縣監獄署其他關西各地を巡閱した。同署川畑副典獄は遇囚に關する長文の意見書を巡閱官に提出し敎誨の重要性を論じ囚徒に直接する職員は總て奮勵敎誨に從事するを要する旨を力說した。當時は囚情不穩にして遇囚の基調混沌たるに際し敎誨に依て囚徒の敎養を土臺から練り直して行かんとした點而かもそれが全職員總動員の姿勢をとるの必要を主張したのは眞に卓見といふべきである。八月三池集治監受刑者二十數名逃走せんとして騷擾し暴威を振ひたるも職員防禦に力を盡し之を鎭壓した。十一月警視廳押丁をして再び携杖せしめた。猛惡な

る囚徒に接するに危險少なからざるのみならず先に看守長看守帶劍して威嚴を加へたるに鑑み舊に復したのである。當時德嶋の如きは取締の爲押丁に鞭を貸與しありしも巡閱の結果之を携杖に改めた。同じく十一月小原權大書記官は更に警視廳管內各監獄を巡閱し査閱問題二十八條を下附して之が答申を求めた。答申書は當時の獄內事情を知るに便あるを以て其の一部を抄錄して讀者の參考に資することにした。

1 監獄則施行以來の囚情如何

未決囚、米飯を廢し米麥混淆の食を給し沐浴の度數を減じ其の處遇稍嚴なりと雖も嘗て不平を愬ふる者なし。

已決囚、食料の粗なると食物の差入を禁ぜし爲當時は皆其の意に慊らずとし違犯者も亦幾何か增加せるも今や賞罰の改正假出獄の恩典並に敎誨の施設あり囚徒漸く新法の便を知るに及び獄裡の整肅前日に勝れり且同囚相制の法を定めたる結果は大に積年の弊風を洗滌せり。(之を以ても處遇內容の改正は直に囚情に影響する所であり、戰線にある司獄官吏は之が爲、如何に囚情整理に惱みつゞけなければならぬかを知ることが出來やう。)

2 監房の別異如何

石川嶋監獄署は僅に二十六房の監房より成り平素在監者二千有餘人刑名の數現に九種今其の犯數及年齡に由て別異すれば在來の監房を以て其の半を充たす能はず是に於て之を別異する事下の如し。(イ) 十六歲未滿者、(ロ) 舊律懲役十六歲以上二十歲未滿者、(ハ) 舊律懲役二十歲以上初犯者、(ニ) 舊律懲役二十歲以上累犯者、(ホ) 重禁錮十六歲以上二十歲未滿者(ヘ) 重禁錮二十歲以上者、(ト) 重輕懲役者、(チ) 輕禁錮者、(リ) 禁獄者、(ヌ) 徒刑者、(ル) 別房留置者。當時各地共收容者激增し監房は常に狹隘を訴へ犯數年齡等に亙りて監房別異を勵行することは實際上不可能の狀態であつた。)

3 囚徒食費償却及び工錢を以て食物を購求する狀況如何

鍛治橋 總囚平均(十六年上半期)二百二十六人中償却者百十四人、食物購求者一日九十四人

市谷 同 千百七十二人中同三百六十八人、食物購求者一日百三十人。

石川嶋 同 二千百九十七人中同九百四十一人。

食物購求者一日百二十四人

尚購求食物は鷄卵、パン、切餅、雜菓子、餅菓子、煎餅、甘藷、嘗味噌、煮豆、佃煮の類であつた。

Criminological Research in Germany

Nathaniel Cantor

ドイツに於ける犯罪研究の最近の傾向

ナサニエル・キヤンター
（米國ニューヨーク州バッファーロー大學教授）

何が犯罪の原因となるか、犯罪人といふのはどんなものであるか。過ぐる二十年間、わが合衆國に於ても亦た歐洲大陸に於ても、クリミノロヂーに關する研究は、其大部分とまでとはいはないにしても、多くこの二つの關聯して離れない問題を中心として行はれてきたのである。たとへ、學者の支持する見解や其の研究の方法がいかに極端であるにしても、それは問題ではないのであつて、或る特殊の犯罪行爲の下に横はる因果的なファクター（要因）について知る所なくしては、いかにしても犯罪の取締は效果を擧げることはできないといふことは、學者間の意見の齊しく一致してゐる所なのである。

アメリカの學者は、これまで、心理學並びに社會學上の見地からこの問題を取扱つてきたのである。今玆處で其理由は論ずる必要はないが、アメリカに於ける研究の大部分は心理學者並びに社會學者の手中に在つたのである。之に反して、歐洲大陸に於ける犯罪研究は主として醫家並びに精神病學者によつて指導されてゐたのである。是に於てか、大陸に於ては、研究の重點が行爲の肉體的卽ち組織的方面に、進んでは、生物遺傳學上の因果關係に置かれてきたのである。

玆處に、自分が一文を草したのは、歐洲大陸に最近發達した右の研究に關する二三の方法技術を論じてわが學

界の注意を喚起してみたいと思つたからである。此等の方法を用ひる研究運動は一般に刑事生物學的研究（"Kriminalbiologie"）として知られてゐるものである。かゝる技術方法についてはバイエルン（バヽリア）（ドイチエス・ライヒの一州）が最も廣汎な方面に亙り且つ極めて批判的な應用を試みてゐるので、以下の論述には特にバイエルンの刑事生物學の著書を引用參考することにした。

一　ロムブロゾーと刑事生物學

バイエルンに於けるクリミナルビオロギー（刑事生物學）の研究事業の記述に入るに先立つて、歐洲大陸を通じて偉大な影響を及ぼしたロムブロゾー〔註— Cesare Lombroso（1836—1909）〕は有名なイタリアのクリミノロヂストで、犯罪者は非犯罪者に比して肉體的にも、神經的にも、並びに、精神的にも高度の異常性を示すもので、此等の異常性は一部は病的變質、一部は遺傳に歸因するものであつて、犯罪者は狂人と野蠻人の中間に立つ人類の特殊のタイプに屬するものであるとの說を唱へたのである。この「クリミナル・タイプ」の學說は非常な批難を受けたものであるが、其の根柢に一部の眞理の存することは凡ての學者に認められたのである。多くの著書があるが、就中最も有名なのは一八八九年に公にされた、右の「クリミナル・タイプ」に關する「犯罪人」（"L'Uomo delinquente"— "The Criminal Man"）である〕の學說の一般的傳統と刑事生物學との關係を述べるのは頗る有益であると思ふのである。ロムブロゾー以前の先進諸氏の功は固より沒すべからざるも、生理に關する形態學上の諸特質に基いて「クリミナル」（犯罪者）なるものについての學說を立てたのは彼を以て嚆矢とするのである。

伯耳義の醫家にして人體測定學者なるルイ・ヴエルヴエツク博士は、ベルチヨン（註— Alphonse Bertillon（1853— ?））はパリの人體測定學者で、獨特の犯人鑑定術を發明したので有名である）及びロムブロゾーによつて提撕せらるる所あつて、犯罪性を示すに足る指標を發見することを試みたのである。伯耳義政府行刑局の刑事人類學課（Service Anthropologique Pénitentiaire）の長としてベルヂツクに於ける主なプリズンから過ぐる十五年間に約三萬のケース（件例）を集めたのである。ヴエルヴエツクは、受刑者の身長と水平に伸した左右兩手の

指の尖頭の間の距離との關係に於て犯罪性の間接の指標を見出し得たと信ずるのである。この關係の過度のものは退化變質の證であつて、犯罪者並びに精神病者は變質者であるといふのである。

ヴエルヴエツク博士は、ロムブロゾーの傳統に從つてなほ形態學的の身體の構造を以て犯罪性の判斷條件とはしてゐるが、しかし、國内の大刑務所に保存されてゐる附屬精神病院に於て蒐集された資料によつて、彼は、變質は内分泌腺の機能の缺陷及び一部は原形質の中毒によつて生ずるものであるといふ見解に導かれたのである。

ヴエルヴエツク博士の研究が自分のこの論文にとつて重要であるのは、氏の注意がロムブロゾーの所謂生來的犯人の形態學上の諸特質に向けられたばかりでなく、同時に精神病的の諸特質にも向けられたといふ事實に存するのである。更らにまた、ヴエルヴエツクの研究のプログラムのこの第二の部分が刑事生物學上の調査に於てドイツの學徒によつて踏襲せられたことも記憶してをかなければならないのである。

かういふわけで、ロムブロゾーの「ボーン・クリミナル」（生來的犯人）の思想は姿を變へて現はれてきてゐるのである。ボーン・クリミナルの探求は放棄されたのではないのである。しかし、ロムブロゾーのように形態學上豫め運命づけられたタイプの存在を主張することの代りに、今や、この探求は、今日の社會的環境の中に在つては往々にして人をして犯行に陷らしめがちな精神並びに身體構造上の素質、氣質、傾向の特性の方へ向つて進められつゝあるのである。

生來的犯人の形態學的な構造上の指標の探求から心理（サイコ）的—精神病的（パソロヂカル）の型を求めるようになつたのは、研究の他の部門に於ける發達によつて支持せられたためであつて現に今も支持せられてゐるのである。

それは外でもない。ドイツには、最近、動的心理學の特殊の一タイプたる性格學（"Charakterkunde"—Characterology）が發達し(一)、クリミナルの精神病理に關する著書は精神病學者によつて公にせられ(二)、クリミノロヂーと生物學との關係も考慮せられてゐるのである。精神病の臨床研究はクレツチマーをして體格と氣質との間に相關關係の存することを信ぜしむるに至つたのである(三)。更らに、他のものは血液型の分類に於て異常性の指標を見出さんとしたのである。内分泌學上の研究も亦寄與する所があつたのである。

一　最も重要なる參考書としては、

Kronfeld, Lehrbuch der Charakterkunde, 1932
Hoffmann, Das Problem des Charakteraufbaus, 1926
の二つがある。

二　Birnbaum, Die psychopathischen Verbrecher, 2. Auflage, 1929
〃　Kriminal psychopathologie und psychobiologische Verbrecherkunde, 1931

三　Kretschmer, Körperbau und Charakter, 1921

犯罪的性行の遺傳の問題の檢討の最も意義の深いものの一つは双生兒の研究によるものである。血統上の研究も特に重要ではあるが、これについてはバリアに於ける研究事業を論究する際に詳しく述べるつもりである。

此等の異つた各方面の專門の討究はそれぞれ一つのシステムに組み立てられたのであつて、而して、各個のシステムは悉く異つた假定を提げて其任務に近づかうとするので、系統を立てるといふ其事のために一を執つて他を無視するといふ傾向が生じ、中には、此等の相關聯する研究方面に働く學者の意見解釋と矛盾した研究も少なくなかつたのである。是に於て、ドイツの學徒中には、此等の種々の討究に通じて存する根本的の概念は其討究の主張者によつて明かに查察されてゐなかつた、と主張するものもあつたのである。各方面の研究家は研究の準據となすべき概念、及び、適用せらるべき方法に關しても一致してはゐないのである。調査の向けらるべき目的物も隨處に異つてゐるのである。例へば、ヴユルテンベルヒに於けるクレツチマーの立てたプログラムは單に科學的解剖のために材料を蒐集するのを目的としてゐるがオウストリアのグラーツ大學の刑事生物學の研究室の指導を擔任してゐるレンツ博士に在つては犯人の責任能力と危險性とを測定するための根據を裁判官に提供することのできるといふのが其願望で、博士は裁判上の診斷を容易ならしむるため受刑者其まゝのダイナミツク（動的）な生き寫しの姿を求めてゐるのである。終りに、バリアで行はれてゐる調査は專ら實用を動機とするもので、即ち、どういふ受刑者がリホーマブル（改善可能）であるかを決定することを目的としてゐるのである。

是に於て、刑事生物學的調査の特色ともいふべき目的の相反やら方法上の混亂やらを整調しようとする目的でオウストリアのグラーツ大學のアドルフ・レンツ博士、バリアのフイールンスタイン博士並びに伯耳義のヴエルヴエツク博士三人の主唱により一群の研究家は相集まつて刑事生物學々會を組織したのである（第一回の大會は一九二七年オウストリアのヴイーンで開催せられた）。

刑事生物學的犯罪研究の技術方法並びに共目的に於ける差異は今暫く論ぜず、先づ、この刑事生物學々會のメムバーの意見の一致してゐる各派共通のファクター（要素）に一瞥を與へたいと思ふ。彼等の一致する共通のファクターとする所は、

(一) 犯人の人物を全體的に理解せんとすること

(二) この目的は客觀的な環境上の諸條件と主觀的な生來の生物學上の遺傳的傾向との相互作用の結果としての犯人の行動を査考することによりてのみ初めて達成せられ得るものなること。

(三) 是に於てか、其の生物學、人體測定學、心理學、精神病學又は社會學のいづれなるを問はず、いかなる科學の方法たりといへどもこの調査の助けとなるものは總て正系の方法なりといふべきである。

(四) 自然科學及び社會科學の方法論の間には截然たる區別は立てることはできない。

(五) 研究家の大部分は、今日までの研究の結果の貧弱にして、これによつて輕々に推斷を下すの危險なることには意見を同じうしてゐるものであるが、しかも、彼等は同志の協同努力から刑事生物學の種々のタイプの分類の終には判明することを信じてゐるのである。

二 バイエルン（バヽリア）に於ける刑事生物學的研究

バヽリアに於ける事業を論ずるに當りては、特に、刑事生物學的調査の基となつてゐる根本的の假定、即ち、犯人の性格は遺傳のファクターと環境上のそれとの交互作用を通して現はれるもので、手に入れた材料の解剖によりて、犯人の犯罪行動は遺傳上の原因かはた又た環境上の原因かのいづれに重大な關係を有つてゐるかといふことを決定することができるといふ假定の上に立つてゐるものなることを銘記してゐなければならない。

リユウデイン博士の指導の下に在るミユンヘン（バイエルン）に於けるドイツ精神病學研究所（Deutsche Forschungsanstalt für Psychiatrie）の家系部では、已に二十年以上、あらゆる種類の精神異常の遺傳の度合といふ根本的な問題を研究して來たのである。研究所には、天稟の秀拔なるもの、發狂者、低能者、犯罪人等の精神異常者の家系の圖譜が作製されてゐて、調査の目的は、精神正常者中のどれだけのパーセンテージが研究された異常者中に見出さるゝ特質を洩示するものであらうかといふ問題に答へんとするに在るのである。

例へていふと、一人の患者がミユンヘン大學のこの精神病研究室へ入るとすると、先づ、本人の身分記錄が收錄せられ、次いで、祖先、直系卑屬、傍系親、及び、この家と婚姻を結んだ人々、特に本人の血族と結婚して子を生むだ人々の記錄が取られるのである。更らに、研究所の職員は醫師、教師、諸の社會事業團體、及び、前記の記錄に出て來た親族を訪問する。而して、この大きな一族のグループの中に見出された特質が患者本人に見出された同じ特質と比較されるのである。

次に、また、「天稟秀拔なるもの」の研究に於ては、發狂又は其他の精神異常は才能秀拔なるものゝ家族の中に見出さるゝことが甚だ多いものであるといふことが假定されてゐるのである。調査さるべきケースは大學、博物館、及び諸種の專門學校の名譽教授の中から選ばるゝのであつて、ケースとして選ばれた人々の履歴は仔細に研究せられ、親族の有無についてはチヤーチの記錄が檢査せられる。親族の現存するものは訪問して調査せられる。かくして、精神異常の凡ての徵證は記錄に收められるのである。

一九二一年に、バイエルンで刑務所に累進處遇を採用することになつた時に、どんな受刑者に改善更生の機會が與へらるべきであるか、といふ疑問が起つて、結局、進歩の見込のあると認められたもののみに改善更生を促す處遇方法が施されることになつたのである。その當時前記のリユウデイン博士の精神病研究所と聯絡を取つてゐたバイエルン政府の中央刑事生物學局の長をしてゐたテオドール・フイールンスタイン博士は、どういふタイプの受刑者が改善可能性を有つてゐるか、といふ問題解決の意味に刑事生物學の研究を解してゐたのである。氏、の研究方法は、前きのリユデイン博士の家系研究、ヴエルヴエック及び、體格と性行との關係についてのクレツチマーの研究によつていづれも影響さるゝ所が多かつたのである。

バイエルンに於て、フイールンスタイン博士の指導の下に行はれた方法といふのは、以下述ぶる如くである。先づ、四ケ月以上の刑を言渡された各受刑者は刑務所及びミユンヘンの中央局で研究せらるゝのである。前記の精神病研究所の家系部に於て用ひられてゐる質問案に基いて考案された詳細な質問案は五十一ケ條から成つてゐ

て、記錄（レコード）原簿の材料を供することとなるのである。第一から第二十四ケ條までは、受刑者の近い親族、卽ち本人の兩親、兄弟姉妹、父母兩系の叔父伯母及び祖父母に關する報告を求むるのである。其材料とする所は、右の人人の社會的並びに經濟的地位、飮酒の習癖の有無、犯罪の有無、心的素質、性格氣分及び敎育についての特異の點を包含するのである。第二十五から五十一までは、受刑者の性格、敎育及び勞働に關するレコード、家族に對する態度、兵役、犯罪の有無、社會的關係、婚姻狀態（獨身か妻帶してゐるか）、子女の數、子女の學校、子女の社會的、經濟的並びに一身上の特色として目立つ點、受刑者本人の身體上の經歷、犯行についての本人の解釋等に關するものである。第四十二問は受刑者の心理狀態を與ふるもので、身體上の特色及び缺陷も書き留めらるるのである。第四十三問より四十七問に至る五問は臨床實驗による精神病學上の分類を與へる。四十八問より五十問に至る三問は人體測定學上の檢査で、第五十一問は腺の系統に關するものである。

之を要約してみると、この五十一問による報告は次の五部に分たれてゐるのである。卽ち、

（一）受刑者の親族の環境上及び「遺傳上」の背景
（二）受刑者の履歷及び之に關する本人の說明
（三）受刑者の身體並びに精神の組立
（四）精神病類症鑑別
（五）社會的豫後

是れである。

受刑者は先づ刑務所の保健技師によつて診斷される。しかし、かなり時間をとる仕事なので、全部の受刑者には診斷は與へられない。他の受刑者には刑務官中の敎誨師又は敎師によつてもつと簡單な形式で質問が試みられる。この簡單な形式のものは只だ社會的及び心理的の材料に限られてゐる。

以上の客觀的な數量上の材料に加へて、受刑者との直接の會談で本人の今迄の經歷に關する智識を得る努力が盡くさるるのである。

此等の診査の結果、特に數量的ならざる材料は、受刑者本人を取扱つたことのある社會事業團體、牧師、學校當局及び警察からの公文の報告書を得て確證せらるるのである。諸報告書の複本はミュンヘンの精神病研究所と聯絡してゐる中央刑事生物學局に備付けられる。此等の報告書に記載されてゐる材料は一枚々々カードに要約されるのである。更らに、各個のケースとしての受刑者の姓名と詳細な生物學上の報告に記載せられてゐる材料とは一つのカードに記入せらるるのである。

かくして、中央局では、以上の報告によつて完成せられたレコードに基いて、犯人の矯正改善についての可能性に關する意見を提出するのである。

三　刑事生物學的研究是非

刑事生物學的の研究方法については、可否いづれに斷ずべきであらうか。先づ、第一に、明かに問題となるのは、犯人の大きなパーセンテージは遺傳によつて犯罪の經路に入つて行くように豫め運命づけられてゐるといふ此研究方法の依つて以て立つ假定である。この假定は正しいだらうか。で、先づ提起せらるべき疑問は、この研究の取つた技術及び方法は妥當なるものであるかどうか、といふことである。

バーリアの中央刑事生物學局のフイールンスタイン博士は、發狂を研究する前きのリユウデイン博士の方法は犯人の研究にも應用され得るものと思ひ込んでゐるのである。家系の解剖によるリユウデインの遺傳の調査は明かに確固たる基礎の上に立つてゐるもので、精神的並びに肉體的の要素の比較的輪郭のはつきりした且つ極端な場合——例へば、早期痴呆性又低能の如き——を取扱つてゐるのである。かゝるファクター（要素）は、大した危險なくして、遺傳的のものと考へられ得るのである。

しかしながら、我々が恐らく無數の社會的—經濟的の影響を受けて生じたであらう犯罪學上の廣い意味の行爲なるものを取扱ふ場合には、邪惡（クリミナル）な素質が遺傳性を有つてゐるものとはそう容易にきめてしまうことはできないのである。或る一人の人間が犯罪的傾向を呈示したならば、其人の血族が亦た犯罪的傾向を呈示するだらうといふ假定は、犯罪的傾向を生ぜしむるについて環境的要素が重要な役割を演じたといふことが十分愼重にたしかめられた上でなくてはできないことである。

かういつてくると、フイールンスタインは、一つの部門に適用された場合には適好であつても、問題の一層複雜である他の部門には適用できない方法を妄りに利用したことになるのである。これでは、明かに、犯人の性格の特質の生長に於けるソシオ・エコノミツク（社會的にして經濟的）な要素の有り得べき影響が無視されたこと

になるのである。犯罪者と犯罪者でない二つのグループに於ける異常性の範圍の比較を爲すがためには、犯罪者でない地理、職業、宗教並びに住居を異にした他のグループに於て同樣な特質の存在が確證されなければならないのである。そうでなくして、單に異常性と犯罪行動との相互關係を說くのは、因果關係上の意義からでなく、むしろ單にそういふ事實があると言ふにすぎないものである。相互關係といふものはほんのチャンスである場合があり得るのであつて、解釋は全くどうにでも勝手につくのである。

更らに、フイールンスタインは、クレツチマーの說いた體格と氣質との相互關係を、實際妥當ではないのに、全く妥當であるかの如くに採り用ひてゐるのである。犯人の改善不能についての自身の印象及び質問案によつて得られた資料に基いた保健技師、敎誨師並びに敎師の意見は實際の行刑管理の見地からすれば是認され得るけれども、しかし、かゝる意見は科學的な正確な結論ではないのである。

之を要するに、刑事生物學的調査は科學的であるよりもむしろ主として實用的なものである。バヽリアでは、或るタイプの犯人を隔離するために改善不能のインデツクス(指標)が求められ、オーストリアのグラーツ大學でやる調査は事件の審理に於て裁判官に助力するためになされるのである。上述の相互關係なるものは愼重に定義されもせず且つ一樣に矛盾のない測定もされなかつた不定な變動の多いもので出來上つてゐるのである。しかもかゝる相互關係の意義は犯罪者でないものに試みられた比較研究によつて査照はされなかつたのである。一番肝心なことは、遺傳すると言はれてゐる精神異常性を形成する上に環境的要素の有り得べき影響が調査されなかつたことである。

しかし、刑事生物學の著書に親しんでゐるもの、といふよりは、その實際の研究に直接の智識を有つた學徒にとつては、刑事生物學の研究が極めて重要であるといふ印象を取り去ることはできないのである、と自分には思へるのである。

現在、わがアメリカ合衆國では、自分の信ずる所によれば、環境の影響の重大性が過信せられてゐるのである。この國では犯罪の因果關係に於ける環境の研究が今迄に夥しく行はれてきたのである。しかも、我々は猶ほ犯罪の原因を理解することから遙かに遠いのである。研究のテクニツクの不十分であることや方法に珈琲の多いのは別問題として、わが犯罪研究の成果の見るべきものなきは、一に社會學的卽ち環境上の研究に重きを置きすぎてゐるためである。

しかし、ドイツに於ける犯人の個性に關する刑事生物學的研究は、控え目に言つても、犯人のパーソナリテイー(個性)を全體として研究せんとする企圖を提唱するものと言へるのである。人間の有機的組織と環境との交互作用の一點に努力を注いでゐるのである。自分はたしかにそう信ずるのであるが、しかしまた、學徒は犯罪意志の統計的の因果關係上の解剖はそれだけでは效果のないものであつて、行爲の際に於ける犯人の個性の動的な解剖圖が理解されなければならないことを承認してゐるのである。

ヨーロツパのクリミノロヂスト中最も批評眼の高いと曰はれてゐるアシヤフエンブルヒ敎授は「精神と體軀とは一體を成すものであるといふ深い確信が刑事生物學の確立の正當なることを證するもので、且つ、たとへ、猶未だ微妙な心身の交互作用を深く理解するに至らず、或は終に理解することなくして已むかもしれないが、刑事生物學的の效果の多い研究に存在の權利を賦與するものである。」と明言してゐるのである。

刑事生物學者は、何人といへども犯罪の生活に入るべく豫め定められてゐるものはないが、一人の人間の社會的經驗の吸收同化せらるゝマンナー(樣式)を決定する上には遺傳が最も重要な役割を演ずるものである、といふ假定の上に立つてゐるものである。が、しかし、今日までの刑事生物學の研究は批評眼の銳い檢討には堪へ得られまいと思ふのである。彼等の依て以て立つ樞軸的な假定は科學的には證據立てられなかつたのである。この假定が正當なるものとせられ得るやいなやは、將來に殘された問題である。

よしたとへ、犯罪的行動に傾く或る素因が存在するも、のと假定してすら、何故に、或るケースには犯罪的行動が事實になつて現れて、他のケースには現はれて來ないのであるか、といふ問題が依然として存してゐるのである。之に對する解決は、種々異つた遺傳上の要素と環境上の要素の相關的の重要性の確かめられた上で、初めて見出さるゝのである。かうなつて來ると、批評眼の高い讀者なら、遺傳といふ概念と環境といふ概念と別々の二つの概念が併立してゐるだけでは不滿足であつて、是非共この二つの概念を包攝した一個の生きた有機體の撥剌たる活動を意味する語が欲しいと思ふだらうが、筆者も

この讀者と意見を同じふするものである。しかし、それにしても、まだ、この有機的な活動に於ける二つの概念の作用の差異を説明しなければならないといふ問題が殘つてゐるのである。しかし、人間の行爲といふものは文化的な道具立——卽ち「社會的環境」——の中でのみ現はれるものであるから、社會といふ有機的の組織體の演ずる役割を拒否する理由は更らにないのである。その感化影響の存在を否定するのは、取りも直さずこの感化影響を調査研究する能力のないことを示すものである。

四　ドイツに於ける其他の犯罪研究

ドイツに於ける犯罪研究は刑事生物學的研究のみには限られてゐないのであつて、犯罪並びに犯罪者の社會的環境上の研究も企られてゐたのであるが、しかし、ドイツの學徒の間に於ける傾向は特殊の犯罪又は犯罪者の特殊のクラスを研究するに在るのである。

ミュンヘン大學のフランツ・エクスナー教授の編輯の下に、種々の研究叢書が公にされてゐるが、多くは法律學者によつて企てられた心理學上の統計的研究である。これは、醫學者及び精神病學者と共に、法律學者も亦たクリミノロヂーの諸部門に於ける發達に通曉して之に寄與する所なかるべからずといふエクスナー教授の意見に出でたものである。

エクスナー叢書とは別に、種々の際立つた特殊研究もあつて、例くば次に揭ぐる

Wulffen, Der Sexualverbrecher, 1928
——（性的犯罪）
Hentig und Vierustein, Inzest, 1925
——（近親相姦）
Albrecht, "Die Prostitution in Berlin," Monatschrift für Kriminalpolitik, vol. 21.
——（ベルリンに於ける賣笑）

の如きは其重なるものである。

猶ほ、アメリカで行はれてゐる研究と一層近似してゐる調査の他のタイプをも擧げなければならない。これは社會的、經濟的並びに地理的の要素と犯罪との關係を明かにせんとする企圖を言ふのであつて、ドイツに於ける犯罪統計家中の最も眼識の高い一人と云はれるレーズナー博士は、其著 "Der Einfluss von Wirtschaftslage, Alkohol und Jahreszeit auf die Kriminalität, 1930"（「經濟狀況、アルコール及び季候の犯罪傾向に及ぼす影響」）に於て右の關係を示してゐる。

都市及び農村に於ける犯罪率に關する同樣の統計上の解剖はフオン・ヘンテイツヒ教授によつてなされてゐる（"Die Soziale Grossstadt und das Kriminelle Land," M. Kr. P., vol. 18, 1927）。

少年犯罪の原因及び其對策に關する特殊の調査も亦た行はれたのである。例くば、Schweizer E., Die Ursachen der Kriminalität und der Verwahrlosung bei Kindern und Jugendlichen, 1933。

かゝる研究が犯罪の原因を理解する上に、どれだけの重要味を有つてゐるものであらうか、固より遽かに論斷すべきではないが、アメリカに於ける犯罪研究に對する批難は、概括的には、また移してドイツに於けるこの研究についても等しく眞なりと言へるであらう。いかにも我々は、わが行刑施設の內外に於て、心理學上並びに精神病學上の研究をなすと共に、同時に、社會學的並びにヨン（管理）に利用するといふ見地からは、この事はたしかにそうであることは疑を容れないのである。しかし犯罪の原因についての智識に寄與するといふ見地からすれば、わがアメリカの饒多な著書は別に大して深い理解を與へてはゐないのである。我々は、此の國に於ては、恐らくこれから先きも犯罪の原因を專ら社會的環境の中に求めて研究をつゞけて行くだらうが、其の研究の過程に於ては、我々の取つて以て利器とする概念の細やかに檢討せられ且つ次を追ふて精練せらるゝことを望んで已まないのである。

我々がアメリカに於てかゝる研究に取りかゝつた遙か、以前に、ドイツに於ては、已に犯罪の因果關係上の解剖の社會學的討究はフオン・リスト及び彼の學徒の一群によつて逸早く提唱されてゐたのである。然るに、ナチスが其手中に政權を收むるに至つて、リスト一派のものは「リベラリスト」（自由主義者）として斥けられてしまつたのである。新しいナチスの政策が犯罪に關する科學的研究の上に如何なる結果をもたらすかは豫斷しがたいのであるが、メツガー教授の著「刑事政策」（"Kriminalpolitik"）の中には、「全體主義の國家は其刑事政策上犯罪の原因についての極端なる環境說を承認することは

できない」("Eine extreme Milieutheorie ist in ihrem kriminalpolitischen Konsequenten für den totalen Staat unannehmbar," P. 173) という一句を見出すのである。

一九三三年に於て犯罪分類に關して社會學上極めて尊重すべき努力をなしたザウエル教授（ケーニヒスベルク大學）は、一九三五年に至つて、「犯罪の原因は唯だ個人自身に存するのみで、卽ち、犯罪は個人の決意と實行より成るのであつて、原因は個人の意志の熱望努力である……遺傳と環境とは單にこの熱望努力に形を賦する型たるに過ぎないものである」と宣言してゐるのである。("Anlage und Umwelt als Verbrechensursachen," in Zeitschrift der Akademie für Deutschen Recht, Aug., 1935, No. 8, P. 522.)

ナチス刑法の起草委員の一人たるフランク博士は、一九三五年の新ナチス刑法理由書に於て「惡意は犯罪の本原である」と明言してゐるのである。

ナチスが猶太人を排撃してアリアン種族の優越を讃ふる人種論をでつち上げたように、アリアン種族のクリミノロヂーを製造するために、犯罪の研究と理論も、また政治的模型に從つて仕立て上げられなければならないとすれば、ドイツに於ける科學的進歩にとつては、極めて不幸なる結果を見ることにならう。

（了）

Journal of Criminal Law and Criminology, April, 1937

資料

一九三一年イタリヤ刑務法（一）

一九三一年イタリヤの刑務法は現行刑務法中最高水準に位するものであることは今更喋々を要しない。刑政家の參考とする爲以下數號に亙つて本法を譯出することにしたのは此の爲である。唯イタリヤ語の原文から飜譯する方法がない爲にErich Röhrbeinによるドイツ語譯から重譯したるが爲に或は原文と異なる結果を來して居るかも知れないことをお斷りしておく次第である。（譯者）

第一編　自由刑並ニ未決拘禁

Untersuchungshaftノ執行

第一章　總則

第一節　刑務所 Gefangenenanstalt ニ於ケル自由刑並ニ未決拘禁執行ノ原則

第一條　自由刑並未決拘禁ノ執行原則

スベテノ刑務所 Gefangenenanstalten ニ於テ受刑者 Strafgefangene ハ作業ノ義務ヲ負フ

未決囚 Untersuchungsgefangene ニシテ其ノ拘禁費用 Unterhalt ヲ自辨シ得ザル爲作業ノ義務ヲ負擔セシメラルル者亦同ジ

セシメラルル者亦同ジ　十八歳未滿ノ少年ヲ收容スル刑務所並ニ第二十九條ニ規定スル十八歳以上ノ準少年ヲ收容スル特別區ニ於ケル作業ハ特ニ敎育的性質ヲ有スルモノタル可シ

受刑者ハ刑務所ニ於テ施行セラルヽ學科敎育ニ出席スル義務ヲ有ス　受刑者ハ尙第百四十二條ニ依リ他ノ宗敎 Kultgemeinschaft ニ屬スルコトヲ表明セザル限リ刑務所內ニ於テ擧行セラルヽ天主敎ノ儀式 katholischen Gottesdienst ニ出席スルコトヲ要ス

刑務所內ニ於テハ唯敎化的內容 belehrenden und erzieherischen Inhalts ヲ有スル講演並ニ映畫 Film-vorführungen ノミ之ヲ許可ス

刑務所職員ニ非ザル者ハ講演又ハ引致 Vorführungen ノ委託ヲ受ケタル者ヲ除キ出入スルコトヲ得ズ

第二節 行刑ノ監督 Überwachung der Strafvollzugs

第四條 行刑監督判事 Aufsichtsrichter 自由刑ノ執行ニ對スル監督ハ行刑監督判事之ヲ行フ 行刑監督判事ハ二月毎ニ刑務所ヲ巡視シテ法規並ニ行政命令ガ遵守セラレ居ルヤ否ヤヲ調査シ其ノ結果ハ之ヲ司法省ニ報告ス可シ

行刑監督判事ハ左ノ事項ニ對スル決定ヲ爲ス可シ

一 受刑者ヲ他ノ特設刑務所ヘ移送スルコト（第四十條第四項）

二 第二十八條ニ該當スル場合ニ於テ十八歳以上ノ受刑者ヲ特別區ニ收容スルコト

三 雜居拘禁ニ不適當トセラレタル受刑者ヲ處理スルコト（第五十二條第五十三條）

四 中間刑務所（正確ニハ社會復歸刑務所 Anstalten für soziale Wiederanpassung ト譯ス可キモ斯ク略ス以下同ジ——譯者）ニ收容スルコト及ビ之ヨリノ送還（第二百二十七條第二百三十條）

五 不良囚刑務所（正確ニハ嚴格執行刑務所 Haus für geschärften Strafvollzug 以下同ジ——譯者）ヘ收容スルコト及ビ之ヨリ通常刑務所ヘ送還スルコト（第二百三十一條第二百三十三條）

六 懲罰刑務所若ハ身心耗弱者刑務所ヘ收容スルコト（第二百三十四條）

七 精神病者ヲ治療刑務所 Justiz-Irrenanstalt 若ハ救護院 Pflege- und Bewahrungshaus ニ送致スルコト（第百六條）

八 外役ノ就業許可並ニ其ノ特典ヲ取消スコト（刑法第百四十四條第二項本法第百二十條）

九 理由無キコト明白ナル假釋放出願ニ對スル不許可（第百九十一條）

十 作業賃金ノ計算ニ對スル情願（第百二十六條）

十一 疾病ノ結果釋放ヲ延期セラレタル者ニ對スル拘禁費用ノ計算ニ關スル情願（第百八十四條）

行刑監督判事ハ尙左記ノ事項ニ付キ自己ノ意見ヲ開陳ス

一 假釋放ノ許可（刑法第百四十四條第二項本法第百九十二條）

二 刑務所長ヨリノ恩赦 Gnadenerweise ノ提議

拘禁費用 Unterhaltskosten トハ收容者ノ食糧、被服並ニ醫療ニ要シタル費用ヲ謂フ

拘禁費用ノ償還ニ付テハ司法大臣ハ每年ノ年度開始期ニ於テ大藏當局ノ意見ヲ聽キ國內全刑務所ノ平均額ヲ決定ス

第三條 身分小票 Personalkarte 刑務所長ハ各受刑者ニ付キ身分小票ヲ作製シ收容者原簿 Hauptregistern der Anstalt ヨリ各受刑者ニ關スル重要事項ヲ移記ス可シ

身分小票ハ受刑者ノ身分帳簿 Personalakte ノ傍ラニ保管シ置キ他ノ刑務所ヘ移送スル場合ニハ之ヲ送付ス可シ

身分小票ハ受刑者ノ入所ト同時ニ作製シ六月每又ハ移送ノ場合ニ整理ヲ爲ス可シ

（第二百一條）

第五條 行刑監督判事ニ對スル情願 刑務所ノ處置 Massnahmen ニシテ本法ノ規定ニ依リ行刑監督判事ニ對スル情願ヲ許可セラレタルモノニ付テハ看守長 Wachtmeister ヨリ 關係者 Betroffenen ニ通告ス可シ看守長ハ事後ノ通告ヲ特別ノ帳簿ニ於テ證明シ置ク可シ

情願ハ處分ノ告示アリタル時ヨリ五日以內ノ期間ニ於テ提起ス可シ然ラザルトキニハ情願ノ權利ヲ喪失シ而シテ情願ハ前項ニ揭グル原簿ニ草稿ヲ記載スル爲之ヲ上級ノ刑務官 höheren Gefängnisbeamten ニ提出ス可シ

刑務所長ハ情願ノ內容ニ對シテ意見ヲ附シ五日以內ニ行刑監督判事ニ提出ス可シ

第六條 行刑監督判事ノ職務命令 Dienstbefehle 行刑監督判事ハ本法第四條ニ依リ決定權ヲ有スル場合ニ於テハ刑事訴訟法第五百八十五條第五項ニ準據シ職務命令ノ方法ヲ以テ之ヲ處理ス

行刑監督判事ハ自己ノ監督事務トシテ職員ヲ審査シタル場合タルト受刑者ヨリ請求アリテ審査シタル場合

タルトヲ問ハズ自己ノ認知シタルトコロハ總ベテ之ヲ司法省ニ報告ス可シ

第七條　行刑監督判事職務命令ノ受刑者ニ對スル告知

前條ノ標準ニ據リテ發セラレタル職務命令ハ之ヲ特別ノ簿冊ニ記入シ第五條第一項ニヨリ看守長ヲ通ジ關係者ニ告知ス可シ

第三節　保護委員會ト保護金庫　Fürsorgeausschuss und Unterstützungskasse

第八條　保護委員會ノ設置

各地方裁判所ニ保護委員會ヲ置ク（刑法第百四十九條）

保護委員會ハ法律上法人格 juristischen Person ヲ有ス

第九條　保護委員會ノ構成

保護委員會ハ左ノ者ヲ以テ構成ス

一　委員長トシテ檢事正

二　豫審判事

三　少年部 Abteilung für minderjährige アルトキハ其ノ判事

四　區裁判所判事

五　國立母子保護協會 Nationalen Hilfswerks für Mutter-und Kindesschutz ノ代表者

六　市長

七　裁判所々在地自治團體ノ衞生吏 Sanitätsbeamte

八　地方裁判所管轄區內ノ保護機關並ニ刑務所ノ長

九　法律上認可セラレタル工業農業商業ニ於ケル雇傭者並ニ被傭者ノ地方的團體 Provinzialverbände ノ代表者一名

十　天主教教區長ニヨリ決定セラルヽ一人ノ僧侶

十一　曾テ保護事業ニ從事シタル經驗ヲ有スル者ニシテ縣知事ヨリ任命セラレタル者二名　但シ其ノ中少ク共一名ハ婦人タルコトヲ必要トス

保護委員會ハ大臣ノ指定ニ依リテ任命セラレ任期ハ三年トス　委員ハ何等ノ俸給若ハ其以外ノ補償ヲ受クルコトナシ

第十條　事務

通常事務並ニ計算ハ司法官廳並ニ大臣官房ノ職員之ヲ管理ス但シ無報酬トス

前項ノ職員ニシテ事務ヲ處理セントスル場合ニハ其

ノ身分證明書 Personalakten ニ徵表ヲ附シ資格調査 Befähigungsnachweisen ノ場合ニ於テハ之ニ特別ノ注意ヲ拂ハシム可シ

第十一條　保護委員會ノ資產

保護委員會ノ資產ハ左記ノモノヨリ成ル

一　罰金々庫 Geldstrafenkasse ヨリ受クル每年ノ分與

二　母子保護協會並ニ其他ノ團體ヨリノ補助

三　遺贈、贈與並ニ其他ノ寄附

第十二條　保護委員會ノ任務

保護委員會ノ任務ハ左ノ如シ

一　釋放者ノ援助特ニ一定ノ就職場所ヲ斡旋スルコト（刑法第百四十九條第一號）

二　各種類ノ受刑者ノ援助但シ罰金刑ニ處セラレタル者ハ例外ノ場合ニ限ル（刑法第百四十九條第二號）

保護委員會ハ社會事業功勞章 Ehrenzeichen für soziale Verdienste ヲ附與スル價値アリト認ムル團體ニ協會並ニ個人ヲ六月每ニ司法大臣ニ推薦ス

第十三條　釋放者ノ保護

前條第一號ニ揭グル目的ヲ達スル爲保護委員會ハ左ノ職務ヲ行フ

一　釋放期ニ近付キタル者特ニ中間刑務所ノ收容者ヲ訪問シテ適切ナル忠告ヲ以テ誠實且ツ勤勉ナル生活ニ入ル準備ヲ爲サシメ且ツ其ノ家族並ニ就職ノ關係ニ應ジ受刑者釋放後ノ需要並ニ其ノ救濟ノ方法ヲ研究スル爲一切ノ必要ナル資料ヲ蒐集ス

二　管轄區域內ノ工場並ニ事業ニ於ケル就職口ノ有無 Unterbringungsmöglichkeiten ニ關シテ報告ヲ蒐集シ且ツ釋放者ノ爲ニ時々就職口ノ準備セラルヽガ如クニ努力スルコト

三　釋放者ノ行狀ヲ監督シ且ツ假釋放者ノ動靜ヲ行刑監督判事ニ報告スルコト

四　釋放者ニシテ個人企業若ハ工場ニ於テ雇傭セラレザリシ者ニ對シ民間慈善業者ト協同シテ就職口ヲ斡旋スルコト

五　少年釋放者ヲ特別ニ保護シ尙必要アル場合ニハ之ヲ少年ノ敎化ヲ掌ル矯正院又ハ其他ノ施設ニ收容セシムルコト

第十四條　受刑者家族ノ扶助

前條第一號ニ揭グル目的ヲ達スル爲保護委員會ハ左

ハ左記ノ職務ヲ行フ

一　受刑者ノ家族關係ヲ調査スルコト此ノ場合ニ於テハ特ニ經濟的道德的見地ニ於テ之ヲ爲ス

二　家族ト受刑者トノ關係ヲ保持スルコトニ努メ特ニ家族ガ受刑者ニ對シ屢ミ音信ヲ寄セ且ツ適切ナル慰藉ヲ爲スガ如クニ忠告スルコト

三　企業者並ニ工場主ヲ說キ受刑者ノ家族ニ職業ヲ斡旋スルコト

四　各區內ニ存在スル母子保護協會事務所ニ對シ家族ノ受刑ニ因リ救助ヲ必要トスルニ至リタル妊婦及ビ乳兒ヲ有スル婦女ヲ通知スルコト

五　急迫セル家族ニ對シ金錢ヲ供與スルコト

第十五條　社會事業功勞章附與ニ關スル建議

第十二條第二項ニ揭グル功勞章附與ニ關スル建議ヲ爲ス爲保護委員會ハ個人並ニ團體ニシテ釋放者若ハ受刑者家族ノ救護若ハ就職ノ斡旋ヲ爲シ又ハ受刑者ノ社會復歸施設ヲ行フモノヽ活動ニ關スル總ベテノ資料ヲ蒐集ス

第十六條　保護委員會ノ會議

保護委員會ハ個別的ニ其ノ職務ヲ委員ニ委任スルコトヲ得　委員會ハ少ク共十四日毎ニ總會ヲ開キ委員ノ報告ヲ聽取シテ之ガ決定ヲ爲ス可シ

第十七條　會計事務　Kassenangelegenheiten

會計事務ハ書記 Verwalter des Registers 之ヲ掌ル

第十八條　罰金金庫ノ管理

罰金金庫ハ左記ノ者ヲ以テ構成スル委員會之ヲ管理ス

一　委員長トシテ行刑局長 Generaldirektor für die Untersuchungsgefängnisse und Strafanstalten

二　ローマ控訴院判事一名

三　司法省會計課長 Leiter des Zentralrechnungsamts bei dem Justizministerium

四　內務省代表者一名

五　母子保護協會代表者一名

管理事務ハ一名ノ行刑局職員之ヲ司掌ス

右ニ揭グル者ハ其ノ職務ニ對シ俸給若ハ補償ヲ受クルコトナシ

第十九條　罰金金庫ノ任務

罰金金庫ハ保護委員會ノ活動ニ必要ナル費用及ビ刑事訴訟法第五百七十條ニ因ル移送裁判ノ揭示 Veröffentlichung von Revisionsurteilen ニ要スル費用ヲ支辨ス

管理者ハ補助ヲ爲スニ際シ各保護委員會ノ重要性ト自己ノ資力トヲ斟酌ス可シ

第二十條　會計 Rechnungsdienst

司法大臣ハ大藏大臣ノ同意ヲ得タル上保護委員會並ニ罰金金庫ノ會計 Rechnungswesen 並ニ經理 Haushalt ヲ規定スル特別法規ヲ發スルコトヲ得

第二章　刑務所 Gefangenenanstalten

第一節　刑務所ノ種類並ニ管轄區域

第二十一條　刑務所ノ種類

刑務所ハ之ヲ左ノ如ク分ツ

未決刑務所 Untersuchungsgefängnisse

通常刑務所 Anstalten für den ordentlichen Strafvollzug

特設刑務所 Anstalten für besondren Strafvollzug

第二十二條　未決刑務所

未決刑務所ハ左ノ如シ

中央裁判所刑務所 Zentral-und Hilfs-Gerichtsgefängnisse

地方裁判所刑務所 Bezirks-Gerichtsgefängnisse

第二十三條　通常刑務所

通常刑務所ハ左ノ如シ

重懲役刑務所 Zuchthäuser

輕懲役刑務所 Gefängnisse

拘留刑務所 Arrestanstalten

第二十四條　特設刑務所

特設刑務所ハ左ノ如シ

十八歲未滿少年刑務所

外役刑務所 Häuser für urbeiten im Freien

中間刑務所

不良囚刑務所

身心耗弱者刑務所

治療刑務所

慣習犯人、職業犯人若ハ素質犯人 Veranlagungsverbrecher 重懲役刑務所

慣習犯人、職業犯人若ハ素質犯人輕懲役刑務所

植民地若ハ其他海外ニ存在スル刑務所

第二十五條　刑務所ノ土地管轄

中央裁判所刑務所ハ各地方裁判所所在地ニ地方裁判所刑務所ハ各區裁判所ニ設置ス但シ司法大臣ハ二箇又ハ數箇ノ地方裁判所刑務所ヲ一刑務所內ニ併置スルノ決定ヲ爲スコトヲ得

第二節　各刑務所ニ於ケル收容

第二十六條　裁判所刑務所 Gerichtsgefängnisse 裁判所刑務所ヘハ左ノ者ヲ收容ス

一　刑事被告人

二　警察若ハ其他ノ官廳ノ權限ニ依リ拘留處分ニ附セラレタル者 in Haft Genommenen

三　逃亡犯人引渡條例 Auslieferung ニ依リ逮捕セラレタル者

四　押送中ノ收容者 Durchgangsgefangenen

五　判決確定者ニシテ未ダ既決刑務所ヘ收容セラレザル者

裁判所刑務所ニハ又二年以下ノ輕懲役並ニ拘留刑ニ處セラレタル者ヲ收容スルコトヲ得

重懲役受刑者ト雖モ刑期六月以下ノ者ニ限リ地方裁判所刑務所ニ收容スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ慣習犯人、職業犯人若ハ素質的犯人トシテ宣告ヲ受ケタル者ニハ之ヲ適用セズ

第二十七條　通常刑務所ヘハ前條ノ規定ニ係ラズ重懲役、輕懲役若ハ拘留ノ刑ニ處セラレタル者ヲ收容ス

輕懲役刑務所ニハ拘留受刑者ノ爲特別區ヲ設クルコトヲ得（刑法第二十五條）

第二十八條　十八歲未滿少年ノ收容

十八歲未滿ノ少年ハ特設ノ少年刑務所又ハ成年刑務所內ニ於テ特ニ區劃セラレタル場所ニ收容ス（刑法第百四十二條以下）

十八歲未滿ノ少年ニシテ慣習犯人、職業犯人若ハ素質的犯人ノ宣告ヲ受ケタル者ハ特設ノ刑務所（刑法第百四十二條第二項）若ハ成年刑務所內ニ於テ特ニ區劃セラレタル場所ニ收容ス

少年ニシテ第三十四條ニ揭グル事情アル場合ニハ心身耗弱者少年刑務所又ハ之ト同樣ナル成年刑務所內ノ一區劃ニ收容ス

少年ニシテ十八歲ニ達シ且ツ其ノ殘刑三年ヲ超ユルトキハ之ヲ成年刑務所ニ移送ス但シ其ノ少年ガ行狀善

良ニシテ且ツ誠實ナル勞働意慾ヲ示シタルトキハ規律委員會 Disziplinarrate ノ申請ニ基キ行刑監督判事ノ指令ヲ經テ以下次條ニ規定スル特別ノ區劃ニ收容スルコトヲ得

第二十九條　二十歲未滿少年ノ特別區

十八歲以上二十歲未滿ノ少年ニシテ曾テ自由刑ニ處セラレタルコト無キ者ハ未決拘禁ノ場合タルト刑執行ノ場合タルトヲ問ハズ之ヲ成年刑務所內ニ於ケル特別區ニ收容ス

第三十條　外役刑務所ノ收容

外役刑務所ニハ刑法第二十二條第二項第二十三條第二項第百四十二條第二項並ニ本法第百二十條ノ作業ニ從事スル者ヲ收容ス

第三十一條　中間刑務所ノ收容

中間刑務所ニハ第二百二十七條ニ規定スル條件ヲ具備スル者ヲ收容ス

第三十二條　不良囚刑務所ノ收容

不良囚刑務所ニハ第百五十六條ニ揭グル受刑者ヲ收容ス

第三十三條　懲罰刑務所ノ收容

懲罰刑務所ニハ執拗ニ秩序ニ反抗シタル者ヲ收容ス

第三十四條　心身耗弱者刑務所

心身耗弱者刑務所ヘハ精神病 Geistesschwäche 聾唖、酒精若ハ痲醉劑ニ因リ生ジタル慢性中毒ノ爲刑ヲ輕減セラレタル者（刑法第百四十一條第二號）及ビ常習亂醉者、痲醉劑使用耽溺者 Rauschgiftsüchtige 並ニ慢性ノ疾病ヲ有スル者ヲ收容ス

前項ノ者若シ拘留刑ニ處セラレタル者ナルトキハ拘留刑務所內ノ特別區ニ收容ス（刑法第百四十一條第四項）

第三十五條　治療刑務所ノ收容

肺結核ニ罹リ若ハ之ニ罹ル體質ヲ有スル受刑者ハ治療刑務所ニ收容ス

第三十六條　慣習犯人、職業犯人若ハ素質犯人ノ宣告ヲ受ケタル者ノ收容

慣習犯人、職業犯人若ハ素質犯人ニシテ重懲役ノ宣告ヲ受ケタル者ハ特別ノ重懲役刑務所若ハ一般重懲役刑務所中ノ特別區劃內ニ收容ス（刑法第百四十一條）

輕懲役ノ宣告ヲ受ケタル者ハ一般輕懲役刑務所內ノ特別ニ區劃セラレタル場所ニ收容ス（刑法第百四十一條）拘留刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ拘留刑務所內ノ特別區劃內ニ拘禁ス

刑政第50巻第7号
矯正図書館

新刊紹介

□ニゲル・モーランド著『犯罪の征服』
(Nigel Morland; The Conquest of Crime, London, 1937)

著者は從前二三の探偵小說を著はしてゐるが、本書は小說ではなくて科學的犯罪學 scientific criminology の概說書である。がしかし此の「犯罪の征服」の中には行刑は論ぜられてゐない。內容は、指紋法・發射學・法醫學・法化學・暗號・顯微鏡檢査等々の章に分れ、四六版二三九頁。今日の犯罪搜査術に於て科學が基本とならねばならぬことに就き處々にイギリスの實例を擧げて說明し、犯罪學への科學の應用は佛米兩國に最も旺んでありイギリスを始め其他の諸國には其の組織的なるものがないことを嘆じ(p.221)終りに、「今や全世界に犯罪鬪爭の科學的武器の完成が進められてゐる。……科學的犯罪學の完成こそ完全なる犯罪の征服である。……其の强化は單に犯罪者 wrongdoer のチヤンスを少くするのみでなく實に罪を犯すの慮ある者 potential criminal を抑へるものである。「p.230—32)」といふ。敏速にして適確なる檢擧のために科學應用の必要を叫ぶのである。(因みに最近封切のアメリカ實寫映畫邦題『Gメンの行動』は本書の內容をむしろ簡明に謳つたものとして奬むべきであらう。 寺光

□小野島右左雄著『現代性格心理學』

著者は文學博士、東京高等師範學校教授、前月號に正木、依田兩氏著「性格心理學」を紹介したが性格心理學の著述に乏しい我が學界に而も全然行き方を異にした本書が相次で出版せられたことは非常に興味がある。前者に於ては諸學說の解說と批判乃至反省が主となるものであるが後者に於ては著者も「序」に於て述べてゐる樣に學說の羅列ではなく、それを背景として現代性格心理學が正に進み行くべき道を示さうとする試みであり、體系を纏め上げるといふよりは見方を說き、考へ方を教へ、見透しを與へようとするのである。日本に於けるゲシュタルト心理學の雄である著者は一貫して全體分節的力動理論の立場から說かれてゐるため、先づ第一章に於て現代の心理學が力動理論の立場をとらなければならないかを心理學の歷史的發展から說きその意味を解說し第二章でゲシュタルト、體制理論を解說し、第三章に於て此の立場から人間の性格を如何に見直さるべきかを論じ、第四章では今迄の性格把捉の仕方である類型論的方法を批判し、第五章に於てそれに對する著者の方法論的立場を明かにし、更に進んで第六章第七章に於てこの所謂特質化的研究方法の理論構成のために獨逸のゲシュタルト心理學者レヴインに做つて數學に於けるトポロギー(位置解析幾何學)理論を心理學的事象の解明に應用し、第八章に於て性格が如何にして生成されるかを說き第九章に於てその診斷法を論じ第十章に於て性格の教育的誘導の理論を述べてゐる。著者の教育理論を大まかに言へば個人の性格生成の法則的理論が明かになれば、その逆手の應用によつて性格の教育が出來るといふのであるが之には尙一層詳細なる解明がなければ直ちに首肯し得ない。尙第十一章には日本人の國民性格の興味ある論文で結ばれてゐる。心理學を始めて讀む人には稍難解であるかも知れないが現代の新心理學を知らうとする人には是非推賞しなければならぬ名著であらう。菊版二七七頁。中文館發行 定價二圓五十錢 高瀨

□栗林宇一著『經濟心理』

著者は第二高等學校教授、東北帝大心理學研究室の綜合編輯になる「生活と精神の科學」叢書第十五卷として出版せられたるもの、先づ緒論に於て經濟心理學を「心理學上の知識を特に經濟的並に社會的關係を有する實際問題に應用し、以て吾々の日常生活をして文化的意義あらしめる樣之を形成することを目的とする」學問(一六頁)と定義し一、「職業の心理」二、作業の心理」三、「販賣の心理」の三編に分つて論述せられてゐる。第一編「職業の心理」に於ける問題は「職業的要求と精神的能力との關係を明ら

かにし、之に基いて適材適所配置の問題を適宜に處置することであり、」(二三頁)此の場合「職あり人を求む」即職業選擇と「人あり職を求む」即職業指導の二方面の解決を問題とする。而して先づ「職業の研究」として諸職業が如何なる特殊性能を必要とするかの職業分析法を論じ次に「個性の研究」として人間智能並びに性能と職業との關係を說き、職業選擇及職業指導の方法としての適性檢査法を鮮明してゐる。近時我國の刑務作業賦課に際し漸く適性配置の緊要なることが認識せられ來つた現狀に於て好き參考となるであらう。第二編「作業の心理」に於ては作業の時間及動作の科學的管理法、更に空氣、照明、騷音等作業の外的規定要因と共に練習、氣乘、慣習、意志緊張等作業の內的規定要因を述べ作業能率に最も重要なる影響を及ぼす「疲勞」及「災害」の規定條件の科學的研究を論說してゐる。かゝる作業の心理學的、科學的、管理法の殆ど未だ顧られない我が刑務作業の實務家達の是非關心すべき問題であらう。第一編により適材が適所に配置せられ、第二編に於て作業能率の科學的管理が行はれてこゝに豐富にして優良なる生產が期し得られるのであるが、此の生產品の需要供給の途を圓滑簡易ならしむる方法を心理學的に研究するのが最後の「販賣の心理」である。菊版三二一頁。專門的に獨自な研究はないが、平易に手頃に纏められ實際家の好き指導書であらう。東宛書房發行　定價二圓五十錢　高瀨

□山下俊郎著『教育的環境學』

教育とか教化とかいふことは結局愛であるが然しそれと同時に智でなければならない。洵に智を伴はざる愛は盲目でしかあり得ないのである。殊に教育教化活動に於て其の客體(兒童、青少年、受刑者等)自體を知らうとする所謂科學的研究の高唱せられて來た所以である。本書はかゝる科學的研究への貴重な文獻として被教育者の個性の規定條件たる環境を研究し、其の成果を教育技術の上に寄與せんとする所謂環境に關する教育的研究である。

本書は序論、前編及び後編の三部に分る。前編は總論として教育的環境學の一般的問題の考察に充てられ、後編は著者が親しく具體的研究を種々の文獻に就いて綜合的にまとめたもの及び自ら實際の資料に就いて研究したものを集成、整理したものである。後編は今日の教育的環境學に於て最も欠けてゐるとする「諸々の問題の批判的檢討と環境事實の實證的研究」に著者が最も重點を置いて展開されたものだけに住居と智能の發達、親の失業が兒童に及ぼす影響、一人子に關する諸問題、同胞と智能の發達等々極めて學的興味と示唆に富むところが多い。

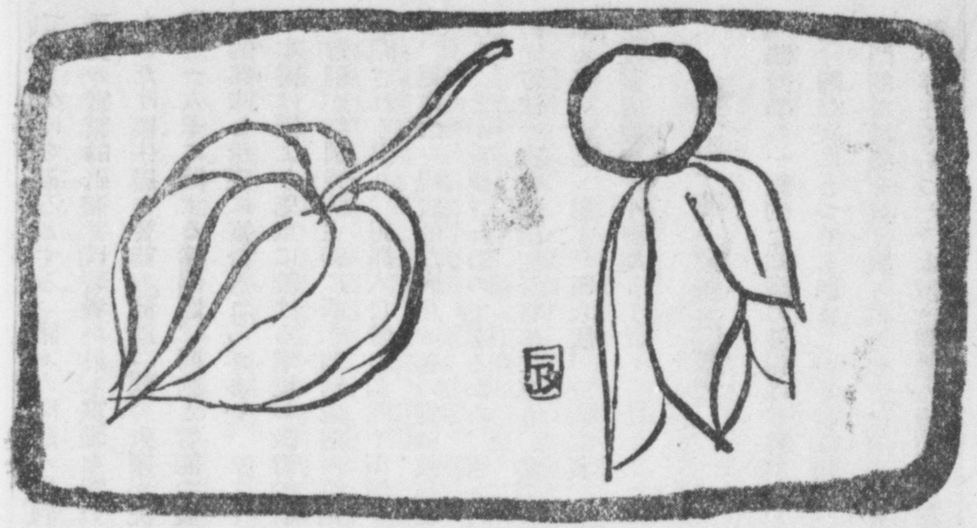
本書は固より兒童に於ける環境の教育的研究である。然し行刑が特別豫防主義に基き個別處遇の原則の上に立つて展開される限り、犯罪人自體の個性や環境を明確に認識し、更に之を現實的な教化改善の實踐技術にまで發展せしむることが重視されるのであるから、吾々行刑人にも其の研究方法や實證的研究資料等に亙り、參考となるべき點が頗る多いことゝ思ふ。四六版、三六二頁、定價一圓八十錢岩波書店發行。小野崎

□淺田一著『最新法醫學』

法醫學の一般的な知識の獲得は、警察官、法曹家は勿論、刑務官にとつても望ましいものに相違ないが、醫學の專門的な教養を欠く我々にとつては、これまで可成近附き難い存在であつた。本書は醫學の豫備知識のない人々——特に一般法曹家のために、極はめて平易巧妙な文と豐富な圖解、寫眞を驅使して、法醫學の理論と實際を解說したもの、いはゞ浴衣がけの法醫學書である。第一編法醫學概念以下死體變化、殺傷生死體、性的諸問題、證據物件、精神狀態等に對する夫々の法醫學的觀察及び異同別の基礎の七編に別れ、縊死、飢餓死——ハンガー・ストライクの對策、個人識別法、指紋、詐病、メチル・アルコールによる中毒、拘禁性精神病、責任能力、その他我々に直接間接、關係のある事項も少くはない。特に責任能力について、著者は條件反射及び聯想反射によつて此の問題を解いてゐるが、同樣の見地から惡しき聯想反射を破壞して善良な反射を作り上げる處に、行刑の本質があり、その意味に於て行刑は教化であり、刑務所は一種の感化院にほかならぬと論じてゐる。著者は法醫學及び血清學の權威、所々に著者獨自の研究や見解が片鱗を覗かせてゐる。本文菊版、六五二頁中央公論社版、四圓八十錢、末尾に人名及件名索引がある。なほ同一著者によつて、『法醫學講義』(克誠堂版、二圓七十錢)が新刊された、法醫學教室に於ける著者の講義を纏め、これに圖解、寫眞を附したもの。青木

勤續三十年の體驗を語る（下）

——全國刑務所看守代表座談會——



森口典獄補　山口の吉田さん、何か珍談はありませんか。手柄話でも失敗談でも何でもいゝですよ。長い間のことですから、いろ〳〵なことがあつたでせう。

吉田（山口）　さア、私も長い間御奉公さしていたゞきましたが、あんまり……。

山田敎務課長　押丁時代には囚人に對して隨分ヒドイことをしたといふじやありませんか。鐵丸を足頸で引きづらしたり、兩手を動かさずに歩かしたり、いろんなムゴイことをやつたさうですね。私達は今でもよくそんな話を聞かされますがね。何かそんなやうな話でも結構ですね。

渭原（靜岡）　一度私は女囚で失敗したことがあるんです。それを御話しませう。これは被告人なんですが、もう十年以上も前の話なんです。私は濱松に勤めてゐますが、濱松では拘置場が別棟になつてゐまして、時々その側の塀の間のところで被告達に運動をさせるんですが、或日のこと、拘置場の左手のところでは男の被告達に運動をさせ、右手の方では一人の女囚に運動をさして私はそれを見張つてゐたわけなんですが、男女が顔を見合はす機會を與へるのは面白くないので、私は男達の運動が終るのを待つて、女の方を舍房に入れやうと待つてゐたのです。女を房に入れるにはどうしても男達が運動をしてゐる場所を通らなければならないのです。で、私は、もう男達の運動は終つたかなア、と一寸その方へ眼をやつた瞬間、ホンの瞬間でしたが、女の姿が見えなくなつてしまつたので

す。私は、はッと思つて突差に、右手へ廻り、女の後を追つたのですが、もう追つ付きません。女は、その先手にあつた井戸へ身を投げてしまつたのです。生憎井戸には蓋をしてなかつたので、留める間もあらばこそなんです。しかし幸ひ車井戸だつたので、すぐ後から下りて行つて、着物を摑んで引き上げることは引き上げ、結局生命にも別條はなく、まア、無事ですんだわけなんですが、一時は吃驚しました。一寸した油斷でえらい目に遭ひましたよ。私の失敗談といへば、記憶に浮ぶところでは、まアこんなところでせうか。

森口典獄補　井戸には蓋がしてなかつたのですね。

渭原（靜岡）　さうです。その事があつてからは、ピッタリ蓋をしてしまひましたが……。古井戸なんていふと少々怪談めきますが、濱松には、これも昔の話ですが妙なことがありましたよ。舊監に曰く付きの監房がありましてね。どんな兇惡な奴でも、暴れものでも、一度そこへ入れると、丸で魂でも拔かれたやうに音無しくなつてしまふといふのです。妙な話ですが、事實は事實なんですね……。

森口典獄補　金澤の岡本さん、何かありまんか。

岡本（金澤）　私は大正七年に拜命しましたが、刑務所も當時と現在とを較べると大へんな違ひですなア。昔は受刑者に對しいかめしい取扱ひもしましたし、又作業工賃なども僅かに三、四錢位のものでしたが、現在では、靴工なら一圓以上、金物工なら一圓、指物工なら八十一錢といつた工合に、非常に騰つて來てゐます。それだけ受刑者の賞與金も增えて來てゐるわけで從つて受刑者としては、自發的に進んで働かうといふ氣持が、昔から見るとズンと多くなつて來てゐます。現在では午後十時過ぎは居殘作業といふことになつてゐますが、それも氣持よくやつてゐます。その他この頃では蓄音器も聽ければラヂオも聽ける、又「人」雜誌等を通じていろ〳〵世間の出來事を知つたり、社會に關する智識を養つて貰へるので、受刑者も隨分仕合せになつたものだと思つてます。殊に最近では、戸外運動で、午前と午後の二回に亘り、外へ出て行進したり軍歌を歌ふことを奬勵されてゐるので、受刑者は大喜びです。氣分も引つ立てば活氣も出て來てゐます。つまり氣持が明朗活潑となるので、自ら作業にも精が出れば、規則もよく守るといふ結果となるのであります。受刑者ばかりでなく、私共職員に對しても何かと御配慮をなし下さいまして、まことに有り難いことに思つてゐます。刑務協會では、昨年から中等學校の成績優良者に對し、奬勵金を御出し下さることゝなり、有難いことに存じますが、今回は又、圖らずも私共長年の勤續者を、刑務所代表として落成式に御招待下さいますなど、終生忘れ得ない光榮として、深く感銘いたしてゐる次第であります。

渭原（靜岡）　只今御話の、戸外運動で軍歌を歌はせることは實に效果がありますなア。氣持が明朗となる上に、第一健康

にいゝです。あれをやり出してからみなお腹が空くといつて、残飯など殆んど出なくなりました。従つて作業の能率も上るといふことになります。

森口典獄補　さう。――先刻も御話がありましたが、全く作業の工賃は昔から見ると好くなりましたね。さア、大正七、八年頃でしたかな、只今でいへば滋賀刑務所、その當時の膳所刑務所で、私が作業主任をしてゐたときのことですが、當時の所長さんが今の府中の椎名所長さんで、その頃舍房の夜間作業で一人一夜に一錢九厘といふ工賃になつたことがあります。當時椎名所長さんは、これは空前のことであると、大さう喜ばれたものでした。それが現在では一時間でそれ位になりませうから、つまり今の一時間分が當時の二、三時間分に匹敵するわけです。

渭原（靜岡）　普通のものならとにかく、老人ではさうは行かないでせう。

森口典獄補　それもさうですね。……ところで今日は、千葉の方は御見えになりませんし、豐多摩の星君でもゐられゝば又面白い御話もありませうが、御出席になつてゐませんし、……では、久留米の西岡さん、何か一つ御感想を伺ひたいと思ひますが……。

西岡（久留米）　私は明治四十五年に看守を拜命いたしましたが、考へて見ますと、十代の所長と十二代の戒護課長に仕へてゐます。今の久留米少年はもとは唐津に在つて唐津分監と呼ばれ、佐賀監獄に屬してゐました。佐賀の典獄は長谷川さんでした。分監長は濱口さんでした。大正の始め頃でしたでせう、その頃は百二十名程の收容者がゐまして、年中夜間作業をやらせてゐました。網スキです。普通二時間に五寸、手早いものは一尺以上もスキました。收容者は何れも健康で病人などは一人もありませんでした。囑託醫が電話で「病人はありませんか」と訊いて來る、こちらから「一人もありません」と答へると、「では遠慮しませう」といつたやうなノンビリした風景でした。一つは少年達に水風呂をつかはせたのが健康には非常に效果があつたやうでした。子供に水風呂は可哀さうだとて、水風呂を廢してから、どうやらボツ〳〵病氣がふえて來たやうでした。大正十二年に唐津分監は、久留米へ移り、福岡監獄に屬して久留米分監となつたのですが、私が久留米へ行つたときの所長さんが長山又四郎さんでした。部長や古參の看守などが馬鹿に威張つてゐました。自分達は火鉢を圍みながら、人を顎で使ふといふ風でした。私も隨分辛い思ひをしました。自分が辛い思ひをしましたから、自分が部長となつても、人に辛くあたるといふやうなことは決してすまいとしみ〴〵と思つたことでした。久留米少年は以前はよく喧嘩をやりましたが、今では非常に減りました。軍事教練の御蔭も非常にあることゝ存じます。今の刑務所は、すぐ目の前に足袋工場などがあつて、感化上よくないやうに思ひます。出來ることなら何處かへ移轉した方がよいやうに思ふのですが……。何やら取り止めのない話で恐縮でした。

森口典獄補　女囚の刑務所の方はどうですか。何か珍らしい話はありませんか、栃木あたりはいかゞですか。

奥山（栃木）　はア。……別に……。

森口典獄補　名古屋の稻垣さんもだいぶ御古いやうですね。何か一つ……。

稻垣（名古屋）　私は大正二年に看守を拜命いたしましたが私の方でも當時は先刻御話のあつた水風呂をやつてゐました。成程水風呂は皮膚を強くし、風邪を引かないといふ長所はありますが、凍傷になるものが多いやうでした。それで面白い話があるんです。あれは大正五年頃でしたと思ひますが、三人の受刑者が逃走を企てたことがあるんです。その頃名古屋では、工場の二階の廊下を通つて教誨堂へ行くことになつてゐましたが教誨堂の入口に書類を入れる押入があるのに目をつけて、三人のものがその中に隱れて逃走を企てたわけなんです。ところが三人とも、水風呂で凍傷にかゝり手がこはれてゐたので、一人は逃げうせましたが二人は洗濯竿を上り切ることが出來ずに、元へ引き返して來たのです。御蔭で大事件が比較的小さな事件で濟みましたが、凍傷も飛んだところで役に立つたもんだと思ひましてね、あとでは一つ話になりました。とにかく長い間のことでしたからいろ〳〵なことがありましたかうした機會に偶々過去を顧みますると私共も感慨無量です。

泉（樺太）　水風呂で凍傷などいふ御話を承はりますと、樺太の寒氣が又一入と思ひ出されます。何しろ樺太の寒さと來たら御話の外です。舍房にはまさかに煖爐を入れることが出來ませんので、監房の前の廊下に煖爐を通して間接に暖めることにしてゐます。雜居はまだしも、獨居は實に辛いさうです。冷藏庫に入つてゐるやうだといひます。醫者の診斷で、凍傷豫防のため藥を與へたり、時には作業中湯たんぽを與へたりしてゐます。伐採事業で山へ泊り込みをしてゐるものが五十名程ありますが、山のこと故丸太で掘立小屋を作つてそこに寢起してゐます。これは比較的に寒くないといひます。何せ樺太の刑務所は、建築そのものがすでに腐朽してゐるのですからやり切れません。改築の話も聞いてゐますので、その時は暖房の裝置が必要であらうと、私共も話しあつてゐる次第です。

森口典獄補　燃料は何を使つてゐるのですか。

泉（樺太）　主としてマキです。各期間に伐採するマキを使用してゐます。ともかく寒いことは刑務所中第一でせう。

森口典獄補　岡崎の木塚さん、いかゞでせう、昔と今とではだいぶ趣きがちがつてゐませうな。近頃は何か目新しいことでもありますか。

木塚（岡崎）　何せ居房の不足なのが一番困ります。被告の

入れ場所がないのです。以前は、さう大正の四、五年頃から十一、二年頃までは、被告といへば三名か五名、多くとも十名を出でないといつた程度でしたが、昭和に入つてから、急に増えてまゐりました。多い時は百名位もあります。現在でも七十名内外はありますので、受刑者の舍房を占領してゐるやうな仕末です。鈴木所長さんが雜居の空房を利用して多少工夫されましたが、何しろ舍房の少いのには苦勞をしてゐます。

森口典獄補　みなさんの御立場からは、いろ〳〵な御苦心もあることでせうな。——次に函館の藏田さん、一つ昔の御話でも承りませうか。

藤田（函館）　大正時代には、何といつても反田懲罰といふ事件が多うございました。受刑者も亂暴者が多うございました。役人が見張臺から突き落されたといふやうな事件もありました。それが今では累進處遇といふやうなことになりましたので、かれ等も、それを目當てに、表面猫をかぶることが上手になつたやうです。餘り亂暴なことはいたしません代りには、萬づの立廻りが小利巧になつて來てゐるやうです。受刑者の處遇は、私共の立場から申せば、時には昔の膺懲的の方法も悪くはないと思ふこともあります。優遇が過ぎますと、かれ等は小利巧になる上に、とかくツケ上つて來て、紀律が紊れるといふやうなことも想像されます。勿論これは一面の觀察で、昔に還ることが何もいゝといふわけではありませんが、私共が實際受刑者を取扱つてゐますと、時にはさうした感じを有つこともあるのです。——受刑者の處遇方法を御考へ下さるのも結構ですが一面には役人側の處遇方法をも御考慮願ひたいと存じますがね。成るべく良い御處遇を御願ひいたしたいのです（笑聲）。

森口典獄補　高松の十河さん、何ぞ御感想を一つ……。

十河（高松）　只今藤田さんの御話でしたが、私の方では、只今無期囚が四名、その他長期のものも相當ゐますが、かれ等は累進處遇令の實施を非常に喜んでゐます。大體長期囚は、悲觀性に陷る傾向を有つてゐるものですが、處遇令が實施されてからは、恰ももう社會に出たかのやうな氣分で、何れも音無しく刑に服してゐます。勿論反則もありますが、處遇令の實施以前と以後とでは反則の種が變つて來てゐるやうです。以前は、兇悪な受刑者が集まると丸で戰時狀態といつた形で、これには私共も隨分手古摺りました。藤田さんのお話のやうに、職員に飛びついて來たり、擔當臺を引つくり返すといふやうなやつも少くなかつたのです。尤も處遇令の實施以後でも、役人に手向ひするものが全然ないといふわけではありませんが、それはよく〳〵の無智なものか何かで、少し考へのあるものはさうした行爲には出でません。やはり藤田さんの仰しやつたやうに、或は猫をかぶることが上手になつて來たのかも知れませんが、しかし何れにしてもそれは累進處遇令の賜物だと思つてゐます。尤も以前態度の荒つぽかつたのは受刑者側ばかりでなく役人の

方でも同樣でした。役人の方で「きさまツ」といつて嵩にかゝるので、受刑者の方でも「何をツ」といつて突つかゝつて來るといつた風でした。それが現在では、役人の方でも成るべく柔かな言葉を使はうとするので、受刑者としても自然感情を刺激されることが少くなつた、といふわけでせう。相手の顏色を見て、言葉なり態度なりを注意するやうに、役人としても心掛けてゐるわけです。それに何ですね、近頃の長期囚は作業をするにも落付きが出て來たやうに思ひます。大體長期は短期に比べて、作業の賦課種類も仕上げの分量も多いのですが、先刻も申したやうにかれ等は恰も社會へ出たやうな氣持で、落付いて仕事をしてゐます。私の方では江村所長さんの御來任以來、受刑者に對する處遇が非常に變つて來ました。或る工場を食堂に仕立直して、多くの場合朝は舍房で食事をやらせますが、晝と夜とはその食堂內で食事をとらせることにしてゐます。食堂には、四季に應じて岐阜提灯を下げたり、柳、櫻をあしらつたりして、成るべく氣持よく食事をさせるやうにしてゐます。食堂では談話も自由にやらせてゐます。その代り一度工場へ入れば、絶對の禁物です。情願事項は食堂でやらせ、工場では一切やらせぬことにしてゐます。殊に現在の所長さんは、なか〳〵研究心の旺盛な方で、工場へも一日に二、三回は巡視に出られ、一々製作品を御調べになるので、受刑者としてもゴマカシは出來ません。刑務所の製作品に對しては細心の注意を御拂ひになり、社會の人が安心して買へるやうにするといふのが所長さんの御考へらしいのです。休むときには休ませ、働くときにはウンと働かせるといふやり方なので、作業の能率は大に擧つてゐます。それは現在の江村所長さんの賜物だと感謝してゐる次第です。

森口典獄補　何れにしても、昔と今とでは行刑も大へん違つて來ましたね。昔は、刑務所の設備も悪かつたでせうが、不衞生のことや、その他無茶な點が多かつたやうです。今日では何といつても行刑は進歩しました。昔から今にかけてよくその變遷を體驗されてゐるみなさんとしては、今昔の感を禁じ得ないことゝ御察しいたします。

山田教務課長　昔は苦役としては罪石といふやうなものがあり、懲罰の方法としては鉄といふやうなものをつけさしたものですね。

太田（宮城）　さうでした。今から考へると不思議なやうにも思ひますが、その頃はそれが當然のことゝ考へられてゐたのですな。あの鉄といふものも、今日から見るとヒドイものですが、あれにもいろ〳〵ありましてな、オモリを繋ぐ鎖りに長いのと短いのとありました。短いのはオモリをゴロ〳〵と引つ張つて歩くより外ないのですが、鎖の長いのは、オモリを背越しに擔いで歩くなどいふのもありました。又同じ鉄をつけても歩き方に上手、下手がありましてな、慣れると自然上手になりま

す。見せしめのために鈸をつけたまゝ教誨堂へ入れたりなどしましたが、堂内をゴロ〳〵と音を立てゝ引き摺つて歩く光景は隨分異樣なものでした。その他搾衣などいふ懲らしめの方法もありましたが、これは尾錠を過度に締めつけると、顏色がかはるので餘りやりませんでした。それに又、今では刑務所にも立派な御醫者さんがゐられますが、昔は相當いゝ加減なものでした。明治三十九年でしたか、受刑者が臨時診察を願つて來ましたので、醫務所へまゐりますと、何でも老人の御醫者さんでしたが、「臨時診察なんて、願ふものも願ふものだが、來るものも來るものだ、歸れ！」と頭ごなしに一喝されたことなどもありました。又長く勤續されてゐる方は、どなたも私と御同感であらうと存じますが、私が明治三十八年に拜命したときは、給料が七圓でした。三十何年も昔のことですからそれでもよかつたのだらうと思はれる方があるかも知れませんが、何にしろ七圓ですからな。獨身者は五圓出すと合宿所に入れて貰ひましたが、私は老人に私共夫婦、それに子供が一人ありましたので、拜命當時は實に生活に難儀いたしました。よく凌いでやつて來たものだと自分ながら感心してゐるやうな次第です。新任の方には、こんな御話をしてもよく御呑み込みにはなれまいと思ひます。歐洲戰爭當時は好景氣と物價騰貴で、薄給の看守などは人間扱ひをされませんでした。私などは南京米に豆を入れて、食べてゐました。一方景氣のよい勞働者からは「臭い飯を食つて、仕事が出來るか」などゝいはれ、何かにつけ私共は辱しめを受けたものでした。先刻役人の處遇云々との御話もありまして、勿論待遇のよくなるのは結構なことですが、昔を思ふと、時代の移り代りといふことがつく〴〵と思はれます。今日かうして御招きを受けて、古い時代の方々と一緒にお顏を見合はすことになつて見ますと全く、感慨無量のものがあります。

森口典獄補　だん〳〵みなさんから有益な體驗談を伺ひまして、私共としても大へん參考になりました。まことに有り難うございました。まだ〳〵伺ひたいことは澤山ありますが、今夕はみなさんお疲れでもありませうし、又これから二、三日御一緒になつてゐる中に、拜聽の機會もあらうと存じますので、座談會はこれ位にして打ち切ることにいたしませう。みなさんの御健康を祈ります。

東京拘置所の落成移廳式

昭和八年十月に移築工事に着手した市谷刑務所は、元巢鴨刑務所の一部を占領して五月初旬立派に出來上り、同月二十九日その落成移廳式を同廳舍屋上に於て擧行したが、竣工と同時に、該刑務所がもと未決拘禁場たるの性質に鑑み、特に刑務所の名を避けて東京拘置所と改稱されることゝなつた。從つて東京拘置所は、その建築、構造及び舍房の採光、換氣等に於て一段の工夫を凝し、乃至醫療設備、病舍、浴槽その他諸般の設備の完備せる點に於て、普通の既決刑務所とは頗るその趣きを異にするものがある。要するに所內を通じて、出來得る限り淸新明朗の氣分を橫溢せしむることに特に意を用ゐ、又舍房及び事務室の配置並に建築樣式に於て未決拘禁としての特色を發揮してゐる。その意味に於て、東京拘置所の新築は、我が國の行刑文化史上一新紀元を劃するものとして特筆大書して然るべきであらう。同拘置所は、敷地總坪數一萬八千四百〇九坪五合、建物總延坪數九千五百三十二坪餘、總建坪四千七百〇七坪餘、廳舍、舍房は何れも鐵筋コンクリート造りその他の建物は全部鐵筋煉瓦造りの近代式建築であるが、未決拘禁所たる點と、市中に介在せる點とを考慮して、特に建築の外觀に對し考慮を拂ひ、一見して淸楚、閑雅の趣きを感ぜしむるものがある。收容人員は總計二千三百四十八人、舍房は雜居房、獨居房、病舍、女舍の四つに分たれ、その中雜居房は、三棟、房數一九二、收容人員一、五〇四人、獨居房は三棟、房數五七六、收容人員五七六人、病舍は三棟、收容人員一七二人、女舍は一棟、收容人員九六人である。さて當日の落成式は午前十時から擧行されたが、折からの雨天にも拘らず、定刻前多數の來賓、關係者續々として詰めかけ、暫時休憩の後、定刻振鈴を合圖に、鹽野法相を始め、諸來賓以下五百三十二人ばかり同廳舍屋上に參列、開式した。森口典獄補の擧式の辭に次で、椎名府中刑務所長、谷內東京拘置所長の式辭並に成尾技師の工事報告ありたる後、鹽野司法大臣、池田大審院長、泉二檢事總長、橫山警視總監（代讀）、館東京府知事、大久保東京市長代理、大橋東京辯護士會長、有馬第一東京辯護士會長、竹內第二東京辯護士會長、（代讀）、吉田豐多摩刑務所長（刑務所長代表として）より夫々左記の如き祝辭あり、更に祝電の披露をなしたる後、森口

典獄補の挨拶にて午前十一時半閉式した。それより來賓一同は、谷内、椎名兩所長及び拘置所職員の案内にて所内を巡視し、午餐に移り、終つてこの落成式を機會に開催せられたる第八回刑務所製作品々評會及び即賣會の狀況を巡覽したる上散會したが、午餐の席上に於て、元司法大臣小山松吉氏は起つて、市谷刑務所移轉改築に關する經緯につき左の如く當時の事情を述べられた。

本日は東京拘置所と改名された市谷刑務所の落成移轉式といふことで、私も御招きに預り參上いたした次第でありますが、この市谷刑務所の改築につきましては、私としては一つの深き思出があるのでございます。それは、今日この市谷刑務所即ち東京拘置所がかくも立派に出來上つて、丸で面目を一新するに至りましたについては、私共は故高橋藏相に對し深く感謝するところがなければならぬといふことであります。私は本日の式典に參列いたしまして、端なくもその事に想到し、一種の感慨を禁じ得なかつたのでありますが、この機會にその經緯を各位の御耳に入れておくことも、亦故高橋藏相に對する謝恩の一端であると存じますので、しばらく御淸聽を煩はすことゝいたします。

私は昭和七年五月に司法大臣に就任いたしましたが、就任後先づ市谷刑務所を視察にまゐつたのであります。內部を仔細に視察しまして、私は實に驚いたのであります。建築はすでに腐朽して、衞生その他の上にも何かと思はしくない上に、舍房には南京虫が巢食つてゐるといふ有樣であります。それに困ることには、當時構內の北部に建增しをした舍房には裏手の崖上にすぐ民家を控へてゐます關係から、每日ラヂオの音が聞えて來るのです。ラヂオには在監者に聞かせてはならぬやうな個所も多々ありまするし、それに、在監者にとつては、ラヂオを聞くことは、樂しみよりもむしろ苦しみを感ずる場合が多いのであります。さういふ次第でありますから、私は、これは何とかして一日も早く刑務所を他へ移轉しなければならぬと考へたのでしたが當時恰も、附近の區劃整理で、刑務所の一部を取り拂はねばならぬ必要に迫られてゐましたので、むしろこの機會に移轉を斷行しようと決心したのでありました。さて移轉するとすれば、何處へ移轉すべきかといふ問題でありましたが、當時恰も、巢鴨刑務所が近く府中へ移轉することになつてゐましたので、その跡がよからうと思ひまして、私は早速、當時主計局長であつた藤井君を訪れまして、そのことを話したのであります。ところが藤井君は、第一には、巢鴨の敷地は大藏省の財源であることゝ、第二には、この內閣では一切繼續事業はしないことになつてゐる、といふ二つの理由で、市谷刑務所の巢鴨移轉に反對されたのであります。しかし私としては、何としてもこの際移轉の必要があると思ひましたので、さう、あれは十月十八日のことであつたと思ひますが、當時葉山に病を養

つてゐられた故高橋藏相をわざ〳〵同地へ往訪いたして、直談判を始めたのであります。いろ〳〵移轉の必要を說明して、私は南京虫位はまたいゝとして、一朝火事でもあつたらどういたしますかとまで痛言いたしたのであります。高橋藏相は、私の說明を聽き、しばらく考へてゐられましたが、あれ程の人物であり、且つ非常に物事に理解のある方なので、一よろしい承知した。今夜大久保（銀行局長）が來訪する筈だから、大久保から藤井へ傳言させよう」とて、快く私の申出でを承諾して下すつたのであります。有力な高橋藏相の御聲がかりなので、事務當局の方でも一も二もないことゝなり、次で十二月の閣議でこの問題が閣議の承認を得ることゝなつたのであります。その時私は高橋藏相の御いゝつけで、市谷刑務所移轉の必要を詳細に說明したのでありましたが、何しろ長老の高橋藏相がすでに御承諾になつてゐることではあり、格別の反對もなく、當時繼續事業は一切ならないといふ方針の下にあつた豫算の中で、ひとり四ヶ年の繼續事業である市谷刑務所移轉の費算のみが、首尾よく閣議を通過したといふ次第でありました。それといふのも全く故高橋藏相の御力添へがあつたればこその話で、高橋藏相なかりせば或は實現不可能であつたかもしれぬといふことを考へまするとき、私共は、何としても、高橋藏相に感謝せざるを得ないのであります。

さてこれで巢鴨移轉のことは決定いたしましたが、一難去つて又一難で、一方地元からきつい反對が起つてまゐりました。由來刑務所は何處へ行つても嫌はれものでありますが、巢鴨附近の住民も、折角巢鴨刑務所が府中へ移轉すると聞いて喜んでゐたのに、又々刑務所を持つて來られては困る、子弟の敎育上その他種々の點で困る、とかういふわけで、當時政友會が三百何名かの多數を擁してゐる際だつたので、政友會の代議士などが先きに立つて反對の陳情に見えたのであります。それに對し私は、市谷刑務所は拘置所であつて刑務所とは性質が違ふといふやうなことや、又今度建てるなら、少くも外觀上少しも刑務所らしくない、いはゞ學校か病院のやうな感じを與へる淸楚、優雅な建物にするからといふやうなことをいろ〳〵說明し、陳辯して、まア、やつと地元の承諾を得たのでありました。この東京拘置所が、各位も御覽になるやうに、比較的淸楚、優雅で、普通の刑務所といふ感じから遠いのも一つはさやうな關係からも來てゐるのであります。大體この東京拘置所が出來まするには、私の關係した限りに於ては右の如き經緯があつたのでありますので、私は本日の落成式に臨み、御祝ひを申述べると共に、故高橋藏相に深く感謝し、併せてこのことを各位に御報告申上げる次第であります。

式辭

本日司法大臣閣下始メ御多數閣下各位ノ御賁臨ヲ忝フ致シマシテ玆ニ東京拘置所ノ新築落成竝移廳ノ式ヲ擧ゲ得マスルコト

矯正図書館

ハ私共ノ最モ光榮トスルトコロデアリマス。

府中刑務所ノ後身デアリマシタ巣鴨刑務所ガ其ノ敷地ノ一部ニ總工費百十三萬餘圓四ヶ年ノ繼續直營工事ヲ以テ市谷刑務所ヲ移築スベシトノ指令ニ接シマシタノハ、昭和八年六月二十二日デアリマシタ。當時巣鴨刑務所ハ府中町ニ於ケル自所ノ移築工事ニ忙殺セラレテ居ツタノデアリマスガ、起工命令トトモニ直ニ着手シ、爾來上下協力シテ一意工事ノ完成ニ微力ヲ致シ、當局ノ御懇篤ナル不斷ノ御指導ト技能者ノ動員其ノ他ニ付キ各刑務所ヨリ寄セラレマシタ絶大ナル御援助トニヨリマシテ、豫定ノ工程ヲ進メ遂ニ今日ノ竣功ヲ見ルニ至ツタノデアリマス。

幸ニモ工事中ハ就業者ニ一人ノ人命損傷モ無ク、物價ノ如キモ概シテ平常ヲ辿リマシテ建築用材ノ調辨等順調ニ參リ、旁々材料ノ使用ニ留意シ節約ヲ加ヘマシタ結果、當初ノ設計以外新ニ演武場合宿所ヲ建築シ、亦廳舍病舍ノ設備ニ於テ格段良好ニ設計變更ヲ爲シ得マシタコトハ深ク喜トスルトコロデアリマス。

一ヒソカニ思ヒマスルニ未決拘禁ヲ適正妥當ナル局面ノ下ニ經過セシムルコトハ、正ニ人道ノ要求スルトコロデアリ、而モソレハ單ニ檢察裁判及行刑ニ重大ナル影響ヲ及ボスバカリデナク、實ニ國家司法權ニ對スル國民ノ信賴ヲ愈ミ厚ラシ其ノ尊嚴ヲ保持スル所以ノ一ツデアルト信スルノデアリマス。

今之ノ使命ニ即シテ設計セラレ新裝全ク成レル未決拘禁ノ設備ヲ奉公ノ至誠ニ燃ユル僚友ニ引繼カントスルニ當リマシテ、過去四ヶ年ノ間只管今日アルヲ祈念シ工事ニ精進シ來リマシタ私共ノ本懷ヲ申述ベマストトモニ同拘置所ノ將來ニ祝福ノ豐カナランコトヲ切ニ祈ル次第デアリマス。

了リニ本日御多用ノ折柄ニモ拘ハリマセズ御來臨ヲ賜リマシタ皆樣ノ御厚情ト、本工事ニ關シ御指導御助援ヲ御寄セ下サイマシタ各位ノ御懇情ニ對シマシテ、職員一同ヲ代表シ謹而深甚ナル感謝ノ意ヲ捧ゲ以上列ネマシタ蕪辭ヲ添ヘマシテ東京拘置所ノ新築落成並移廳式ノ御挨拶ト致シマス。

昭和十二年五月二十九日

府中刑務所長 從四位勳四等 椎名通藏

式辭

薫風吹亙リ生氣充滿スル好期行刑ノ地トシテ感慨深キ此處巣鴨刑務所ノ跡ニ市谷刑務所移築ノ業全ク竣リ、名モ新時代ノ要求ニ應シ東京拘置所ト改メラレ、本日茲ニ司法大臣閣下始メ諸賢ノ御臨席ヲ辱フシ榮アル式典ヲ擧行シ得ルハ不肖並ニ當所職員ノ光榮之ニ過ギズ衷心感激措ク能ハザル處ナリ。

抑モ當所ハ昭和八年司法省直接設計監督ノ下ニ起工セラレ僅々三年十ヶ月ニシテ完成セラレル、未決拘禁ヲ主眼トスル當所ノ特異質ニ照シ質素ニシテ健實且ツ利便盡サザルハ無シ、之偏ニ關係各位ノ卓越セル技能苦心精勵ノ賜タルハ勿論、尚收容者ノ獻身努力ニ俟ツモノ大ニシテ行刑作業ノ充實ヲ立證セシモノ

ト認ムベク邦家ノタメ寔ニ慶賀ニ堪ヘズ。

謹テ感謝ノ意ヲ表スルモノナリ。

顧テ記錄ヲ徵スルニ當所ハ遠ク明治三年鍛冶橋監倉事務取扱所ノ創設ニ起因シ、爾來名稱ノ變更所在ノ移轉官制ノ改正等幾變遷アリシト雖モ、未決拘禁ヲ主體ト爲シ來リタルハ易ラズ、時移リ世ハ進ミ玆ニ六十有七年時運ノ要求ニ伴ヒ高キ理想ト精密ナル設計ニ基キ斯ノ如ク純潔公正ヲ象徵スル白色櫛型ノ建物トナリ名稱モ亦改メラレタルナリ。

惟フニ未決拘禁制度ノ目的ハ一面檢察裁判ノ適正妥當ニ資スルト共ニ他面收容者ヲシテ反省悔悟セシメ再犯ヲ防止シ善良ナル國民ニ復歸セシメ以テ國家治安ノ保持ニ任ズルニ在リ。

是固ヨリ人ト人トノ關係心ト心トノ接渉無クンバ目的ノ實現シ難キハ論ナキ處ナルモ亦同時ニ物的施設完備ノ要請セラル、必至ナリト謂ツベシ。

今ヤ斯ノ如ク最善ノ施設備ハル不肖等此ノ職ヲ奉ズル者今日ヲ機トシ更ニ精勵シ朝野識者ノ御指導ヲ仰キ愈ミ刑政本來ノ目的達成ニ邁進センコトヲ誓フ。

聊カ蕪辭ヲ述ベテ式辭トナス。

昭和十二年五月二十九日

東京拘置所長 谷内庄太郎

祝詞

市谷刑務所ノ移築工事厭ノ功ヲ竣ヘ名稱ヲ東京拘置所ト改メ本日玆ニ落成移廳ノ式典ヲ擧行スルニ當リ、一言祝意ヲ表スルノ機會ヲ得タルハ本大臣ノ欣幸トスル所ナリ。

惟フニ罪責未ダ定マラザル間ノ拘置ハ、刑罰執行ノ爲ニスル拘禁ト自ラ趣ヲ異ニシ、刑事手續上已ムヲ得ザルノ必要ニ基ク自由ノ拘束ニシテ拘置ノ施設モ亦其ノ目的ニ副ヒ裁判審理ノ適正ナル遂行ニ資スルト共ニ被拘禁者ノ健康ノ保持ト名譽ノ尊重トニ特ニ留意スベキハ言ヲ俟タザルトコロナリ。

舊市谷刑務所ハ明治三十七年ノ竣工ニ係リ大正十二年關東大震災後ノ復舊工事ニ次イデ數次ノ增築改築ヲ經タリト雖モ近時社會萬般ノ事象益ミ復雜ヲ加フルモノアルト共ニ被告事件激增シテ收容力ニ不足ヲ告グルニ至レリ、又刑務所ノ位置及設備モ時勢ノ進運ニ伴ハザルモノ多キヲ加フルモノアルヲ看ル。

茲ニ於テカ新築移轉ノ急務ナルヲ認メ昭和八年八月舊巣鴨刑務所跡現在ノ地ヲトシテ新營ノ工ヲ起シ今ヤ未決拘禁本來ノ使命ヲ完ウスルニ庶幾キ新裝成ルヲ觀タリ、本工事關係職員諸氏ハ多受數刑者ノ敎化指導ニ任ジツツ精勵克ク三ヶ年有餘ノ日子ヲ以テ無事本工事ヲ完成シタルモノニシテ其ノ勞苦察スルニ餘リアリ。

由來未決拘禁ノ目的ハ獨リ物的設備ノ改善ノミニ依リテ達成シ得ルモノニアラズ、寧ロ向後ニ於ケル職員ノ熱心誠實ナル職務ノ執行ニ俟タザルベカラズ、諸氏ハ明治大正昭和ニ三代ヲ通ジ未決拘禁者ヲ護リテ帝都ノ檢察及裁判ニ協力シタル先人ノ功

矯正図書館

ヲ憶ヒ其ノ責任ノ極メテ重大ナルヲ自覺セザルベカラズ。

冀クハ職員諸氏今後一層ノ緊張ヲ以テ事ニ當リ、新裝ナレル東京拘置所ヲシテ内容外觀共ニ備ハレル未決拘禁所タラシメンコトヲ。

聊カ所感ヲ述ベテ祝辭トス。

昭和十二年五月二十九日

司法大臣　鹽野季彦

祝辭

東京拘置所新築工ヲ竣ヘ本日ヲトシテ落成ノ典ヲ行フニ際リ之ニ參列スルノ機會ヲ得タルハ予ノ欣幸トスル所ナリ。

輓近我國行刑ノ諸制度ハ着々改善ヲ加ヘラレ一面行刑ノ目的ヲ達成スルニ力ムルト共ニ他面收容者ニ對スル所遇ニ付キ周到ナル意ヲ用ヒ諸外國ニ誇ルニ足ルベキ施設ヲ試ミラレツツアルハ洵ニ慶バシキ所ナリト雖モ行刑ノ施設タル刑務所ト罪ノ有無未ダ決定セザル者ニ對スル收容所トノ區別ノ截然タラザルモノアリシハ頗ル遺憾トスルトコロナリシナリ、然ルニ今回本所ヲ新設シテ刑務所トノ區別ヲ判然タラシメ其名稱ヲ東京拘置所ト爲シ又建築構造ニモ專ラ舍房ノ採光通風ニ工風ヲ凝シ病舍浴槽ノ完備セルヲ始メ其ノ他ノ設備ニ於テモ只管收容者ノ保健衞生ニ留意シ近代的ノ構想ヲ以テ清新明朗ノ氣分ヲ發揮セシメタルハ名實共ニ能ク未決拘禁ノ本旨ニ徹底シ時代ニ適應セルモノトシテ更ニ一段ノ悦ヲ禁ズル能ハザルナリ。

希クハ職員各位ニ於テモ愈ミ意氣ヲ新タニシ其職分ニ倍ミ精進セラレムコトヲ。

聊カ所感ヲ述ベテ祝辭トス。

昭和十二年五月二十九日

大審院長　池田寅二郎

祝辭

市谷刑務所ノ移築工事竣成ヲ告ゲ玆ニ東京拘置所ノ開廳式典擧行セラルルニ際リ祝辭ヲ述ブルノ機會ヲ得タルハ予ノ欣幸トスル所ナリ。抑ミ未決勾留ノ目的ハ刑事被告人及被疑者ノ身柄及證據ヲ保全シ審理ノ進捗ニ對スル障害ヲ除去スルニ在リ刑罰制裁ノ執行ト其ノ目的ヲ異ニスルヤ明白ナリ。從テ未決拘禁場ハ其ノ施設及管理上既決監獄ト全ク之ヲ分離シ其ノ目的見地ニ即シテ建築及諸般設備ヲ合理化スルト同時ニ被拘禁者ニ對シテハ此ノ目的ノ遂行並ニ場内紀律維持ノ必要ニ基ヅク拘束及制限ニ服セシムルノ外勉メテ其ノ平常生活ニ於ケル自由ヲ保持セシメ且其ノ健康ヲ保護スルヲ以テ理想ト爲サザルベカラズ。現行監獄法ハ未決拘禁場ヲ以テ監獄ノ一種ナリトシ實際上ノ施設及管理モ亦混同ヲ免レズト雖是レ唯立法及實務上ノ便宜ヲ主トセルモノニシテ理論上ノ要求ニ從ヘルモノニ非ザルヤ疑ヲ容レザル所ナリ。

我市谷刑務所ハ明治三年十二月八重州町鍛冶橋内ニ監倉事務取扱所トシテ創設セラレ爾來其ノ位置名稱及管理上若干ノ沿革

ヲ經テ今日ニ及ビタルモ其ノ間終始未決拘禁場タルノ特色ヲ有シ殊ニ明治三十六年内務省ヨリ司法省ニ移管セラレ翌三十七年現在ノ位置ニ移築シテ東京監獄ト改稱セラレタル以來當局者ハ其ノ施設管理及收容者ノ處遇等ニ關シ未決拘禁制度ニ於ケル理想ノ實現ニ努力シ其ノ實績大ニ見ルベキモノアリ。然ルニ近時世態益ミ複雜ヲ極メ犯罪現象著シク惡化シ犯罪人員激增シタル爲市谷刑務所從來ノ場所及施設今ヤ狹隘ニ失シ且其ノ建造物ノ一部漸ク朽廢シテ已ニ使用ニ耐ヘザルモノアリ遂ニ之ガ移轉ノ必要ヲ生ズルニ至リタルハ已ムヲ得ザル所ナリトス。當局者ガ此ノ絶好ノ機會ヲ把ヘテ未決拘禁制度ノ飛躍的改良ノ基礎工作ヲ企劃シタルハ其ノ處置頗ル機宜ニ適シタルモノト謂フベシ。惟フニ當局者ガ市谷刑務所ヲ移築シテ之ヲ東京拘置所ト改稱シタルハ由テ以テ理想實現ノ抱負ヲ暗示スルモノト認ムルヲ得ベク又此ノ建築ノ構造ガ戒護衞生處遇其ノ他所有見地ニ於テ間然スル所ナキハ由テ以テ理想實現ノ物的基礎ト爲スニ足ルベシ。

是レ實ニ刑政文化史上特筆スベキ一新紀元ヲ劃スルモノト謂フベク直ニ國家社會ノ爲慶賀ニ堪ヘザル所ナリ。然レドモ物ノ利ハ人ノ和ニ如カズ本施設ハ當該職員ノ協心努力ニ依リ始メテ其ノ使命ヲ完ウスルコトヲ得ルニ至ルベシ。

希クハ職員各位益ミ至誠奉公ノ精神ヲ發揮シ本施設所期ノ目的ヲ達成スル爲奮勵盡瘁セラレ以テ本所ヲ理想的模範施設タルノ實ヲ擧グルニ至ラシメンコトヲ玆ニ所懷ノ一端ヲ披瀝シテ祝辭ト爲ス。

昭和十二年五月二十九日

檢事總長　泉二新熊

祝辭

東京拘置所ノ新築工成リ本日玆ニ落成開廳ノ式典ヲ擧行セラルルニ當リ參列ノ榮ヲ得タルハ余ノ欣幸トスル所ナリ。

近年社會生活ノ復雜化ニ伴ヒ各種ノ犯罪著シク深刻ヲ極メ再犯ヲ敢テスル者益增加ノ傾向アルハ洵ニ寒心ニ堪ヘザル所ナリ、之カ防止ニ就キテハ行刑ト警察トノ緊密ナル連携ヲ保ツベキハ勿論行刑施設ノ完璧ニ俟ツコト亦尠シトセズ。今新築廳舍ノ結構ヲ觀ルニ規模宏壯ニシテ耐震耐火ノ近代建築ノ粹ヲ鍾メ質實堅牢而カモ輪奐ノ美ヲ併セ設備ノ細部ニ亙リ收容者ノ保全上缺クル所ナク拘置所トシテ最モ時代ニ適合セルモノト謂フヲ得ベシ。

希クバ整備シタル本所ニ職ヲ奉ゼラルル諸士ハ刑政ノ使命重大ナルヲ念ヒ之ヲ機會ニ一層職務ニ盡瘁セラレムコトヲ。

一言無辭ヲ陳ベテ祝辭トナス。

昭和十二年五月二十九日

警視總監　横山助成

祝辭

市谷刑務所移築工ヲ竣リ東京拘置所改稱面目焉ニ改ル其ノ位置ノ適實ナル其建造設備ノ整然タル國法ノ執行ニ於テ遺憾ナカル可ク施設ノ完整收容者ノ心身ニ及ボス影響愈ミ良好ナルモノ

アル可シ。

社會國家ノ爲メ洵ニ慶幸トスル所ナリ。

冀クハ當局諸君時運ノ趨勢社會ノ實相ヲ看取シ補導教化ノ效ヲ完ウセラレムコトヲ落成ノ式典ニ當リ聊カ蕪辭ヲ陳ベテ祝辭ニ代フ。

昭和十二年五月二十九日

東京府知事　館　哲二

祝辭

市谷刑務所新築工竣リ玆ニ東京拘置所ト改稱シテ本日盛大ナル落成移轉式ヲ擧行セラル寔ニ慶賀ニ堪ヘズ。

惟フニ市谷刑務所ハ其前身タル鍛冶橋監獄ガ明治七年八重洲町鍛冶橋内ニ創設以來今日ニ至ル實ニ六十有四年其ノ間幾多ノ變遷アリト雖能ク刑事裁判ノ適正ヲ確保シ收容者ノ改過遷善ニ當リ以テ良民トシテ社會ニ復歸セシムベク終始努力ヲ傾倒セラレタルハ邦家ノ爲慶謝ニ堪ヘザル所ナリ今次巢鴨刑務所移轉ノ跡ヲ享ケ此處ニ面目一新セル近代的樣式ノ建築ヲ施シ更ニ設備ヲ充實シテ益〻其ノ機能ヲ發揮シ薫染感化ノ實績向上ニ資セラル洵ニ機宜ヲ得タルモノト謂フベシ。

冀クハ所員各位益〻其ノ責務ノ重加セルヲ思ヒ協力一致之ガ成績ノ上進ヲ圖リ以テ國運ノ伸張ニ寄與セラレムコトヲ聊カ所懷ヲ述ベテ祝辭トナス。

昭和十二年五月二十九日

東京市長代理助役　大久保留次郎

祝辭

府中刑務所ニ於テ擔當セラレタル市谷刑務所移築工事竣成シ本日其ノ落成移轉式ヲ擧行セラルルニ當リ一言祝辭ヲ呈スルコトヲ得ハ洵ニ光榮トスル所ナリ。

本建築ハ近代科學ノ粹ヲ集メ其ノ樣式ハ從來ノ放射型ヲ改メテ一文字型トナシ其ノ構造ハ質實堅牢ニシテ外觀清楚内部ノ施設亦完備シテ特ニ採光換氣ニ留意セラレタル迹歴然タルモノアリ敷地ハ明治二十八年以來巢鴨刑務所ノ存在セシ所ニシテ面積廣濶模範的刑務所タルノ名ニ背カズト謂フベシ。

而シテ本建築ハ昭和八年八月起工以來長年月間府中刑務所長ヲ初メトシ同所職員諸氏ノ董督ノ下ニ全刑務所服務者ノ勤勞ニ成レルハ其ノ作業ノ進歩ト共ニ歎賞措ク能ハザル所ナリ。

惟ヲニ本所ハ主トシテ犯罪ノ有無未ダ確定セザル者ヲ收容スル所ナルヲ以テ其ノ身體名譽ヲ保全スベキハ固ヨリナリ當局ガ本所ヲ東京拘置所ト改名セラレタルハ主トシテ收容者ノ名譽ヲ尊重スルノ趣旨ニ外ナラザルベシ。

希クハ多數ノ收容者ニ對シ職員各位ハ懇切丁寧ヲ旨トシ心身ノ痛苦ヲ減シ新設備ノ機能ヲ發揮シ適正ナル刑政ノ運行ニ資セラレ以テ模範的拘置所タルノ實ヲ擧ゲヲレンコトヲ聊カ蕪辭ヲ述ベテ祝辭トス。

昭和十二年五月二十九日

東京辯護士會長　大橋誠一

祝辭

東京拘置所建築工事竣功シテ本日落成ノ盛典ヲ擧行セラレ一言祝意ヲ表スルハ洵ニ欣幸トスル所ナリ。

惟フニ未決拘禁者ニ對シテハ特ニ其身體名譽ノ保全ニ留意スベク之ニ要スル施設ノ完備ヲ速ニ具現スベキコトハ我辯護士會ノ夙ニ强調シタル所然ルニ今ヤ最新技術ノ粹ヲ盡シテ宏壯ナル建築成リ保健衞生其他諸般ノ施設亦具ニ備ハルヲ觀ル欣喜曷ゾ堪ヘン外形ハ既ニ整フ冀クバ所員各位玆ニ心氣ヲ新ニセラレ以テ刑政ノ本義ヲ完ウセラレンコトヲ。

聊カ蕪辭ヲ述ベテ祝辭トス。

昭和十二年五月二十九日

第一東京辯護士會會長　有馬忠三郎

祝辭

東京拘置所ノ新築落成ヲ告ゲ玆ニ其ノ落成式ヲ擧行スルニ至レルハ慶賀ニ堪ヘザルトコロナリ。

惟フニ本廳舍成ルニ及ビ呼ブニ刑務所ノ名ヲ棄テ故ラニ拘置所ト命名セルハ其ノ旨蓋シ深遠ナルベシ抑拘置監ハ主トシテ刑事被告人ヲ拘禁スルノ處ナリ而シテ刑事被告人ノ處遇ハ他囚ノ處遇ト之ヲ峻別セザル可カラズ而カモ刑事被告人ノ處遇動モスレバ刑事訴訟法ノ精神ニ遠カレルモノアルノ憾ナキニアラズ玆ニ新廳舍内部ニ世界ニ誇ルニ足ル施設ヲ完備シ之ニ冠スルニ東京拘置所ノ名ヲ以テセル所以ハ先ヅ其名ヲ現ハシ而シテ其實ヲシテ其名ニ副ハシメンコトヲ期セルモノニ他ナラザルベシ幸ニシテ新廳舍開廳ニ當リ之ヲ奉ズルノ諸官上下相率キテ法令ヲ格遵シ以テ新廳舍ヲシテ名實共ニ理想的刑事被告人處遇所タラシメムコトヲ冀望シテマ止ズ之レ廳テ模範ヲ後續拘置所ニ垂ルル所以ニシテ行刑上ニ寄與スル所尠少ニアラザルナリ聊カ蕪辭ヲ呈シテ祝辭トス。

昭和十二年五月二十九日

第二東京辯護士會長　竹内賀久治

祝辭

市谷刑務所移築工事竣功ヲ告ゲ本日玆ニ落成移廳式ヲ擧行セラル洵ニ慶賀ニ堪ヘス。

惟フニ拘置場ノ本領ハ刑事裁判上必要缺ク可カラザル證據ヲ保全シ以テ其ノ運行ノ圓滑ト適實公正トニ寄與スルト共ニ有罪ノ判決確定シタル場合其ノ執行ヲ確保センガ爲ニ犯罪ノ嫌疑者ヲ收容拘禁スルニ在リ而シテ其機能ヲ十二分ニ發揮シ本來ノ使命ヲ全ウセンニハ其ノ職ニ在ル者ノ周到ナル處置ニ俟ツベキハ勿論ナリト雖モ廳舍其ノ他ノ設備如何モ亦影響スル所尠シトセズ殊ニ輓近時勢ノ推移ニ伴ヒ社會ノ事物復雜ヲ極メ爲ニ犯罪者著シク增加シ諸務愈〻繁劇ヲ加フルニ當リ舊廳舍ハ規模狹少ニシテ且ツ極メテ不備帝都ノ拘置場タルニハ適スベクモアラズ、當局玆ニ見ル所アリ之ガ移築工事ニ着手シ今ヤ即成ル。

建築ハ之レ悉ク近代的樣式ニ則リ廳舍舍房其他建造物ノ配置連絡其ノ宜敷ヲ得内外ノ施設全ク相整ヒ通風採光間然スル所ナク執務上ノ便益蓋シ甚大ナルベシ。

東京拘置所トシテ一異彩ヲ放ツ新廳舍ニ職ヲ奉ズルノ各位冀クハ清新ナル意氣ト熱意トニヨリ鋭意事務ノ刷新ヲ圖リ倍々奮

勵努力以テ其ノ成果ヲ擧ケラレンコトヲ。

聊カ蕪辭ヲ述ベテ祝辭トス。

昭和十二年五月二十九日

豐多摩刑務所長　吉田律

尙ほ當日の主なる來賓は左の諸氏である。

（順序不同）

司法大臣	鹽野季彥	同衞生官	芥川信
元司法大臣	小山松吉	大審院長	池田寅二郎
元司法大臣	林賴三郎	同判事部長	遠藤誠
元司法政務次官	原夫次郎	同	宇野要三郎
司法次官	長島毅	檢事總長	泉二新熊
司法省人事課長	坂野千里	次長檢事	岩村通世
同民事局長	大森洪太	大審院檢事	平井彥三郎
同刑事局長	松坂廣政	同	猪俣治六
同行刑局長	瀧川秀雄	同	德江治之助
同書記官	岡五朗	東京控訴院長	正木亮
同	吉江知養	東京民事地方所長	皆川治廣
同	中尾文策	同刑事地方所長	豐水道雲
横濱地方檢事正	神谷敏行	同	鬼頭豐隆
浦和地方檢事正	佐々波與佐治郎	元名古屋控訴院長	平塚火藥廠長陸軍少將	山家信次
水戸地方檢事正	西村卯	大藏省營繕管財局總務部長	江口順一	東京辯護士會長	大橋誠一
甲府地方檢事正	石川近之進	大藏省營繕管財局工務部長	大熊喜邦	第一東京辯護士會長	有馬忠三郎
宮城控訴院檢事長	岩松玄十	東京市長代理	澤逸與	第二東京辯護士會長	奧山八郎
元名古屋控訴院長	高橋文之助	警視總監代理		日本大學病院長	梅澤小次郎
大藏省營繕管財局總務部長	江口順一	東京府知事代理		淺草本願寺輪番	沼波政憲
大藏省營繕管財局工務部長	大熊喜邦	火工廠長陸軍少將	河內權五郎	築地本願寺輪番	藤晉得忍
東京市長代理	澤逸與	習志野學校長陸軍中將	谷口元治郎	元檢事總長	光行次郎
警視總監代理		熊谷飛行學校長陸軍中將	澤賢次郎	法曹會常務理事	石井豐七郎
東京府知事代理		海軍省法務局長	潮見茂樹	東京高等農林學校長	松岡忠一
火工廠長陸軍少將	河內權五郎	横須賀海軍軍需部長海軍主計少將	大東健吉	大藏省營繕管財局第二技術長	池田讓次
習志野學校長陸軍中將	谷口元治郎			本派本願寺社會部長	緇川湛城
熊谷飛行學校長陸軍中將	澤賢次郎			大谷派本願寺連枝	大谷瑩潤
海軍省法務局長	潮見茂樹			元第一辯護士會長	平松市藏
横須賀海軍軍需部長海軍主計少將	大東健吉			少年審判所長	鈴木賀一郎

東京並に附近刑務所長

第八回全國刑務所製作品々評會並卽賣會情況（上）

第八回全國刑務所製作品々評會及卽賣會は、五月二十九日東京拘置所落成式當日を機として三日間にわたり、同所に於て開催されたが、二十九日午後三時から入賞刑務所及び入賞職員に對する賞狀賞品の授與式を擧行した。表彰式場は長島次官瀧川刑務協會々長をはじめ、本省書記官衞生官、東京及び近傍の刑務所長他百數十名參列の上、先づ瀧川刑務協會々長から次の如き挨拶があつた。

瀧川刑務協會々長の挨拶

本日東京拘置所の落成式を擧行するに際し、第八回全國刑務所製品々評會を開催いたしますにつきましては、內地各刑務所及び職員より多大の御出品がありましたのは勿論、遠く朝鮮、臺灣、尙又滿洲國からも振つて御出品下さいまして、品評會に一段の光彩を添へることが出來ましたのは、主催者側の刑務協會として大いに光榮と存ずる次第でありまして、出品各位に對し厚く御禮申上げます。また此の品評會の審査に當られた方々は、御多忙中にも拘らず、各々時間をおさき下さいまして、非常に熱心に、非常に綿密に、且つ公正に、御審査下さいましたことは、主催者側として洵に有難いことでありまして、これまた厚く御禮申上げる次第であります。

以上簡單でございますが、品評會賞狀並に賞品授與式開催に當りまして、御禮かたがた一言御挨拶申上る次第であります。

次に審査委員長長島司法次官より優良出品刑務所及職員に對し賞狀賞品の授與あり、更に左の挨拶があつた。

長島審査委員長の挨拶

審査委員長と致しまして、簡單に所感を申上げます。承る所によれば、今日の品物は、製作期間も年度末より年度當初といふ刑務所に於ける最も多忙の時期に相當し、又官用品製作を引受けて居りますため、全く落付いて設計を爲し、充分なる製作を爲すの暇のない最惡條件の中でお作りに成つたとのことでありますが、それにも不拘、前七回に比し刑務所出品は約二倍、技術職員出品は約四倍の多きに達するといふ盛況でありまして、皆樣の御熱心振りには大いに心强く感ずると共に、自然審査の方にも力が入つた譯であります。何れ詳しい講評は、各審査委員から發表がある筈でありますが、今その出品を通覽しまするに、總出品數は九二三點で、その內刑務所出品は六三八點、技術職員出品は二八五點でありまして、總入選點數は前者は一三六點、後者は五九點であります。

而して從前に於ける入賞率は、刑務所出品に於て前々回二一・七%、前回二五・七%でありましたが、今回は二〇・三

%、技術職員出品は、前々回三二・一%前回二五・七%に對しまして此度は二〇・七%でありまして、孰れも嘗てない嚴選でありました。

これを等級別に申し上げますならば、刑務所出品では、優良一三點、佳良二八點、良四六點、可四九點でありまして、技術職員出品では、一等七點、二等一七點、三等三五點であります。

以上について觀ますと、前回に比し製作にゆとりのなかつた爲でもありませうが、特別の豪華版とも謂ふべきものはありませんでしたが、内容に於て、考察に於て、より以上の進境を示して居ること並に大刑務所以外の各所が嘗ては非常の距りがありましたのが、漸次、技巧、意匠等水準線へ近接して參つたことは、特に注目に値ひする點であり、又技術職員出品に於きましても、新進の士が目醒ましく擡頭して參つたことでありまして、孰れも刑務所作業の進展を如實に表はすもので、誠に慶賀に堪へない所であります。

何卒今後に於きましては、この意氣を以て益々技術の向上に、收容者の職業訓練に意を致されまして、刑務作業の使命を全うする樣、御精進あらんことを希望し、御挨拶と致します。

次で小林、長妻、木檜の各審査員より審査の結果につき夫々別項のやうな講評があつたが、今回の審査員は次の七氏である。

横須賀海軍々事部第三課長　長妻　篤皜
陸軍被服本廠購買部長　小林芳三郎
同　審査部長　明石　猛繁
東京工科大學教授　關口八重吉
東京高等工藝學校教授　伊東　亮次
同　木檜　恕一
同　和田　三造

◎刑務所出品

總數　六三八點
入賞　一三六點（賞狀授與）
（内譯）優良　一三點
佳良　二八點
良　四六點
可　四九點

◎職員出品數

總數　二八五點
入賞　五九點（賞狀及賞品授與）
（内譯）

一等　婦人簡單服　府中　齋藤　爲一
同　モーニング　横濱　仁禮　修一
同　飾棚兼用小物入　同　五十嵐正勝
同　短靴　千葉　眞船　傳六
同　木刀　德島　宮本　清
同　短靴　札幌　諸戸　肇
同　飾棚　川越　坂本　正治
二等　石版印刷物　小菅　大河内恭三郎
同　花台　同　井上　兼松
同　書棚　同　野上　義夫
同　飾棚　同　濱井　勇
同　卓子　水戸　關口　久直
同　花瓶　宇都宮　飯島長次郎
同　子供服　栃木　岡田　ミツ
同　名刺受　前橋　吉川　正信
同　書棚　甲府　齋木　義博
同　黒キット短靴　大阪　板東　知義
同　擊劍術防具　德島　元木　利平
同　劍術衣袴　同　島野　富雄
同　卷紙　高知　竹内　諭
同　肩章（二等兵）　名古屋　河合鏘太郎
同　短靴　同　諸戸　春信
同　モーニング及チヨツキ　三重　岡野　省三
同　セルロイド印刷　岐阜　成子彦次郎
同　モーニング　同　掛札　幸春
同　サンダー　松江　越野　專一
同　飾棚　長崎　和栗三十八
同　卷タバコ入　浦上　眞邊　廣光
同　靴下短（玉虫）　秋田　佐藤　榮治
同　短册箱　山形　鈴木　森藏
同　座机　札幌　横田　淨吉
同　短靴　函館　米坂　榮吉
同　印刷物　小田原　山内　廣治
同　背廣服　豐多摩　佐藤祐四郎
同　短靴　府中　田村　秀穗
同　劍道用防具　同　本田　福松
同　人形箱　同　鹽谷　茂雄
同　短靴　横濱　秋山　保
同　小物入箱　同　五十嵐正勝
同　應接セット　前橋　中村　友三
同　鍛冶工具　同　山本　廣吉
同　合オーバ　名古屋　梅澤　基弘
同　背廣服上衣　同　前原　良治
同　簿記帳　大分　福田　一作
同　盆　沖繩　稻福　盛松
同　合オーバー　岩國　多賀幾治郎
三等　ブックエンド　小菅　佐藤　武保
同　短靴　同　矢野　長吉
同　背廣　同　齋藤　運藏
同　机　同　織戸　勝次
同　飛行機模型　同　小坂志藝雄
同　鏡臺　豐多摩　豐田　清造
同　毛櫛子　府中　二村金太郎
同　飾棚　横濱　神原　虎雄
同　同　千葉　若林　林平

スプリングコート　川越　金子　豐之
同　ボストンバック　同　清水　清
同　短靴　盛岡　川村　經助
同　背廣服　八王子　金井　禮輔

尚ほ製作品の陳列は同所演武場を第一會場に、同所構内西巢鴨事務所を第二會場に充て、第一會場は主として入賞せる審査品及び技術職員出品物を、第二會場には階上に審査品、階下に即賣品を陳列した。同所空地には豐多摩、横濱、千葉、宇都宮、甲府、小田原、浦和の各刑務所がテント張りの即賣場を設け、府中刑務所職員は全國刑務所即賣品を列べて應接に務めた。が、かくして即賣會は三日間にわたつて盛況を極め、賣上高一萬五千百三十八圓に上つたのは、刑務所製作品の眞價を發揚したものとして慶賀に堪へぬ次第である。

審査所見

陸軍被服本廠

購買部長　小林芳二郎

私は、今回審査員の末席を汚した小林でありますが、これから私の審査いたしました品につき、簡単に講評させていただきます。

先づメリヤス成品に就てでありますが軍用靴下は、今回は各刑務所共に、殆んど優劣を分ち難いまでに優れたものが出品されて居ります。これは偏へに擔任者及び受刑者が、軍需品に對して、その認識を深くして來た結果に外ならぬものと存じまして、洵に悦びに堪へない次第であります。しかしながら、軍用手袋は、一般に外觀は頗る良好でありますが、急所々々の結方や針移法に遺憾の點が見受けられるのであります。今後は、これらの點に留意せられまして、靴下と同樣、優秀なる成績を得られんことを希望する次第であります。

次に刷毛類の出品でありますが、これも各種刷毛類ともに、前年に比して向上した點が多く認められるのであります。殊に靴刷毛、絨刷毛等は、軍用品としての價値充分なるものがありましたのは、甚だ意を强ふするものがありました。

雜貨類は、其の品種が極めて多く、これが審査に當つて比較審査すべき同等品の出品がないのでありますが、孰れも製作品が夫々各刑務所の特色を遺憾なく發揮いたして居りまするることは、先づ以て悦ばしい限りであります。これらは一般商品としての價値も充分備へて居りますが、將來益々技術の向上、發展に努められんことを祈る次第であります。しかしながら、以上の品に於きまして、個人出品が少なかつたことは、聊か淋しく感ずるところでありました。

次に防具類でありますが、今回は大變品位を備へてきたやうであります。審査の際、場内にはいりまして、あゝ立派なものが出來たと感歎いたしましたが、これが私の僞らぬ第一印象でありました。しかしながら軍刀術、銃劍術兼用防具及び銃劍術用防具は、劍術用防具――これは市井の劍道用のものでありますが――に比して、一般に製作技術が稍〻劣るの感があります。將來この種防具に就ては次の諸點について改善を計られんことを望む次第であります。一、使用材料に於て品質稍〻劣るもの――これは例へば横濱刑務所出品の胴張革でありまして、革の材料が稍〻薄いのであります。二、胴の張革薄く、竹節の突起して居るもの――これは府中刑務所出品のものに見受けられました。三、胴の開きが大きすぎるもの　四、甲手の屈伸自由を欠くもの、これは製作に熱心のあまり、却つて右の欠點を生じたものと思はれました。尙ほ細部の箇所に於て、陸軍制定の仕樣書に合せざる點もありますから、この點は十分注意していたゞきたいと思ふのであります。

次に縫製品は、各出品共ともに、最善の技倆を盡されたもの〻如く見受けられ欣快の至りでありますが、しかしながら各々その得意點を異にするためか、細部

については大體左のやうな箇所に、一層の御研究を積まれたいと存じます。即ち第一には仕上方法が適當でないために、折角の優秀な出來榮えを低下したものが多いこと、第二に各部分の形狀の調和や均衡がとれてゐないために、體裁を損じたものがあり、第三に表裏の釣合不良の爲め、曲線美を損せるものがあること、第四に彌針縫の針間が密に過ぎ、地質材料の强度を低下した憾みがあること等であります。

革工品の成績は、前年に較べて漸次向上進歩しつ〻あるものが認められるのであります。就中靴類は出來榮えよく、出品物は一般に平均して優劣の差は極めて僅少で、甚しい欠點のあるものは、發見されませんでした。鞄類も亦、前年に見受けられたやうな不出來なものは皆無であります。

以上審査の結果を綜合いたしまするとと前年度に比し顯著な進歩の跡が認められるのでありまして、これは洵に御同慶に堪へない次第であります。これを以て今回の出品物に對する私の講評を終りといたします。

講評

横須賀海軍々事部
第三課長　長妻　篤嘩

今回審査員の一員として、こゝに聊か所懷を述べる機會を得ましたことは、洵に光榮に存ずるところであります。私は昨年及び一昨年の二回にわたりまして、審査させていたゞきましたのでありますが、本年度は木工品は勿論、總ての品種に於いて出品の數が增加いたして居りまするとは、先刻の御話通りであります。

矯正図書館

に適合しない場合には、軍需品しとての價値は拙いのでありまして、この點は私が講評を加へるに當つても、一般製品として出品された向には多少そこに不公平が生じるかもしれませぬ。此點は、前以てお斷りいたして置く次第であります。

まづ總體について申しますると、木工品は旭川、札幌が良く、名古屋の出來榮えも惡くありませぬ。金工品は大阪が優良でありまして、豐多摩、靜岡が、これに次ぐ出來であります。雜品は佐賀が優良、府中佳良、靜岡良、宮城可の順序に見受けられました。防具類は横濱が良であります。

次に各品種につき述べまするに、木工品は概して意匠的なものが多く、軍需品としては華美に流れすぎる觀があります。今後は、軍需品としての審査に適するやうな品を製作していたゞきたいと存ずる次第であります。

雜品類は廣島の出品が多く、防敝用具の製作は、なか〳〵困難なものでありますが、大變に良く出來てをります。聞くところによれば、廣島では吳軍需部の註文により製作中の由でありますが、大變に立派な出來であると思ひました。本職の者といへどもあれだけに優れた製品は、なか〳〵作れるものではなからうと思はれます。

次に刷毛類は府中の製品が海軍の規格通りに出來て居ります。こゝの刷毛は一般に良好の出來榮えでありますが、海軍では臺に撫の木を使用してゐるのでありまして、府中では撫の木を使用してをりません。しかしながら府中の製品を拜見しまして、海軍でも撫の木以外のものを用ひる餘地があることを敎へられた感があつたのであります。

金工類は大阪から出品した自働送平削鉋機が最も優秀でありまして、刑務所から購入する分の自働帶鋸目立機も立派なものであると拜見致しました。自働送平削鉋機と共に軍需品として適當であると思はれました。豐多摩のドリリングマシンは一點の非の打ちどころのない美事なものであります。大阪からも同樣ドリリングマシンの出品がありますが、これは豐多摩に較べると聊か落ちるやうであります。しかしいづれも、規格には合格するものと見受けました。もつとも、價格から申しますと、豐多摩は大阪の倍額でありましてそれだけに手がこんでゐるのであります。靜岡の据付萬力は、軍需品として合格の程度かと存ぜられます。

以上はほんの概評でありますが、行刑當局並に技術職員の方々が一堂に集まつて居られるのを好機として、横須賀軍需部が軍需品購入の際に、どのやうな取扱ひ方を致して居りまするかを、御參考までに一言お話しします。

昨年度に横須賀で購入いたしました木工品の買入價格は約十二萬圓でありますが、その中、刑務所から購入した分は總額の五分九厘でありまして、約七千圓に當つてをります。また紙は買入總額十八萬四千圓でありまして、刑務所製品は一

萬八千百六十四圓を占め、總額の九分九厘二毛に當るわけであります。防具類は刑務所より一萬四千圓を買入れて居ります。これらを總計しまするに、横須賀が刑務所を利用した額は、昨年度に於きまして、三萬九千餘圓を占めるのであります。以上は今回の審査に關係ある品種について申したのでありまして、其他を合算すれば、勿論以上の額を超過してゐる譯でありますが、今後も海軍が刑務所製品を利用する餘地は十二分にあるものと私は考へてゐる次第であります。

買入品の等級については、海軍では大體、甲、乙、丙の三種に分類して居ります、甲と申しますのは無條件で購入するもの、乙は手直しするといふほどの程度ではないが、若干規格に外れた點があるので、値段を分引きして購入するもの、丙は手直しなければ、購入出來がたいもの、この三種の區別があるのであります。これを昨年度の刑務所製作品について申しまするに、甲は六六パーセント、乙は六パーセント、丙は二十八パーセントでありまして、刑務所から購入する分は、民間品に比して大體に於いて成績佳良であることは、御同慶に堪へぬ次第であります。

たゞ遺憾なのは、納期が遲れ勝ちであります。大體軍部で刑務所を利用いたしまして、納期以内に納入したといふ品は僅かに二割にすぎず、八割は納期を切れて納めてゐる有樣であります。この點は頗る遺憾に存ずることでありまして、是非改めていたゞきたいものであります。

御存知でもありませうが、軍部では納期といふことを非常に重大に考へて居ります。大體軍部で刑務所を利用いたしまして居る主たる目的は、一朝有事の際に、刑務作業を總動員して國家のために力を盡していたゞきたい爲めでありまして、それが第一の理由であります。その次の理由は、刑務所に依頼すれば、規格も比較的完全なものが出來、價格も比較的に安價であらう、若し安價でなくとも、價格が公正であらうと考へるからで、第三には納期を嚴守して貰ふことが出來るといふことであります。以上の目的、理由によつて、刑務所を利用してゐるのであると思ふのであります。

第一のことは別に玆に申すまでもありませんが、規格及び價格は、刑務所製品に對しては、問題なく信用出來るのでありまして、只こゝに問題になるのは、一に納期の點でありまして、この點は實に遺憾に存ずる次第であります。

次に今回の審査に當つて、軍需品として適當なものが比較的少なかつたのは、海軍の規格に依ることが出來なかつた事情と、一方また軍需品として製作された數量が少なかつた事によるものでありませう。從つて、今回は充分に滿足な審査が出來なかつたのは、甚だ殘念であります。

更に私の臆測にすぎなければ倖でありますが、技術職員の製作は別といたしまして、刑務所の出品を拜見すれば、そのの

刑務所に優秀な技術職員がある場合には出品物が立派であり、反對に大して技倆のない技術職員を擁する刑務所の出品物は稍ゝ見劣りがするやうに思はれるのであります。これは私の單なる臆測であれば、倖ひであります。

今回課題出品を設けられましたのは、時宜に適する試みとして、衷心より贊同するところであります。たゞ課題出品にも、今後は軍需品としても適當であり、一方刑務所側としても適當であるものを多數お選びになりまして、各刑務所に於て五十なり百なりを同一規格、同一の材料によつて、これを作られ、これを一ヶ所に集めて、軍需品の觀點から審査いたしますならば、今日の缺點も十分に匡正するを得ること、思ふのであります。のみならず、海軍としては、どこの刑務所の技倆が優秀であるか、どこの刑務所ならば、短時日の間に、多數を作り上げることが出來るか、といふことも解る譯でありまして、多量の註文を發する場合にも、電話一本でその刑務所に依頼すれば規格は既にわかつてゐるのでありますから、すぐさま製作にかゝれると思はれるのであります。以上は私個人の考へであります。

貴族院有志の刑務所參觀

ふりそゝぐ陽光の下で、聲高らかに軍歌を合唱し、手を振り腿をあげて行進する收容者の戸外運動の實施は、刑務所といへば「陰慘」の代名詞のやうに心得てゐる世間にとつて、たしかに大きな驚きであつたにちがひない。かうして戸外運動、四大節の唱歌合唱、衣服食糧の改善等々行刑の明朗化、行刑の社會化が着々として其の軌道を進みつゝある時、貴族院研究會所屬の二十議員は、六月十五日瀧川行刑局長、大森民事局長、松阪刑事局長、刑務協會大原主事の案内で、新裝成り既に收容者の移轉も完了せる東京拘置所及び小菅刑務所を訪れ、數時間にわたり熱心に收容者の起居動作、刑務所設備等を參觀せられた。

當日は午前九時半集合場所たる刑務協會を出發、同十時東京拘置所着、谷内所長の說明を聽取後直ちに所内參觀、同所が刑事被告人を收容する建前から、特に處遇に設備に萬遺漏なきを期してゐる事實に驚嘆して十一時同所發、正午小菅刑務所着、午餐後一時間半にわたつて所内及び工場を見學、特に柳原所長の說明で戸外運動を熱心に參觀の上午後三時散會した。午餐の際見本として差出された受刑者の晝飯に箸を附けるは愚か、大半を平げた議員も多く、その熱心さは同所の職員を驚かせるに十分であつた、大抵の參觀者は「あゝこれがさうですか」と好奇心の一瞥をくれるだけで、氣味が惡いのか箸をとる人も稀な位ゐなのだ。今回の貴族院有志の刑務所參觀は、從來社會から忘れられ勝ちの刑務所を正當に認識せんとする企であつて、之が行刑界に齎した影響は決して僅少ではない筈である。尚當日參觀された方々の氏名は次の通り。

樺山愛輔(伯爵)　今城定政　井子勝純　西尾忠方　保科正昭　富小路隆直　戸澤正己　土岐章　松平乘統　蒔田廣城　米田國臣　秋月種英　安藤信昭　高倉篤麿　高木正得　槇村家治　(以上子爵)　白根竹介　黒崎定三　大塚惟精　(以上勅選)　氏家清吉　(多額納稅)

昭和十二年度刑務教誨練習生閉會式

五月十五日に開會式を擧行した刑務教誨練習生講習會は、豫定の如く三週間の講習を終了して、六月四日午前十時より刑務協會第三講堂に於て閉會式を擧行した。本派本願寺よりは藤音輪番、尾原主事、司法省側よりは瀧川行刑局長、岡、吉江兩書記官、芥川衞生官、椎名、柳原吉田の各刑務所長、加藤、田中、香川の各教務課長及び輔成會より近藤理事、刑務協會より伊藤主事出席、歸敬文讀誦の後先づ尾原主事より左の如き閉會の挨拶をなした。

昭和十二年度刑務教誨師講習會も、開會以來極めて順調に豫定の課程を終了いたし、本日、行刑局長閣下を始め各講師先生方の御臨席の下に、無事閉會式を擧行いたしまするることは何共有り難いことに存じます。

局長閣下並に講師先生各位がこの三週間の期間中、極めて御多忙の中を御差繰り下さいまして、まことに御懇切に又御熱心に御講義を賜はりましたことは、本山並に練習生一同の深く感謝して已まないところでございますが、私としましても、今回の講習會については特に深き感銘を受けてゐるのであります。と申すのは、私もこの種の講習會といつたやうなものには從來屢次關係もいたしてゐるのでございますが、それは唯事務上の關係に過ぎないのでありまして、私自身講義の席に列したといふことは一度もなかつたのであります。しかるに今回は、已むを得ない場合の外は、私自身も練習生と一緒になつて閣下並に諸先生方の御體驗を通じての權威ある御講義を拜聽いたしまして、實に深き感銘を受けたのであります。從來の講習會で見ますると、各講師先生方には何れも公務を有つてゐられることでありますゆゑ、御講義もなかなか時間通りには行きかねる場合が多いのでありまして、或は三十分御待ちするとか、或は一時間も間があるといふので、ではその間、日比谷公園でもぶらついて來やうといふこともあつたのであります。今回の講習會にも多分さうした場合があらうといふので、私が京都を出發する際にも、御前を主事兼講師といふことにするから、時間にアキが出來たら、御前、一時代つてそのアキを塞いでおけといふやうな命令を受けまして、私もその用意に一冊の稿本を携へて來たやうな次第でありましたが、今回の講習會には、全くそんな必要がなかつたのであります。十分でも十五分でも時間にアキがあると、局長閣下が御出ましになつて、講師の見えるまでとて、御自身に御講義をして下さいましたことがたしかに數回はあつたと記憶してゐます。從つて各講師先生方も非常な御力の入れ方でありまして、私の持つてまゐりました稿本など殆

んど無用で二週間の間に僅かに二ページを朗讀したにすぎないといつた有様でした。かやうなことは、實に未だ曾てないことでありまして、私も言ひ知れず有り難い感じを受けたのであります。私のやうな老人の痴痺した頭にすらさやうな深い感銘を受けたことでありますから、學校を出たばかりの白紙のやうな練習生等の頭には、一層大きな印象を與へたことであらうと想像されるのであります。練習生諸子には、毎日代る〳〵日誌をつけさしてをりましたが、それを見ますと、自分達は學校に於ても長いこと講義を聽いたが、多くの場合、それは單に書物の上の理窟にすぎない。しかし今回の講義は、何れも夫々の方面の權威者の尊き體驗に基いての講義であるから、直接その人格に觸れさして頂いたやうに感じられその點學校の講義と違つて非常に大きな感動を受けたといふやうなことが書いてあります、練習生が受けたかうした感動は今後何等かの形をとつて各方面に現れて來ることゝ信じますが、これは何にもまして、今回の講習會によつて與へられた非常に大きな收獲であらうと存じます。練習生としても、實に未だ曾てないことでありまして、私も言ひ知れず有り難い感じを受けたのであります。私のやうな老人の痴痺した頭にすらさやうな深い感銘を受けたことでありますから、學校を出たばかりの白紙のやうな練習生等の頭には、一層大きな印象を與へたことであらうと想像されるのであります。練習生諸子には、毎日代る〳〵日誌をつけさしてをりましたが、それを見ますと、自分達は學校に於ても長いこと講義を聽いたが、多くの場合、それは單に書物の上の理窟にすぎない。しかし今回の講義は、何れも夫々の方面の權威者の尊き體驗に基いての講義であるから、直接その人格に觸れさして頂いたやうに感じられその點學校の講義と違つて非常に大きな感動を受けたといふやうなことが書いてあります、練習生が受けたかうした感動は今後何等かの形をとつて各方面に現れて來ること〳〵信じますが、これは何にもまして、今回の講習會によつて與へられた非常に大きな收獲であらうと存じます。練習生としても、實に未だ曾てないことでありまして、私も言ひ知れず有り難い感じを受けたのであります。私のやうな老人の痴痺した頭にすらさやうな深い感銘を受けたことでありますから、學校を出たばかりの白紙のやうな練習生等の頭には、一層大きな印象を與へたことであらうと想像されるのであります。練習生諸子には、毎日代る〳〵日誌をつけさしてをりましたが、それを見ますと、自分達は學校に於ても長いこと講義を聽いたが、多くの場合、それは單に書物の上の理窟にすぎない。しかし今回の講義は、何れも夫々の方面の權威者の尊き體驗に基いての講義であるから、直接その人格に觸れさして頂いたやうに感じられその點學校の講義と違つて非常に大きな感動を受けたといふやうなことが書いてあります、練習生が受けたかうした感動は今後何等かの形をとつて各方面に現れ

引見下され、いろ〳〵事務上の御說明まで承りましたことは、私としても又練習生としてもまことに感激に堪へない次第でありまして、見學に一層の意義と效果とを加へたことを思はざるを得ないのであります。

練習生は又、晝間の聽講の外に、夜間にも、本願寺の宿舍に於て講習會を開いたのであります。これは從來にはないことでありますが、今回は偶々同一の宿舍で起居を共にいたしましたので、この試みをいたしたのであります。練習生としては餘分の負擔で或は多少辛かつたかもしれませんが、夜間の講習といふものはいかにも落付があり、それに疊の上で圓坐を作つてやることでありますから、晝間の講義とは自ら別種の趣きがあつて非常にいゝものだといふことを感じたのであります。私自身も練習生と一緒に臥起きいたしましたので講習會にも常に列席しましたし、又朝夕の食事の際は、御飯や御汁をぢつと眺めながら、食前と食後に定めの對食の喝を唱へます。すると練習生一同も、食前には「頂きます」といひ、食後には「御馳走樣」といつて食物に對する感謝の意を表するのでありますが、その光景には何ともいへず好もしくも又有り難い氣持をさせられたのであります。これは宗教家としての行事でありますが、私は受刑者に對しても、何かこの種のものを作れぬものかと、當時つくづく感じた次第でした。ひとり食事に對することばかりではありません。朝夕起居を共にするといふことが相互の心持を知り、又融和させる上に非常に役立つことなのであります。私は今回練習生と起居を共にして見て、始めて相手方の個性とか特徴とか又趣味性とかいふものをよく知ることが出來たのであります。この人は無口であるがかういふ美點があるとか、この人はこの事なら必ず向きであらうとかいふことがハッキリと判つて來るのであります。それについて私は、過去の教誨師時代を振りかへつて見て、實に職掌柄にも拘らず、受刑者その人を知らなかつたといふことを思はざるを得ないのであります。で若し、教誨師が何處かの一室内でゞもよいから、受刑者と一緒に起居を共にするといふことをしなかつたからであります。教誨師時代を振りかへつて見て、實に

次て、御挨拶に代へることゝいたします。

次て、藤普輪番より次の如き挨拶があり

昭和十二年度教誨練習生講習會も、豫定の如くに三週間の講習を無事終了して本日を以て閉會式を擧行するに際し、一言各位に對し御挨拶申上ぐる機會を得ましたことは私の大に光榮とするところであります。

この講習會の開催につきましては、行刑局長閣下を始めとして、本省の各位から多大の御後援を賜はりましたが、講習期間中も、各講師先生方には、御多用の裡をいろ〳〵と御差繰下すつて非常に御熱心に御講義をしていたゞき、その他何かにつけて御親切な御指圖を被りまして實に豫想以上の收獲を得てこの講習會を閉づることを得ましたことは、專に局長閣下並に講師諸先生方の賜物に外ならぬことゝ存じ、深く御禮申上ぐる次第であります。又刑務協會が期間中この會場の使用を御許し下され、御蔭を以て講習上

多大の便益を得ました御厚意に對しては、私共も非常に有り難いことゝ感激してゐる次第であります。それにも拘らず今日の閉會式に本山からは誰れも人が見えず、甚だ申譯ないことに存じますが、本省並に刑務協會の御厚意については本山に於ても深く感激してゐるところでありますので、私から代つて深く御禮申上ぐる次第であります。尾原主事から承れば、各位は講習中御熱誠に御勉強なされ見學等に於ても何かと修得さるゝところが多かつたさうでまことに喜ばしいことに存じてゐます。又各位の御宿をした別院では、私共朝夕何かと八ヶ間しいことを申し上げ、或は隨分御迷惑を感ぜられた御方もあるだらうと存じますが、しかしあゝした經驗は、後日ともなれば朗かな思出ともなり、あの時は少々苦しかつたが、今になつて見ればやはり藥であつたといふやうに、笑つて話をするやうな機會もあることゝ存じます。從來の講習生にはなかつたことでありますが、本年始めて各位に對しさうした御修行を御勸め申した次第であります。本山の意の在るところは各位もすでによく御理解になつてゐられることゝ存じますので、何卒他日これを有效に御役立てになるやう御願ひ申す次第であります。今回拜借いたしましたこの會場は近くに宮城を拜し、又司法省構内に在りますことゝて本省の建物を眼前に眺めながら學習し得るわけでありまして、各位の講習の會場としてこれ程ふさはしい會場は他には容易に見出し得まいと存じます。物には存在理由といふものがあつて退けられるものであります。本山がこの會場を拜借したる所以についても、各位は宜しくその中に存する理由を看破しなければならぬのであります。必ずしも偶然の思付きではない深き思召あつてのことであるといふことを各位はよく御納得にならなければならないのであります。

各位は學窓を出られたばかりで何れも未だ年が御若いのでありますが、年が若いからとて、立派な仕事が出來ないといふわけはありません。私は木戸侯爵家の法要によく參じまするが、明治元勳の木戸孝允公といへば、何やら相當年輩の御方でゞもあつたやうに聞えますが、薨去されたのは四十五歳の時であつたと承つてゐます。勿論時勢が時勢であつたからでもありませうが、公の如きは實に少壯時に於てすでにあれだけの立派な仕事をされて、後には正一位の位を贈られてゐるのであります。人間は年齡に拘らず心掛けと努力次第で、隨分立派な仕事もやつて退けられるものであります。各位が年の若いのは、むしろ將來を約束される所以でありますので、どうぞ今の中に十分修養に精進され、將來立派な教誨師になつていたゞきたいのであります。幸ひ今回、諸先生方から有益な御講義を受けることが出來ましたので、それを基礎として、今後益ゝ人格、智識、體驗とこの三方面に向つて精勵努力せられ、行刑教誨といふ國家的事業に從事していたゞきたいのであります。これが卽ち、本省の趣旨に副ひ、諸先生方の恩義に酬ゐる所以であると共に、國家のため宗門のために御奉公申す所以であると思ふのであります。右閉會式に臨み、一言を呈して各位の健康を祈り、前途を祝福いたす次第であります。

終つて瀧川行刑局長より左の祝辭がありました。

いよ〳〵各位と御分れの日がまゐりました。この三週間の講習會で、しかも試驗のない、やり放しの講習會でありながら、各位は非常に緊張した、眞劍な御氣持で御勉強なさいましたが、私共講師側としても相當力の入つた期間でありました。何がさうさしたか、何故御互の氣持がさうまで眞劍なものとなり得たのか。私は思ひます。それは今日の時局がさうさしたのであると。申すまでもなく、今日は國民擧つて眞劍でなくてはならぬときであります。御互はこの雰圍氣に在つて、この雰圍氣にふさはしい氣持でこの講習會を過して來たにすぎないのであります。豈に他あらんやであります。國家非常の場合、我も人も、自己の仕事に忠實で且つ眞劍でなければならぬ、といふこの心持が、言はず語らずの中にお互の間に通つてゐたのであらうと思ふ。その意味に於て各位は、短期間ではあつたがこの講習會に於て必ずや何ものかを攫まれたにちがひないと私は信じます。今回の講習會は各位が、將來教誨師として立たるゝ上に於ての序開きにすぎないのであります。各位は今後、更に廣き更に大なる他の方面を窺ひ、他の分野に乘り出さなければなりませぬ。私共のそこはかもなき講義は、單にそのための手引前提を提供したにすぎないのであります。この序開きが濟めばその先きには行刑教誨の實務が控へてゐます。否々、行刑教誨といふ壁の外には、生きた社會があります。その生きた教材が無限にころがつてゐるのであります。苟も教誨師である以上、よろしくその教誨の壁の外にころがつてゐるこの生きた教材に目を付けなければならぬであらうと存じます。目を付けて、それをいかに取り入れ、又いかに取り扱ふて、これを行刑教誨の上に役立すべきであらうかといふことを御考へになり、又御實行になるのが各位の將來の御仕事でなければならぬと思ひます。資材をいかに取り入れ、又いかに御取扱ひにならうともそれは各位の御自由でありますが、その自由を有つてゐらるるだけに、各位は又、その運用に於て誤なきを期すると共に、進んでその效果を大ならしむべき責任を有つてゐらるゝのであります。今回の講習會は、そのための基礎知識の一端を各位に與へたといふ點に於て、意義があつたことゝ存じます。何れにしても各位は、三週間の講習を終了することによつて、將來教誨師として、時局に對する正しき認識の下に、それにふさはしき更に廣大なる分野を開拓すべき教誨師として、各自の針路へ向

つて發足せらるべきスタートを切つたのであります。このスタートをして、今後出來得る限り良き成果を約束するやうに私共としては、この先きの一層の御勉强を各位に希望して已まぬのであります、今日の卒業式は、そのための一つの機緣であることを心から念願いたす次第であります。

更に附け加へてこの機會に各位に申上げておきたいことは、勿論今回の講習會が、各位を將來優秀なる教誨師に仕立上げるがための下地を與ふることにその主たる目的を置いてゐることはいふまでもないことでありますが、しかし私共の心持としては、もう少し深い點にこの講習會の意義を見出したいといふことであります。少くも私共の心持としては、各位をして必ずしも教誨師といふ限られた一方面に止らず、他のいかなる方面に於ても、一個の公人として又社會人として、立派にやつて行けるだけの準備教育的意味に於て多少なり寄與したといふつもりでゐるのであります。一口でいへば各位を立派な教誨師に仕立上げやうとする意圖以外に、各位を立派な人に仕立上げやうといふ意圖があつたのであります。切言すれば各位は立派な人であることによつて、立派な教誨師たることが出來るのであらうと存ずるのであります。ですから私共としては、各位を倦くまでも行刑教誨といふ天地のみに跼蹐せしめて置かりといふ考へは少しもないのであります。私共は今後、各位を必ずしも、教誨師として約束づけやうとは思つてゐません。各位は各位の御考へによつて、或は永久に御佛の前に侍かれる宗教家として立たるゝもいゝでせう。或は社會事業に御盡力なさるのもいゝでせう。或は歸つて鄉里の子弟に教化を垂れられるのも妙でありませう。或は學校に教鞭を執られるのもいゝであります。それとも家庭人として落付かれるのも結構であります。何も教誨師のみが、宗教家としてのであります。宗教家として活動さるべき分野は非常に廣いのであります。教誨師として以外には殆んど他に向けどころがないといつたさうした了見の狹い仕向け方は、私共の考へにはないのであります。各位が立派な一個の人間として、何處へ行つても、又いかなる方面の仕事でも、立派に勤め了せるやうにといふ大きな見地から、各位のためにその基礎工事の一端に手を着けたつもりでゐるのであります。恐らく他の各講師方も、さうした考へで、各位に講習されたことゝ想像いたします。各位を、單に自分ンとこの身內になつていたゞきたいといふ了見だけで、私共はこの講習に臨んだのではありません。各位をして行くとして可ならざるなき天晴れな人物に仕上げたい、そして、各位がその欲する所に從つて、いかなる方面に於てゞも、眞劍に國家社會のために御働き下さるるならば、それで私共の志は酬ゐらるゝのであります。そしてさういふ何にでも働ける立派な人物

として、御めい〳〵の御信念により、我が行刑教誨のことに御努力下さるといふならば、それはまことに私共として特に嬉しいことなのであります。唯私共は各位を何でもかでも、教誨師の埒內に閉ぢ込めておかうといふ狹い了見を持つてゐるものでないといふことだけは御承知置き願ひたいと思ふのであります。

期間中各位はよく御勉强になりましたにも拘らず、御手傳ひいたすことの不足であつたことを甚だ遺憾に思ひまするが、その不足の點は、今後他の方面から十分補充されて、これを擴大强化して行くことに御努力願ひたいのであります。右御研鑽の勞を謝し、今後の御發展に對し、祝福をおくつて御挨拶に代ふる次第であります。

更に吉江書記官は、講師を代表して左の祝辭を述べ、中村練習生總代の答辭があつて十一時半閉式した。

この刑務教誨練習生講習會閉會式に臨みまして、甚だ僭越ではありますが、尾原主事からの御指圖もありましたこと故講師の一人として、私からも一言御挨拶申し上げることにいたします。

この講習會は先月十五日から開催され本日を以て終了いたす次第でありますから講習期間は僅かに三週間に過ぎませんし、且つ練習生の數も十數人といふ比較的少數のものでありますから、その規模は必ずしも大きいものとはいへないであらうと思ひます。しかし承りますれば、この講習會を御開催になるについては、本派本山に於てかねてから種々御研究の上、今回始めてこれを御實行になつたとのことでありまして、從つて練習生の如きも、少壯氣銳の人士中に在つても特に成績優秀なる各位を御選擇になつたものであります。それ故、講師側としても、短期間ではありまするが、何とかして出來得る限りの努力を以てこの講習會の效果を擧げ、以て御本山の御期待に副ひたいものと心掛けたやうな次第でありましたが、殊に私は、この講習會とは最も緣の深い教化の事務を取扱つてをりまする關係から、竊かにその責任の重大さを痛感いたしてゐた次第であります。しかるに、各位は講習期間中よく監督者の董督に服從せられ、極めて眞摯なる態度を以て、熱心に聽講なされましたことは、私共講師側としても實に張り合ひを覺えましたことで、竊に御喜び申し上げてゐる次第であります。又承れば各位は、この講習會の外に、築地の別院に於て朝夕起居を共にせられ宗教上の行事にいそしまれ、且つ當番の人をきめて講習上の出來事や感想等を日々日誌に御書き留めになつてゐられたとのことで、各位の御修養上まことに結構なことだと存じ上げてをります。講習會に御出席になりながら、宗教上の行事に從つて御自分の又御互の身の廻りのことまで御世話

矯正図書館

なさるといふことは、學校出たての各位にとつては、慣れぬことゝて、隨分心身の上に御辛勞を感ぜられたことかとも御察し申しまするが、それにも拘らず、終始緊張した御心持を以て、學業を勵まれ又行事にいそしまれたことは、寔に敬服に堪えないところであります。今囘の講習は短期間のことでありますから、形の上では或は十分とは申し兼ねるかもしれませんが、私共の心持だけは各位の前に十分に披瀝したつもりでをります。受持の科目も異つてゐますし、又表現の上にも多少の差異はあつたことでありませうが、しかしながら私共の一言一句といふものは、要するに、我國の行刑事業に對し、幾多の諸先輩が過去に於て獻身的犧牲的に拂はれた慘憺たる苦心の跡を思ひ、又現に行刑の實務に對し不撓不屈の努力を捧げられつゝある多くの人々の勞苦を想ひながら、及ばずながら私共もこの事業のために一致協力して御手傳ひもいたし、又各位の御努力をも御願ひいたしたいといふ熱意と誠意の表示にかけりはないのでありますので、各位としてもも何卒その點を御心に留めていたゞきたいと存ずるのであります。次に講習中私の心に想ひ浮びました二、三の希望について、御參考のため左に申述べることにいたしませう。

各位はさすがに宗教哲學の方面には相當御造詣がありますので、物事を深く考へるといふ點に於ては殆んど間然するところがないやうに見受けます。これは教誨師として非常に強味であることに相違ないのでありまして、現に講習會の冒頭に於て「受刑者とは何か」といふ問題につき申し上げたやうに社會といふものは、その機構なり作用なりに於て實に複雜微妙なるはたらきを有つてゐるものでありまして、單に一方面からのみ觀察したのでは、到底その眞相を把握することは出來ないのであります。出來得る限り多方面から、出來得る限り多くの資料によつて觀察して始めて、誤なきに庶幾いであらうと存じます。すべて物事には中心骨子といふものがありますので、これを忘れてはなりませぬ。各位はすでに宗教上の信念を御有ちになり又學校、講習會その他に於て頭も相當養はれたことでありますから、願くはそれを骨子として、今後は、社會に對して活眼を開かれ、そこから出來得る限り教化上の糧を攝取せられ、以て骨に肉を附けて行くことに努力さるゝことが肝要であると存じます、かくして各位は、將來有爲の教誨師として恥かしからぬだけの資格が養はれて行くことであらうと存じます。第二にこれは必ずしも教誨のことに限つたことではありませんが、各位が今後職務に關してなり何なり疑問があつたり、又知つて置きたいことがありましたならば、何でも年の若い中に遠慮なく先輩について教へを受けて置くことが必要であると思ひます。年の若い中に訊いて置かないと、その中にはいろ〳〵な自分の立場や、種々な條件が絡みついて來て

ツイ訊くのが恥しくなつたり、おつくうになつたりするものであります。年をとればとる程さういふ傾向になります。そしてその儘に過せば、結局教誨師としての常識にも缺くることゝなり、一生取り返しのつかぬ結果ともなるのであります。これは御同樣に戒心を要すべきことであると存じます。最後に、かう申しては甚だ失禮でありますが各位の智識や批判力は、成程御勉強はこれまで相當積んでゐるとしても、かく申す私如きものに比してすら、まだ〳〵と思ふ節が多いのであります。一口で申せば、各位の智識は未だ未熟たるを免れないと思ひます。ですから、讀書をするにしても、例へば刑政に關する書物等を讀むにしても、未熟な自己の智識を以て、始めから疑ひや僻みを以てかゝることは禁物であらうと思ひます。ともかく一通りは、書物に書いてあることを虛心坦懷に受け入れるべきだと思ひます。比較的狹い智識で、豫め成心を以て臨んでは、折角の書物も得るところが少いのであります。人を裁く仕事に在るもの、人を指導する任務を有するものにはこの心掛けが特に必要であると存じます。この心掛けが一切の正しき行爲の根源であると思ひます。

右僭越ながら各位を御送りするに臨み一言蕪辭を陳ねて各位の御參考に供しましたのに對しまして、一言答辭を述べさせて頂きますことは、私の最も光榮に存ずる次第で御座います。

顧みますれば、去月十五日に開會されまして以來三週間、其の期間は餘り長しとは申し得ませんでしたが、其の間諸先生の御熱誠溢るゝ御講義を拜聽致しまして、斯の道に志し乍ら殆んど知る處の無い私達にとり、幾多の貴い收穫を惠まれましたことを衷心喜ぶもので御座います。

取分け、開會式に於ける局長閣下の御祝辭を頂きまして、私達心秘かに鼓舞され、激勵される處があつたので御座いますが。爾來三週間、閣下には極めて御多忙にゐらせられますにも拘らず、度々貴重なる時間を割愛下さいまして、私達講習生の間に暫らくの閑暇が出來ました間をも御利用下さつて、極めて有益なる御講義を賜はり、或は再三懇談會を御催ほし下さつて御指導下さるなど、私達は此の閣下の御熱誠、御懇情に對しまして、御禮申上げる言葉も無い次第で御座います。魂と魂との觸れ合ふとは、この樣なことを申すので御座いませうか、開會式の時以來今日まで、私達の抱いてをりました此の感激は、終生忘れ得ぬところで御座いますと同時に、恐らく將來私達の胸中に深く藏められまして一つの大きな

力となつて働いてくれるであらうことを確信致して居るもので御座います。

私達教誨師を志し、選ばれて此の幸なる、極めて意義深い講習を了へさせて頂くのでありますが、今や教誨の任務が如何に重いかを愈々痛感致しますと同時に國家社會の此の不幸なる暗黒面に第一歩を踏み入れまして、私達に最も相應しい此の與へられたる尊い道に、全生命を打込んで邁進する覺悟を愈々堅くするもので御座います。

私達は今教誨師としての單にスタートを切つたに過ぎません。凡ては是からであることを自覺致して居ります。絶えず斯道に關する研究を怠りませず、益々人格の修養に志し、燃ゆる信念の確保に努めますことのみが、此の重くも聖なる任務の最後のゴールに達せしめてくれる唯一のものであり、又國に報ずる道でもあり、延いては私達の先輩の志をも能く繼ぎ得るものでありますことを一同銘記致して居ります。

今や私達は銘々各地の刑務所に練習生として委託せられまして、直ちに赴任致します。刑務官の一人として諸先生の驥尾に加へて頂く光榮を擔つております。此の首途に當りまして、諸先生から豪りました御息倖に對しまして深甚の感謝の意を捧げますと同時に、今後一層の御提撕と御鞭韃とを賜はります樣切に御願ひ申上げます。

聊か蕪辭を連ねまして答辭とする次第で御座います。

昭和十二年六月八日

昭和十二年度刑務教誨練習生總代

中村　顯隆

尙ほ閉式後別室に於て、瀧川局長、森山課長、外各書記官、衛生官、各刑務所長、各教務課長、近藤理事等出席の上、近藤理事等を中心とする行刑教誨座談會を開催、午前十二時半散會した。卒業練習生の氏名は開會式當時と同樣である。

五月分表彰尉藉者

一、銀杯壹箇宛（退職）小倉　義孝　外廿七名
一、銀杯壹組　（退職）植野留五郎
一、銀杯壹組並（退職）元盛岡支部長　二四拾圓　高橋松之助
一、銀杯壹組並　二金五拾圓（退職）元札幌支部長　坂梨森太郎
一、金六拾七圓（死亡）故藤代晉治郎　外一名
一、金壹百八拾圓（傷痍）靜岡看守　山本　久一

第九回行刑醫務講習會開所式

第九回行刑醫務講習會開所式は、五月十五日午前十時より刑務協會第二集會室に於て擧行、瀧川練習所長を始め、岡、吉江、中尾の各書記官、芥川衞生官等列席、伊藤刑務協會主事の挨拶に次ぎ、瀧川所長より左の訓示を行ひ、午前十時半閉式した。

各位は醫療に關する智識と技術經驗とに就てはすでに相當の修練を積まれたことでありますから、一個の醫師として社會に立つて行かるゝ上に於ては十分の資格を有つてゐらるゝ筈であります。しかしながら、行刑醫官として就任さるゝ限りに於ては、それだけでは未だ完全なりと申すわけにはまゐらないのであります。刑務所の事務には、醫務、戒護、作業、教務の各部門がありまして、夫々の方面の人々が夫々の事務を分擔してゐるのでありますが、しかしその目指すところはみな一つでありまして、即ち一朝過つて國法に觸れ、刑務所に入つて來たいはゆる罪の子を改過遷善して再び社會へ送り返すといふ共同目的の下に活動を營んでゐるのであります。言ひかへれば、これが刑務所の使命と申すものでありまして、從つて社會の醫師としては何等申分のない人でありましても、一旦刑務所の職員としてその業務に從事する限り、單に診察治療のみを以て能事足るとなすことは出來ないのであります。よろしく刑務所の使命といふものをよく理解して、戒護、教務その他各部門とも互に協力提携して、行刑終局の目的を達成せんがための一分掌としての行刑醫務若くは行刑衞生といふことに努力されてこそ始めて各位の御仕事はその意義を生じ來るのであります。であります。であります。であ

各位は、醫務室の內外を問はず、苟も刑務所に勤務されてゐる限り、受刑者の肉體上ばかりでなく、その精神的治療に從事してゐるものであるといふ自覺を寸時も御忘れないやうに願ひたいのであります。卑近な例をいへば、かりに外部の患者に對してならば、患者の要求に應じ、費用その他の點に於ても何等顧慮するところなく、あらゆる方法を盡して、その肉體上の病氣を治癒してやりさへすればそれで全部であるわけでありませうが、行刑醫官はそれだけでは足りないのであります。應病與藥といふことを申しますが、受刑者に對しては特にこれを廣き意味に解して、かれ等の精神上の要求や障害や、又その時々の心機といふやうなことまでも深く觀察し、診斷して、あらゆる機會、あらゆる場所を捉へて、かれ等を心の健康者にまで仕立直すといふことに努力しなければならぬのであります。それだけ行刑醫官は、普通の醫師に比して負擔が重いのでありますが、しかし又普通のメスでは屆きかねる心の問題にまで立ち入つて、「人間」そのものを治療してかゝるといふことも、醫者としての一快事ではないでせうか。

尙ほこれは甚だ申し憎いことでありますが、この際、各位に對し一言苦言を呈したいものがあるのであります。私は最近行刑局長に就任いたしたのでありまして、行刑界のことは未だハッキリした見當もつかずにゐるのでありますが、しかし多年檢察事務に從事してをりましたので、この司法部の一角から、行刑界のことも他外乍ら多少は見聞してをりました。私の見聞する限りに於ては、行刑界殊に行刑醫務、行刑衛生に關しては、とかく不滿足な點が多いやうに見受けらるゝのであります。各位には將來之の方面の仕事を擔任していたゞくのでありますから、無遠慮に申し上げますが、昔は醫は仁術と申しましたが、刑務所の醫官もやはり、この精神で氣の毒な受刑者を取扱ひ、救ひの手を差し出してゐるものと許會も考へてゐるし、又たしかにさうあるべきものだと思ひます。然るに事實はどうかといへば、刑務所の醫務を以て自己の終生の事業であると考へてゐる人は割合に少く、多くは唯腰掛け仕事位にしか考へてゐないやうに見受けるのであります。自分は、刑務所の醫官として、これ等の哀れな人達の一生の友となり、一生の保護者となつて生涯を送らうとの健げな覺悟を有つてゐる人は凡そ數多くないやうに思はれます。果して然りとせば、これは甚だ遺憾のことに存じます。少くも司法部內に關する限り、任地のことについて苦情の多いのは、凡そ行刑醫官に如くものなしとさへ私共は時として考へさせられるのであります。私は長い間檢察事務に當つてゐましたが、檢事などは、奏任等相當の地位にあるものでも、電報一本で、何處へでも赴任して行かなければならない。事實一言の文句もいはずに、山間僻地、何處へでも出かけて行くのであります。判事としても同樣であります。今日いかなる土地に於ても、苟も裁判所の存在してゐる限り、判事の常置されてない裁判所といふものは一つもないのであります。飜つて行刑醫官の方を見まするると、任地についての我儘の言分が實に多いのであります。或は醫科大學の所在地でなければイヤだとか、大都市以外の土地は御免を蒙るとか、ヤレ熱いから困る、寒いからイヤだのと、とかく何のかのと文句をつける人が多いのであります。かやうな條件付きの補任などいふことは私としては行刑局に來て始めて體驗したことで、司法部の職制上、過去に於ては未だ曾て知らなかつたことであります。各位は、いかなる手蔓で、又いかなる理解の下に御就任になつたかそれは私の知るところでありませんし、又私は主として、一般的事實若くは既往の事實について申し上げてゐるのでありますが、右申述べたやうなことが果して事實であるならば、これは甚だ遺憾のことゝ存ずるのであります。行刑醫官が、各自に自分本位の註文を出して、それを一々聽き入れてゐるものとしたら、行刑衛生は結局どういふことになるでせうか。各刑務所への醫官の配置が實際上不可能となつて、その結果、行刑衛生はこれを役人の手で行ふことが出來ずに、地方の開業醫に囑託しなければならないとかいつたやうなことにならないとも限らないのであります。これは勿論、極端の場合を想像してのことでありますが、新參の局長として私は、そこまでの懸念をさへ有つのであります。勿論、行刑醫官自身の立場からいふならば、研究上その他、任地に多少の選り好みのあるのも或は一應尤もな點があるかもしれません。又各位が今回御就任になつたについて、何等か條件がありますならば、それは國家との契約であり、又私の預り知らぬところでありますから、それを楯に取らるゝのも御自由でありませう。私はその點で各位を束縛しようとは思ひません。唯將來に於ては、かりに各位にさうした自己本位の御考へがありとすれば、それは行刑衞生といふ國家的、全體的立場から、須らく御淸算なさるべきだと思ひます。個人的立場や都合からいつたならば、それは夫々御注文もあることでありませうが、いかなる山間僻地と雖も、奮然起つて、否むしろ自ら喜んで、自己の任地へ赴かうといふ氣慨を有つだけの特志家がなければ、國家の行刑も、遂にその完成を見ることが出來ずに終るでせう。惠まれる人のある一方には、忍び耐える人がなければなりません。日向ばかり歩いて日蔭を歩む人がなければ通路の整理はつきません。これは集團生活、共同生活を圓滑にし、效果的にするがための法則であり、人々はこの法則に從つて自己に與へられた本分を盡すのが人間の義務であります。かくてこそ國家の繁榮も、國民の幸福も期待し得べきものと存じます。かやうなことは、この開所式に於て各位に申上ぐる言葉として或は不適當なものかもしれませんが、しかしこの

事は、必ずしも醫官に限らず、戒護、作業若くは教誨についても同樣の言をなしたいと思ふのであります。唯行刑醫官については、從來屢〻この種の噂を耳にしてゐますので、各位と相見ゆるこの機會に於て、一言憎まれ口を利いたやうな次第であります。私のこの憎まれ口が、唯私の杞憂にすぎずして、各位に於ては、思ひも寄らぬことゝいふやうなことであれば、我が國の行刑醫務の將來のため、幸ひこの上はないのであります。

今後の講習に於ては、私及び各書記官、衞生官一同、從來體得した一切のものを擧げて各位に提供するでありませう。講師となるべき人々は、その點に於て何人も同じ考へを有つてゐるのであります。前にも申す如く、各位はすでに正規の學校を出られた立派なお醫者さんではありますが、偶〻緣あつてこの方面へお出でになつたのでありますから、いはゆる鄕に入つては鄕に從へのたとへの如く、多少畑違ひの講義があるとしても、熱心に眞劍に聽講になり、よくこれを咀嚼反芻して自家藥籠中のものとなし、以て將來立派な行刑醫官として立たれ、延いては我が國の行刑醫務の陣營に對し一光彩を添へらるゝやう、折角御努力あらんことを切望いたす次第であります。聊か感情に馳せたやうな言葉があつたかもしれませんが、何卒私の意の存するところを御酌み取り下され、國家非常の場合、お互に手に手をとつて、國家奉公の途へ向つて邁進して行くことに御精勵願ひたいと存じ、右一言御挨拶申上げた次第であります。

物知り手帳

△針や錐になる硝石

破れやすいもの〻代表のやうに思はれてゐたガラスは、最近種々の方面から改良を加へられて、壁に打ち込むことも出來れば、針にも、錐にもなるといふ怪物ガラスが、最近フランスで作られた。日本でも、レコードの針にガラスを使ふ研究が具體化してゐて、近々賣出されるといふ。丈夫な上に、非常に値段も安いといふので、大好評である。

△世界中の電話の數

世界中の電話の數は？こう訊かれると。一寸面喰らふ問題である。英國遞信省の最近の調査によれば、世界中で使用されてゐる電話數は三千四百萬個で、ロンドン市は一百萬、英國全體では二百七十萬、アメリカ合衆國は千七百四十二萬四千で、そのうちニューヨーク市は百五十萬六千といふ數になつてゐる。

△合成木材「イソレル」

イソレルと呼ばれる新しい合成木材がフランスで造られてゐる。これは木質纖維を合成樹脂で壓縮して作つたもので、從來の木材に優る點は、音響と濕氣に對する抵抗が强く、ほゞ不導體といつてもさしつかへないほどの程度であることだ。

受刑少年保護相談會

久留米少年刑務所

去る四月十七日は、我國に少年法が公布せられて十五周年の記念日であつた。この意義深き日は、各地に於ても少年保護に關係を有するものは勿論、其他のものによつて種々計畫が樹立され、各種の催しを爲して少年保護の思想普及に努めたことである。

久留米少年刑務所に於ては、例年この保護記念日には筑後保護會と協力して、講演會映畫會等を開催し思想宣傳に努めて來たが、本年は 聊かその趣向をかへて、受刑少年の保護相談會なるものを開催した。受刑少年保護の問題は少年行刑と密接不可分にあり相關的のものであることは謂ふまでもない。從つて刑務所職員は收容者の保護について最大の關心と注意を拂はねばならぬ。尤もこれは青少年を問はず何れも同樣ではあるがそれが少年においては一層切實なることを痛感するのである。卽ち受刑少年の保護は、その第一步が釋放後に俟つことなく入所の時より始まらねばならぬのである。その爲めには平素よく家族との融和を圖り聯絡を密にして感情を良好に導くと共に、保護者に對しては刑務所の行刑方針や、訓育の實際等を理解せしむることが肝要である。而して刑務所、保護會、家族等が一致協調して努力してこそ眞の効果を擧げ得るものといふことが出來る。此意味に於て開催したのがこの受刑少年保護相談會なのである。

今その概況を摘錄して次に揭げて見よう。

一、諸般の準備

當日招くべき保護者（受刑少年の家族）に對しては前以て出席の有無を問合すことゝした。其數は丁度當時の少年受刑者が四百七十餘名の中、全然保護者の無い者を除き、又招集範圍を九州一圓に限定し、それ以外の地は遠隔なるを考慮して差控えた爲め、結局四百二名に對して照會を發送したのである。しかしてその囘答を得た結果は出席する者が凡そ二百名に達することが判明した。實は最初は精々百名位集まるだらうと見込んで居つたことであるが其豫想も全く外づれたといふ有樣である。

會場は當所敎誨堂を之れに充つることとし、前日既に二百名を容るゝに、足るだけの卓子、腰掛を用意し、又適當なるポスターを揭げ、壁間には學藝品（書方、圖畫）を貼り廻し、周圍には作業製作品を陳列するなどこの日の會場に最も相應しい準備を整へた。一方全職員は各各擔任を定め、受付、接見立合、呼出等に不都合のないよう、殊に折角の來會者に對しては、懇切丁寧を旨とし、絕對に

不満不快の感を抱かしめぬよう、充分注意を加へて、萬遺憾なきを期した。尚晝飯は、握飯に香の物といふ、極めて簡單ではあるが、心からなる辨當を、職員共同會より配給することゝした。

一、當日の狀況　當日は幸にして、溫和淸朗、春日麗らかにして遠來の人を招くにはあつらへ向の日和であつた。參會の保護者は、前晩に到着して泊込んで出頭するものもあり、又早朝より參集するものも尠くなかつた。それで午前九時よりの豫定を引上げて、先着順に片ッ端より接見をせしめることゝした。接見の場所は、教室、應接室、接見所等九ヶ所に設け、一ヶ所に部長一名及び工場擔當看守一名を配し、工場別に分けて接見せしめた。これは毎日直接する擔當看守に受刑者と家族の關係を知悉せしめる上に最も有効なることは云ふまでもない。そして一方、接見の濟んだ人に對しては受持教師が個別的に面談を開始し、又休憩せる人々には隨意、學藝品、作品の展覽を爲さしめるなど、なるべく時間を空費することのないように努力を怠らなかつた。

斯て午前十一時ともなり出席者の顏觸れも殆んど出揃ふたので、接見や個人面會を一應中止して、茲に愈〻相談會を開催することゝなつた。

刑務所側は勤務者以外全職員出席、保護會役員も參加し、一同着席すれば、藤田庶務課長により開會が宣せられ、武藤所長登壇、挨拶をかねて、本日相談會を開催する趣旨より說き起し、更に行刑の方針、訓育の實狀等懇切に指示した上將來の保護は相互に一致協力の必要あることを力說し、凡そ三十分間に亘り諄々理解を求めて降壇、次に園井教務課長は來會者に對する謝辭、並に不良の子を持つ家族に對する同情の意を表して冒頭し、教養保護についての注意要項等を開陳し、希望を懇ふるところあり、終つて武藤所長司會の下に懇談に移る。相互に胸襟を披らき、各自腹藏なき意見を吐露し保護上の實際問題について極めて率直なる相談もあり、洵に同一の惱みをもつ人々の集りとてその胸中も偲ばれ、又不良の子程可愛いといふ親の至情も泌々と味はれて、實に感激にみちた情景であつた。斯うして此眞劍な保護相談會も午後零時三十分をもつて一先づ打切り、一同晝食することゝなつた。

午後は一時より更に、特に男子に限り所内の運動場に案内して、此處で教練實況を見學せしめた。教練は、第三次後期のもの約三十名の各個教練、密集教練及び分列行進を施行、之れに續いて藤岡教官の所内に於ける教練の精神、並に訓練の目的に關し一場の講演あり、これに對しても一同多大の感銘を受け、誰れ一人として感謝せぬものはなかつた。又、教師の方に於ては午前中の殘りの個々の面談を遂ぐることに力を注ぎ、猶接見も着着運び豫定通りに行はれて、午後四時には何れも滯りなく終了を見た。此の日、參集した人の中には、從來は放任主義を

とり、一向に顧みなかつたものもあるが、この會合を機に、克く理解して一半の責任を痛感し又ある人は收容後、初めて我子に會ひ、その成績等を見て、漸く安睹の胸を撫で下ろし、將來の保護を誓約するものなどあり、何れもよろこびと感謝の意を面上に泛べて、滿足裡に各〻散會した次第である。

一、收容者に與へた影響　收容者の中には平素屢〻接見や書信の往復あるものも尠くはないが、中には入所以來接見はおろか、一回の來信さへもない者が今度、父なり、母なりが來所して面會することを得、こゝで前非を謝罪して感情も融和し衷心より安心したものや、久方振りに兩親や兄弟に會つて溫情に觸れ、慰撫鞭撻を與へられてよろこぶもの等、悉く感激に滿されてをる。又保護者の不參であつた者も、缺席の事情が眞に止むを得ぬものとして、而も本人の教養については、懇ろに書面に託して來てをるものが多いことを傳へて、決して心配の要なき旨を懇示したので、之等の者も同じく刑務所の配慮に感謝し、充分の信頼と安心とをもつて自重せることを、明かに認むるのである。

一、保護者に與へた影響　當日の出席者は、曩に囘答の數は、百八十五名であつたが、其中、兩親打揃ふて來會するものや、或は母姉二人來るものなどあつて實人員は二百三十八名に上つたのである。しかもそれが北は小倉、門司より、南は鹿兒島、宮崎、西は長崎、佐世保天草にかけ、東は大分より實に九州一圓にわたり、遙々遠路を凌いで出席したものが尠くない。この事實に徵しても如何に子を憶ふの親の愛情が切實なるかを感ずるのであるが、鹿兒島から來たある人は、前晩に到着して訪れ來り「彼れが入所して以來、一日たりとも安き日はなく、つねに面會したいと思ふて居りました。このたび面會の機會を與へられて飛び立つ思ひで參上致しました。我が子がこゝで御世話になるのも私の罪でございます。」とホロ〳〵と泣いて物語り、そして提げたる風呂敷包には何食分もの握飯を持參してゐたといふ。その純朴な痛はしい、しかも愛情にみちた姿には、皆、貰ひ泣きを禁じ得なかつたのである。或人は學藝品を觀覽して我が子の作品を丹念にノートにうつし、「こんなに立派に書くやうになりました。家に歸り病父をはじめ、みなのものに知らせよろこばせます。」といふ。書方や圖畫は成績の優秀なのを壁間に揭げ、その他は組毎に、別に綴つて卓上に備付けておいたのであるが、何れの保護者も、一番先きに我が子のはどれかと熱心に探がすのである。その眞劍な態度には流石に親の氣持がハッキリと讀まれる。つまり、如何に良く書いてあつても他人の子のは目に留めず、下手でも我子のを注意して、繰返し〳〵見直すのはまことに涙ぐましい光景であり、特に目を惹いたことである。斯うした感激深き話題は、枚擧に遑がないが、兎に角この會合が豫期以上の成果を收め

たことは事實である。果せる哉、保護者から集まつた多數の禮狀をみるに一齊に絶大なる感謝感激の辭をつらね、自分の家庭より犯罪者を出したることの今更申譯なきことを詫ぶるとともに、今後の保護監督については飽迄も責任を痛感したことを意思表示せぬものはないのである。如斯保護者に對して、新らしく少年行刑に理解を與へ、且つ養護の觀念を强化徹底したことは、本計畫に意圖した目的を、十二分に達成したものといふべきであると思ふ。又當日缺席の保護者についても、曩の通知によつて、刑務所の努力や意のあるところを相當了解したもの多く、從つて今後の保護に關しては、必らず良好の結果をら齎すものと認めることが出來る。遮莫、この保護會が、最初の試みとして、而も萬事好都合に進捗して、多大の收穫を擧げ得たことは、獨り當所のよろこびに止まらず、一般少年保護の上に寔に欣快の極みであると思ふのである。

◇宮城刑務所内の臥龍梅を訪れた岩松檢事長

梅雨も晴れやうといふ今日この頃、少々時節外れの感もあるが、世を擧げて總選擧に狂奔せる四月の某日、岩松宮城控訴院檢事長は逐鹿戰の風塵を他所に、宮城刑務所を訪れ、同所内の有名な「臥龍梅」の風情を愛づると共に、滿開の梅花の下に所長幹部職員と心靜かに懷舊談の一時を過した。臥龍梅は伊達政宗公が朝鮮から持ち歸つて以來、獨眼龍將軍の寵を擅にした名木で、馥郁たる清香と優にやさしい樹姿は、年々歲歲幾多收容者の心を慰め、所内に一脈の抒情味を漂してゐる。同所は東西十一間、南北十三間餘に及ぶといふ。寫眞は臥龍梅下に悠々清香を樂む岩松檢事長と小橋川所長



刑務所便り

□小田原少年刑務所の灌佛會概況

春風豐かに花笑ふ四月八日、釋尊の御降誕を祝福すると共に、宗教的情操涵養の爲、灌佛法會を執行せり。

櫻花爛漫と咲き誇る、運動場の周圍に紅白の幔幕を張りめぐらし、中央に式壇を設けたるは崇嚴裡にも、賑やかなる狀景を添ゆ。

午前十時一級者を除く、二、三、四級者の入場着席を待ちて、職員竝に、一級受刑者は豫め教誨堂に安置されし誕生佛に禮拜、所旗を先頭に當日特に參集せられし小田原佛教園の樂僧により、いみじく奏でる出仕樂につれて、行道は式場へと歩みを運びたり。一級者は丈餘にあまる大白象を、いとも靜かに迂るが如く牽引すれば、供物供華を捧持して靜々と續き、春の草花にて種々様々に美しく飾られし花御堂に誕生佛をば安置せる輿を肅々と架して進む。一同は絢爛たる花御堂に無垢の白象を打眺め、耳に床しき樂の音を聞きて深く敬虔の念にうたれたり。仰げば、燦々たる陽光を浴びて櫻花一段と映ゆ。風なきに紛々と舞ひ散る光景は、往時、釋尊御降誕遊ばされし藍毘尼の花園もかくやと偲ばれ、實に詩的法悦の情に浸るを得たりき。

斯くて、行道を終り、式場に誕生佛を奉安し、玆に導師燒香、嚴かに慶讃勤行の上、導師灌沐す。一級者三歸依文の助讀も莊重に終りて、職員幹部竝に代表、收容者總代灌沐禮拜、終了後、鞠川康英師は、人類の救濟主釋尊の教を說きて改悛を促し、言々句々、熱烈燃ゆるが如き教誨を拜聽したり。是又一同に感銘深きものあり。蠻てピアノの伴奏に、聲も高らかに、

むかしも昔三千年
花咲きにほふ春八日
ひざきわたつた一ところは
天にも地にもわれひとり

との花祭り讃仰歌を合唱す。全員、釋尊の高德を偲び、法悦裡に灌佛法會の式を終へたり。

尙式終了後、收容者には世尊の御前に今を盛りの櫻花をうち眺めつゝ、供物の園子甘茶が供せられ各自自由に灌沐禮拜を終へて工場に還へり、再び自己の作業に樂しく愉快げに從事せり。

□鳥取刑務支所の遷佛式

豫て擴張改築竣工せられたる鳥取刑務支所教誨堂は禮拜堂として適當なる新粧を施したるも從來安置の御厨子は極めて簡小にして到底新教誨堂に相應せざるの觀あり、仍て行刑教化實蹟昂揚の要急性

に鑑み高山教務主任は松江刑務所那須教務課長と圖り、本支所長の諒解を深め山中支所長、高野瀬松江所長の果斷に依り本派本願寺に對し御宮殿須彌壇並に法主猊下眞筆の扁額寄贈方を懇請し、本願寺縮川部長は視察を遂げ之が下附に關しては鳥取縣下各宗寺院及び地方特志家の合力を加味し玆に佛具一切の取纏を了し、全く新粧整備成りたるを以て、去四月十一日本派本願寺山陰教區教務所管事福永俊良導師の許に遷佛の式典を盛擧なすに至れり。

當日は天氣晴朗にして春風櫻花に薫じ當地としては稀に見る麗はしき天候に惠まれ、恰もこの日を祝福するもの〻如き觀を呈し、本派本願寺社會部長縮川**滉**城師、鳥取市長代理學務課長西尾紹平氏、鳥取裁判所檢事正代理檢事横山邦夫氏、財團法人鳥取縣給産會各支部長、鳥取市辯護士會長近藤守藏氏縣下各宗寺院代表者等數十名の來賓を迎へ典雅なる音樂裡に午前十時より開始されたり。

佛前には諸種の供物を奉じ燈火燦然として金色の宮殿に映じ阿彌陀如來の尊容は愈々端嚴莊麗を添へ、其の福祿巍々として慈光徹照自ら廣大無邊の感深く香煙徐ろに立ち昇る中に朗々たる讀經の開始により場内は肅然として敬虔の念充滿し、宛ら法雨を灑ぎ心垢を洗除するの觀あり。

法要に次で山中鳥取支所長の告辭、高野瀬松江刑務所長式辭、鳥取市長祝辭代讀、鳥取地方裁判所檢事正祝辭代讀、行刑局長よりの祝電朗讀の後本派本願寺社會部長縮川**滉**城師の「感謝と慚愧の生活」に就て有力熱烈なる教誨あり、參列收容者一同はこの盛典を眼前に拜し齊しく佛陀の慈光に浴し、懇切なる信仰談を聽聞し、感銘一入深く流涕嗚咽なす者等あり、各自心に深く期する所ありしもの〻如く曾て見ざる敬虔なる光景なりき。

□川越少年刑務所春季運動會

四月二十九日天長の佳節を迎へ、聖壽の無窮を壽ぎ奉つた後、恒例により春季大運動會が催された。新綠滴らんとする今日此頃、五月幟の鯉も勇ましく、朝間の天候も次第に晴れて先づ天の時を得たのを喜んだのであつた。先づ職員收容者一同遙拜所前に整列、指揮官の號令一下所長の閲兵は嚴かに行はれた。次いで分列式に移つた。頭右！　各隊隊伍整々一絲亂れず、小國民の動作にさへ深く時局を窺はしむる感があつたのは賴もしかつた。而も劉喨たる喇叭の音は遠く秩父の連峯に反響せんばかり彌が上にも氣を引き立たせ、運動場一杯に高く引き張られた無數の萬國旗の下に四百に垂んとする健兒の姿や颯爽として意氣特に天に冲せんとする勢であつた。優勝旗返還、合同準備體操が終り、所長から一場の訓辭があつた。「健全なる身體には健全なる精神宿る。强健なる體軀の練磨は今や國民の齊

しく望む所である。況んや少年輩に於てをや。而も暴虎憑河は古聖の最も戒むる所である。よく規律を守り競技は宜しく公明正大であらねばならぬ」と。

かくて紅、白、黄、紫の四班は各指導者に引率せられ各部署につき內一級者は審判、進行、出發、採點、記錄係に夫々助手を命ぜられ、逸る元氣も抑へきれず、頻りに足搦りをして居る者さへも數多あつた。忽ち場の一隅から號報一發、百米次いで一人一脚、徒歩二百米と囘を重ねる度毎に興味は次第に加はり黒板を見ては自班の得點を數へるいぢらしさ、二人三脚になつては途中結び付けた紐の解けたもの、轉ぶ者、後の雁が先になつて口惜しがるもの、千姿萬態時にとつての興味も加はつて抱腹せしめるものもあつた。砲丸、走巾跳は何と云つても體力腕力の優れた者、長身の者に有利であつた事は爭はれなかつた。徒歩も三百から六百米になつては流石に氣息迫つて疲れを見せる者も多く見えた。第九番障碍物競爭に至つては網を潜り梯子を抜け仁王のものかと疑はるゝ程の大下駄を穿いたまま決勝線に入る丈あつて、衆皆片唾を呑んで見守つて居た。

かくて午前中に行はるゝ最後の個人競技相撲に移つた。新に造られた土俵、掃き清められた玉砂の上に軍配片手に行司は拍手裡に登場した。先づ國技の忽せにすべからざる事、競技はフエア・プレーでなければならぬ事など挨拶があつて、幕の內力士三十六名は土俵に上り遙拜所に向ひ一禮し武運長久、天下泰平を心に念じつゝ呼出の聲に伴はれて各班より一名宛順次出場した。自班の手前もあり、互に負けじと相撲つた面魂には早くも齒を喰ひしめ肩を怒らせる清水川もあり、元氣一杯本年も亦優勝を贏ち得んものと心構する双葉山もあり、便々たる太鼓腹を抱へ而も出足の早き事機先を制するに妙なる玉錦もあり、左四つに組んでは鬼をも拉ぐ猛牛鏡岩もあり、何れ劣らぬ剛の者揃、小兵ながらも大敵に向つて作戰功を奏し、引きあげるものもあり、非力ながらも敵方の力を利用して凱歌を擧げる者など千變萬化四十八手の秘術を盡しての妙技は流石に力の入つた者ばかりであつた。觀客も手に汗を握り、敵も味方も一勝負毎に涌く歡呼の聲に土俵も搖がんばかり、豫定の番數に三役力士の相撲も滯りなく終り、燕の如き早業に飛び付五人抜三人抜きの餘技さへあつて千秋樂を告げたのであつた。時に正午晝食のため休憩。

午後よりは主として團體競技が行はれた。メデイシン・ボールは初めの事とて技も未だ熟せず、各班リレー競技に於ては既に各班得點の數も加はり優勝の榮冠も目睫に迫りつゝある事とて只管自班の名譽のため己を忘れての韋駄天走りに轉びつゝ丸棒を渡す者あり、應援四方に起つて喧々囂々たるものがあつた。嚮て萬雷の如き拍手に送られ所長、課長を始めとして少壯氣鋭の面々背廣に、フロックコートに、官服のまゝ百米、二百米、ス

ブーン競走に駈け出でたのは百鬼夜行、興味百パーセントで此所ならではと思はれて見るからに心地よかつた。職員競爭も了り五舍晝夜獨居者の競爭は百米の短距離ではあつたが別に大した疲勞をも見せず無事に走り了せたのは嬉しかつた。

次いで野球仕合は恐らく當所開設以來初めての事であらう。而も職員對收容者の競技は互に隔意なき心情吐露の實際化で、斯くて行刑の效果を收める貴重な機會が與へられた。互に攻防共に作戰を練る事暫し、所長の試球式あり、先づ職員側の先攻で開始せられた。尤も野球には狹き運動場とて豫め條件を定め、時間の都合上五回ゲームとしたのである。第一回の裏には早くも收容者側二點を獲得し第二回の表には職員側一點を入れ、追ひつ追はれつシーソーゲーム職員側よく打ち、收容者側よく守り遂に二對五アルファーにて收容者側の勝利に歸した。最後に綱引があつて總得點A班赤六二、B班白七二、C班黃九一、D班紫七五で遂にC班黃の優勝に歸したのである。優勝旗は直ちに所長よりC班選手に渡され、所長の講評あり、教務課長閉會の辭あつて茲に全く本日の運動會は終を告げたのである。

本日は幸晴天に惠まれ、地上のコンディションも好く、實に各自の體力を試みるに適し、團體に對し責任を感ずること益々深く、協心同力この聖日を有意義に又愉快に過し、勝ちて誇らず、負けて屈せず、其の意恬淡、英氣の發する所豁達明朗なる童心にたち還りての振舞を見ては、本日の催は一路更生の道程にある少年の修養道場として見逃すこと能はざるものが多分にあつたと思ふ。

□姬路少年刑務所便り

◇職員及家族慰安會狀況

當所職員より成れる錦陵會では、若葉かほる晩春の佳日を卜して、職員及其の家族慰安の爲、汐干狩を催すことゝなり、左記案內が洩れなく各會員へ通達せられた。

案　內

今般職員竝家族慰安會として、左記各項に依り汐干狩を擧行することゝなりました。奮つて御參加下さい。

一、日時　四月二十四日（土曜）四月二十五日（日曜）の兩日午前十時より、但し職員は勤務の都合に依り何れか一日を撰定すること

場所　兵庫縣飾磨郡妻鹿海岸。

道順　山陽電鐵妻鹿驛下車、市川堤を約五六丁南へ下れば海岸に休憩所の設備があります。

方法　一人毎に豫め姬路、妻鹿間の電車往復乘車券を交付し尙休憩所にては清酒及辨當を用意してあります。漁具は各自持參又は漁場に於て賃借等隨意のこと。特に家族の參加を歡迎します。

以　上

二十四日の土曜日は天候良く豫定通りに充分の慰安をとることが出來たが、翌二十五日は生憎突然の雨天となつたので、已むなく其の期日を閏月で大干潮の五月九日（日曜）に變更されることゝなつた。兩日ともに幸に一天の雲なく清朗の快晴で、愉しい慰安會開催に最も相應はしい好日であつた。

午前九時頃電鐵姬路驛に着くと慰安會行の誰彼が三々伍々集つてゐて、採らぬ先から今日の獲物の多少など語り合つてゐる。聽いてゐるさへまことに和やかな情景だ。我等を乘せた電車は朝の爽やかな大氣を破つて、若葉青葉の薰る郊外を驀進し、程なく目的地妻鹿驛にと着いた。驛から東に望む山頂には神寂びた祠がほの見え、往時から喧嘩祭りで名高い松原祭りの神輿渡御道は青葉の中にうねうねと隱見してゐる。驛のすぐ下を流れてゐる市川の清流には、頰冠りの太公望が柔らかい晩春初夏の陽ざしをうけて、糸を垂れてゐる。時々煙管から紫煙を吐いてゐる樣子など、見るからに長閑に、如何にも徂く春を惜しむでゐるやうだ。

海への一本道を手車に荷物を一ぱい積んで、犬に車の先牽きをさせてゐる横着者もある。この邊りは海に近い爲、潮の香が鼻を突いて來る。妻鹿は田舍に珍らしい大規模の魚市場があるところなので、附近の家々の軒場には魚を入れる積箱が散亂し、その箱に魚の鱗等が、こびり着いて光つてゐる有樣など、汚らしいといふよりも寧ろ何となく漁村の情趣の豐かさがあるやうである。斯の樣な情景を面白く眺めながら徒歩で會場に着いて見ると、其處には、もうかなり人員が揃つてゐて、午前十時の豫定時間には殆んど殘りなく集つて來た。

會場は日溜りの砂濱に設けられ荒造りの掘立小屋ではあるが、見晴しも好く、遠く連る砂丘に打ち寄せる靜かな波。遙けき彼方まで一面に擴がれる播磨灘。美しいテレベルト色に輝やいてゐる海波はセルリアン色の空と相對して一線を爲し、其の間の平和な波の上に深く深く睡つてゐるかのやうに見える。

遙に家島群島の蓬樂島、鞍掛島、男鹿島、西岸、輪島等、うす紫に浮び出で、それ等の島の遠近に眞帆片帆の帆船が點在してゐるさまなど、全く水墨畫を觀るやうな淡白な優雅さがあり、また佛蘭西名畫に見るやうな明るい景觀であつた。うす淡く見ゆる淡路島を背景として近くには有名な小赤壁の名勝が、際だつて海中に突出し、赭色の岩壁斷崖の上に、翠欅の春衣を纏ひ、鵯飛び交ふ光景も亦まことに美しい眺望であつた。此處の番人が指して語るところに依れば大海原の彼方に高く雲表に聳えて見えるのが小豆島で、秋晴れの日には四國の陸地までも望み見ることが出來るとの話。此所彼所と美しい風光に覺えず恍惚となつてゐる間に時ははや十一時を過ぎて了つた。齲て各自の席には西灘の名酒、名城の二合罎一本とお辨當の折詰とが運ばれる。

永田所長から慰安會開催に付ての懇篤なる挨拶があつてから直に宴會が開かれた。各自盃を手にし海に山に思ひ〳〵の

話題に花が咲き樂しいひと時を過した事は謂ふまでもない。子供達は或は砂濱を掘つて池やトンネルを造り、或は又、砂丘の上で遊び戯れてゐる。家族たちは互に初對面の挨拶を交はすのもあれば、又顔馴染の人達は互に辨當の包を擴げつゝ樂しい語らひを續けてゐるのもある。そして首を長くして干潟となるのを待つてゐた。

風光明眉な播磨灘の上からは只遠くを通ふ發動機船のポンポンと響く快音が時々耳朶を打つ位のもので、まことに暢び暢びとした晩春初夏の麗かな好日ではある。掘立小屋の中で松濤の音を聽きつつ或者はしきりに烏賊を戰はし、或者は雜談に興を呼び暫し時の過ぐるを忘るゝ中、鑑て前面の海中に砂丘が現はれ出し、見る〳〵うちにそれが擴がつて行くかと思へば、もう傍らの市川尻には海藻が干上り、會場の間近は、すつかり砂濱となつた。

一同眞晝時より手に〳〵砂掻き、籠、網等用意物々しく干上つた漁場に下りて行つた。心持ちのよい冷たさを保つ小砂の觸感を味ひつゝ、ざくり〳〵砂を掘る面白さ、日頃謹嚴である、所長や幹部の人達も今日ばかりは皆んな砂遊びでもする童心にかへつたやうに無心に夢中で貝漁りである。

向ふの方で、「いよう居つた居つた、」「大きな蛤が一列横隊だ、」などと叫んで居る聲が聞える。深水の中に膝まで浸して馬刀貝の孔を見付けて馬刀刺しの秘術を盡して居るものや、鰈が逃げたといつて淺瀬をジヤブ〳〵と追つかけてゐるものや、さては蟹を捕へて、いやといふ程鋏みで咬まれてゐる者の滑稽な姿態など、孰れも皆朗らかであり和かさ其のものである。微醺を帶びて聲高らかに詩を吟ずるもの、賑はしい笑ひ聲、叫び聲、歡喜の中に大貝、蛤、淺蜊、三郎貝、馬刀貝、馬鹿貝等澤山の獲物を得、其れを手にする度毎に、やれ此方が大きい、やれ其方が小さいの品定めで大賑ひだ。美しい少女達や、婦人の姉さん冠りの貝漁り姿も亦麗はしい一幅の繪であり詩でもあり、一段と汐干狩の興趣を添えた。砂の中には無盡藏に、いろ〳〵の獲物が埋れてゐる、小童の手にも、一握の砂の中から、とりどりに違つた獲物が面白い程集められた。

陽が西山に傾かんとする頃となつて、晉もなく潮が滿ちて來た。もうこの頃には淺蜊や蛤を五六升も採つて、扨て、これを如何にして食べたものかと採り過ぎた爲めに却つて心配してゐる者もあつた。斯くして書寫、廣峰が遠く、暮靄に包まれる頃、慰安會は終りを告げ、各自手に手に漁獲物をさげ、輕い疲勞をさへ覺えつゝ白鷺城下へと歸途を急いだ。

惟ふにこの大自然の素朴な心の中に融和して、各職員及其家族が意志の疎通を圖り無邪氣の裡に親睦を厚うする、これこそ眞に意義ある明朗な慰安會であつたと思ふ。散漫では貝は漁れない。健康に、忠實に、努力に、眞摯に、綿密に、

といふ職務上の教訓を大自然から示唆されたことを感謝する。

◇春季運動會野球大會記

第一日 四月二十七日

七百の若き收容者野球大會は遂に來た。數日來曇り勝ちで、幾分氣遣はれて居た天候も、次第々々に晴模様に變つて、晩春の陽光は快い日差を投げて行く、風穩かに暑くもなく寒くもなき眞に絶好の野球日和である。

午前九時三十分所長より「正しく元氣で眞に運動精神を發揮して所期の目的を遂げる様に」との開會の辭があり、次で一同隊伍整然として所定の位置につく。

ホンの僅かな休憩時に、仕事の疲れも忘れて、運動場を馳驅した其のひたすらな精神が、嬉しくも美しい實を結んで、昨年優勝の榮冠をかち得た第一工場の選手、優勝旗を先頭に肅々と場内に入れば、續いて第二工場、第三工場、第四工場、第五工場、最後に混成組の順序にて各選手等は、足並揃へて元氣よく場内を一週す。やがて一同拍手の裡に優勝旗は所長の許に返還された。


（試球式）

午前十時函から取り出されたばかりの新しい球が、齊藤主審から所長に手渡しされる。一回、二回、ぐる〳〵と右手を廻したと見る間に、美事球は捕手のミットに鮮かな白線を引いて始球式は終了した。いよ〳〵「プレー・ボール」、第一回第一次戰、第五工場對第一工場の試合は開始された。五工場先攻にて二點を得れば、その裏一工場一點を報ひ、試合は最初から白熱する。應援席では「我等の工場」「我等の選手」「正しく戰へ」「強く爭へ」との聲援しきりに、或は拍手に、或は軍歌に各〻負けじと各選手を激勵する。五工場打擊に稍長じ十一對二の大きな差となる。試合は最終回一工場の攻擊であるが、凱歌は無條件に五工場に揚るものと誰しも想像してゐた。然るに一工場の各打者決死の猛擊功を奏し、一點、二點見る〳〵うちに得點は加はつて行く。又一點又一點、得點の差は次第に縮まつて、試合は益々息詰るやうな熾戰の展開

となる。五工場投手續〻激戰に少しく疲勞したのかボールの連投となり、一工場この囘一擧に十點を得て、全く思ひもよらぬ勝運に惠まれ、十二A對十一のスコアーにて遂に一工場に凱歌は揚つた。げに油斷は大敵なるかな、敗れたる五工場此の敗戰に由りて、精神的に何ものか教訓を得たならば、却つて大なる幸であると謂はねばならぬ。

午後零時三十分西川主審にて、同じく第二次戰第三工場對混成組の試合が開始された。混成組一囘に一點、三囘に一、六囘に五點、計七點を得たるに反し、三工場は防守にのみ全力を奪はれて全く得點の機なく、試合は一方的ゲームに終り、七A對〇にて混成組の勝利となる。

午後二時、第二囘戰第一次、第四工場對第一工場の試合が鹿田主審にて開始される。一工場は午前の對五工場戰に思はぬ勝星を拾つて、意氣孰れも軒昂、各選手も亦試合上手になつたのであらう。技倆の上では大なる差もなかつたが、毎囘得點を得て計八點を得たるに對し、四工場は味方の凡失と打擊不振の爲め、僅に四囘に二點と七囘に一點を報ゐたるの み、八A對三の成績にて一工場が凱歌を揚げた。

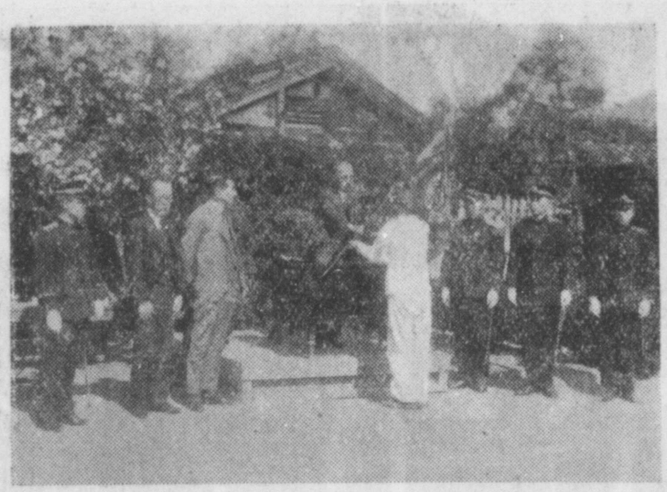
斯くして本日の豫選三試合は無事に終了した。優勝は果して何工場であらうか。興味は益々加はつた來る。來る二十九日天長節を樂しみに一同元氣に、高鳴る胸を押へつゝ退場する。

第二日　四月二十九日

此の日天長の佳節、天氣晴朗絶好のスポーツ日和である。塵一つなき迄に美しく清掃された運動場には、竿頭高く日の丸の國旗が揭げられ、若葉を吹く薰風に翩翻と飜り、咲き晩れた八重櫻のまだ散りやらぬ風情なども、亦今日の佳き日を壽いでゐる。

午前十時西川主審の下に、第二囘戰第二次、第二工場對混成組の試合は開始された。二工場先攻にて二點を得れば、混成組亦負けじと二點を報ゐ、五囘二工場一點を入るれば、六囘混成一點を返して亦同點となり、虚々實々互に好く攻め好く防ぎ、鎬を削りて巧技續出、熱戰又熱戰、勝負の豫斷は中々許されず、流石に今日の優勝候補として、恥かしからぬ戰闘振りである。應援者は云ふ迄もなく觀覽席の者までも、一球、一打毎に聲を嗄して聲援し、兩軍の作戰亦極めて巧妙に、場内自ら一種名狀し難い氣魄が漂つた。最終の七囘も既に終了したが、此時未だ勝負は確定せずして試合は補囘戰に入つた。二工場は混成組投手の僅かな間隙に乘じて、一擧に貴重なる三點を得たるに對し、混成組も亦最後の猛擊を試みたが、二工場外野手の巧技に阻まれて遂に得點の機なく、六對三の成績で、此の息詰まる樣な白熱戰は二工場の勝利となつた。

いよ〳〵試合は優勝戰である。技に優れた第二工場が勝つか、力の溢れた第一工場が勝つか、そして如何に展開されて



（優勝旗授與）

行くか、是が非でも勝たねばならぬ一戰である。兩軍必勝の意氣はいやが上にも高潮に達した。

午後一時三十分鹿田主審の「プレー、ボール」の聲と共に試合は開始された。果せるかな、二工場一點を得れば一工場も同じく一點、三囘二工場一點を入れば一工場も亦一點、熱戰に亟ぐに熱戰、白熱又白熱、目まぐるしいチヤンスとピンチの交錯。好投あり、快打あり、好守あり、堂々互に相戰ふの狀景は、明治神宮、甲子園球場等で、母校の榮譽の爲めに戰ふ非常時日本の若人の强く正しい純眞な意氣を表現する熱戰に較べて、優るとも決して劣る事はなかつたであらう。斯くて最終囘一工場一點を得て追ひ越せば、二工場最後の勇、二點を報ひ遂に四A對三にて榮ある優勝旗は二工場の手に期した。拍手の音、絶讃の聲、場内を壓して暫時止まなかつたことは更めて云ふ迄もない。

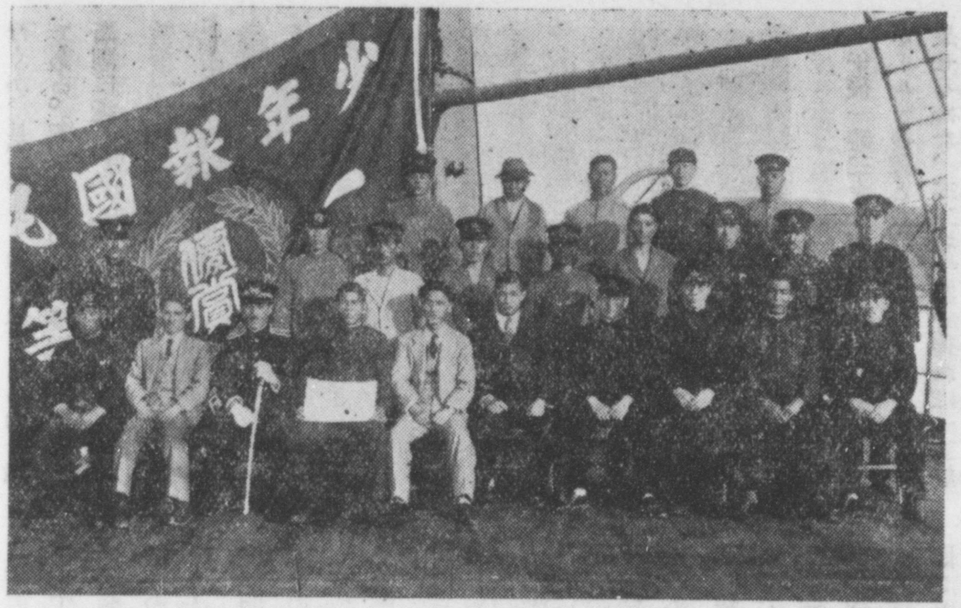
優勝旗の授與終るや一同所定の位置に整列、所長より「今日のこの明朗なる氣分を忘れず社會に出て、日常生活の上に益々男性的に奮勵せよ」との閉會の挨拶を受け、極めて有意義に野球大會の幕は閉された。時に午後三時三十分。

□少年報國丸
漁獲優勝旗を獲得す

浦賀少年刑務支所

昭和十一年八月に横濱淺野船渠株式會社に於いて建造竣工した浦賀少年刑務支所の遠洋漁撈訓練船少年報國丸は、其の船名の示す通り報國の念に燃え、本船特有な其の優秀なる機能と乘組職員及收容者の專心不斷の努力に依り航海毎に躍進して好成績を擧げつゝあつたので、各方面就中民間專門家の漁業者等より齊しく驚異的な眼を以て注目せられてゐたのであつた。

而し本船の竣工時期が鰹漁期の終末であつた關係上、鰹漁の優勝は殘念乍ら他の船に讓るの止むなき事情に立ち至つたのであるが、其れに引かへて鮪漁期の優勝旗は必ず獲得すると云ふ信念を以て必死の奮闘を續けたのである。其の間或る時は山なす激浪と死闘を續け又或る時は風雨霰雪を侵して暗黒の洋上に作業を續



けつゝ全く文字通りの決死的努力の結果、各航海の漁獲高は豫期以上の高率を示した。遂に僅か七五噸、而も木造船である本船が百噸以上の鋼鐵船群を尻目にかけてよく戰ひ抜き、美事最後のゴールに優勝旗授與の榮冠を獲得する事が出來たのである。

之の優勝旗は若葉の風薫る五月晴れの五月四日午後三時より浦賀町役場議事堂に於いて其の授與式が盛大に擧行せられたのである。其の概要は次の通りであつた。

參列者は浦賀少年刑務所側より英保支所長少年報國丸船長上り專務取締役社長重役等六名、原技手以下十六名、魚市場側より專務取締役社長重役等六名、來賓として浦賀町長及同町々會議員等多數參列。

定刻となるや浦賀町助役開式を宣し、續いて優勝旗及賞狀授與、

次に浦賀町長加藤小兵衞氏の町重な祝辭と感激の辭を受け、之に對し少年報國丸を代表して英保支所長の答辭があり、之を以て一先ず式を閉ぢ、別室に於て卓を圍み簡單なる小宴に一同歡を盡し和氣藹々裡に散會、當所より參列の者は大優勝旗を先頭に立て一同意氣揚々として支所大和に凱旋したのである。

授與式からの一同の歸りを待ち兼ねてゐた大和の職員收容者一同は、優勝旗が棧橋に着くや期せずして萬歳を絶叫し、歡呼の裡に光輝ある優勝旗を迎へ、之れを大和神社の社前に捧げ、一同心から優勝旗獲得の報告と御禮を言上し、終つて一同大和最上甲板に整列し優勝旗を背景

にして記念撮影をしたのである。

尙之の漁獲優勝旗の授與は浦賀魚市場の奬勵規定に定められたるもので、卽ち一年を二期に分ち第一期は四月一日より九月末日迄とし、其の間に浦賀魚市場に水揚した各漁船（遠洋漁船のみ）の水揚高の最高船より以下第三位迄に優勝旗を授與する事になつてゐるもので、第二期は十月一日より翌年三月三十一日迄の漁獲水揚高に依つて之を授與せらるゝのである。少年報國丸は其の第二期のもので漁獲水揚高二萬五十八圓八十一錢で第一等の優勝を獲得したものである。

本年度は少年報國丸が一ヶ年を通じて其の全能力を發揮する事が出來得るので第一期二期共第一等の優勝旗を獲得す可く一同の意氣益々揚り目覺しい活躍を續けてゐる。

賞狀

少年報國丸

一等賞

右昭和十一年多漁季ニ於テ當市場水揚高第一位ヲ獲得ス依テ奬勵規定に基キ大漁旗一旗ヲ授與シテ玆ニ之ヲ賞ス

昭和十二年四月一日

浦賀市場株式會社

專務取締役社長加藤小兵衞

□名古屋刑務所の受刑者運動會

一、施行日時　昭和十二年五月十六日

一、場所及參加人員　當所構內運動場一二級者合計四〇三名

一、競技種目　一人一脚（百米）、徒步競走（二百米）、玉送り、借物競走、字拾ひ、各區リレー、角力、綱引

一、施行概況

待望の今日の運動會を祝福するかのやうに五月の空は爽やかに晴れた。時は初夏、若葉を搖る薫風に、赫耀と躍る陽光に、一入清新潑剌の氣の漲り充つるこの朝、絶好の運動日和を迎へて我が名古屋刑務所に於ける第二回受刑者運動競技會は催された。この日午前八時を期して、構內中央圓形運動場に靑芝を踏んで各區より集合したる一二級受刑者合計四百三名は、場の南隅なる神宮遙拜所に正面して整列靜かに開會を待つ。八時三十分典獄補以下職員一同定めの席に着けば、教務課長は一段高き司會台に立つて開會の辭を述べられ、兼ねて所長代理として本競技會開催に就て一場の訓示あり。累進處遇令の上に認められた運動競技會の精神は、之を單なる慰安、優遇として見るべきでなく、社會の生活戰場に立つて、男々しく正しく明るく身を處して行くに必要なる强健な身體と、公明な精神の涵養を目的とし、同時に社會の團體生活に不可缺の協同一致の精神責任觀念の訓練を併せ得せしむるものである。故に競技に當つては單に勝敗、優秀をのみ念頭に置かず、勝つて誇らず敗れて挫せず、あくまでも正々堂々と力技を競ひ、全力を傾けて心身の眞善美を發揮して朗らかに童心に復ると共に、一面崇高なる團體精神を把持し司法當路の期待に背かざる成

ムプを切る。其の身振の可笑しさにドッと拍手が湧く。やつとあわてゝ二着となつた大男が一足の下駄を片方しか持つて居ず、失格して其の不注意振を笑はれるやら、一しきり朗らかな賑やかさに場内は湧き返る。赤、白、綠、黄入り亂れて萬雷の拍手裡にリレーレースの勝敗を決し、午前九時三十分より十五分間小休憩、この休止時間中參加全員に對し特別給與の牡丹餅が渡る。晴れ渡つた大空の下、翩翻と青嵐にはためく萬國旗を仰ぎながら、オヤツに舌鼓を打つ彼等の心の底には幼き日の想出も湧くか、感慨深げにあたりを見廻してゐる者も見られた。明るい陽の下、純なる童心、こうした境地から彼等の人の世を戀ふる心、所謂更生の萌芽がきざすのではあるまいか、スポーツを通して正しい社會觀念を涵養せしめんとする當局の意、蓋し最も機宜を得たる敎化方策と云ふべきか。再會、角力競技に入る。赤裸の屈强な男性の肉彈戰、逞ましい力量感、文字通り龍攘虎迫の接戰また接戰、敵も味方も拳を握り腕を撫して選手よりも應援の者の方が熱狂する有樣、寄り倒し、突出し、打つちやり等々妙技秘術を盡して獅子奮迅する二十戰士の面上は、最後の榮冠を爭ふ悲壯な熱がほとばしる。流石に日本的競技の王者だけあつてこれこそ本日の催しに於ける壓卷であつた。紅白二軍に分れて、全員參加の對區綱引競爭に集團の統制美、一致した團結精神の力强さを見せられつゝ絶讃の裡に全競技を終る。十一時全員再び秩序よく所定の位置に復して整列、敎務課長より全員の正々堂々たりし行動、統制と秩序の美しく保たれし點其の他競技に現はれた動作の個々について稱揚或は注意、人生行路とスポーツの精神について事實を示しての訓話あり一同に深い感銘を與へて十一時十分滯りなく閉會す。

□福井刑務支所の釋尊降誕花祭

本派本願寺法主猊下慶事の擧行せらるる記念として、本派本願寺より關係刑務所へ誕生佛其他を寄贈あり、花祭行事を普及し佛敎精神の涵養に資すると共に、行刑敎化の實を一層擧ぐる樣にとの趣旨により、當所に於ても之が寄贈を受くることゝなし、次の如く施行せり。

五月十六日（免業日）午前八時、收容者の敎誨堂へ集合する頃には豫め敎務係其他職員により造花、草花等を以て美しく裝飾せられたる花御堂に誕生佛、灌佛盤は安置せられ、花祭ポスター相俟つて奉祝氣分滿堂に滿つ。

花祭歌レコードに迎へられて收容者整列、當所最初の催しなれば職員も共に緊張整列せり。

嚮て戒護主任の嚴かなる開式の辭終れば一同合掌禮拜を爲し、支所長の灌佛に引續き一、二、三、四各級代表者の灌佛並獻花あり、終つて敎務主任の勤行及嘆德文の朗讀、支所長の懇切なる訓示あり。之に應へて收容者總代祝辭を述べ、終りに釋尊降誕に因める敎務主任の敎誨ありて本行事を終了せり。

此の間滿堂肅として聲なく、莊嚴感激に堪へ兼ねしものか、時折啜泣の聲洩れしは本行事の反映を知るに充分なり。

行事終つて謠音器レコードを聽聞せしめつゝ甘茶の給與を爲し、午前十時全く終了す。

最初の試みながら相當效果を期待せる本行事の收穫幾許、次に揭ぐる收容者の所感に之を求むることゝして本稿を終る。

註（釋尊降誕祭に陽曆四月八日なるが當地方は一般陰曆により施行せるに慣ひ當所に於ても特に五月十六日に施行せるなり）

「お花祭り」の所感

第三六番　F

一、赤い着物を着て冷い室に暗い心持で日送りをし始めてからもう一ヶ年になります。四大節を始め祭日休日其他種々催日などもありましたが「お花祭り」當日の心持氣分はほんとうに別であります。卽ち明るい和らかな溫い氣分で充ち〳〵ました圓滿な無慾な何となく安心の出來る樣な、そしてあたりが慈悲で滿されてゐる樣な氣持でした。

二、當日の安らかな溫い無慾な樣な氣分を一分間も長く繼續の出來る事を念願しました。

三、「お花祭り」と云ふことは耳では聞いて居りましたが、眼で見、心で味はゝせて貰つたのは恥しい事ですが四十二歲の今年が始めであります。これからは「お花祭り」には必ずお詣りをしやうと決心しました。そしてお釋迦樣の御敎への轉迷開悟へ一步でも近づかうと心樂しく思ひました。

四、私は職業上半宗敎家とでも云ふべき地位にあります故に、來年からは部落民と相談して經費の許す範圍で形だけでも所長さんの御訓示や敎誨師さんの御話の樣に意義あるこの催し「お花祭り」を私の御堂でも執行しそして私の

味つた氣分を村人にも味はつて貰はうと思ひます。

五、この催を計畫實施された所長さん教誨師さん始め職員の方々の私共に對する御心の程が察せられ、心から感謝の念に堪へません。

六、お釋迦樣の偉大さを知り信仰の必要を一入深く感じました。

七、報謝の爲、この安らかな氣分で一層奮勵修養せねばならんと思ひました。

□第二ブロック統制
作業協議會並に座談會

今や躍進途上にある刑務作業の現狀に對處するため五月二十二、三日の兩日、名古屋刑務所會議室に於て、第二ブロック統制作業協議會が行はれた。會議は二十二日午前九時、ブロック統制刑務所長の挨拶に始まり、續いて協議會に移り、委員長諮問事項及び協議事項につき愼重討議をかさね、午後より軍部その他官公衙關係者の刑務作業に對する座談會を開き、忌憚なき意見を交換し、多大の收穫ををさめた。軍部並に其他列席者の意見を綜合すれば、大體次の通りである。

一、昨年度より納期嚴守は著しく格守せられつゝあるを以て、繼續せられたし

二、物品檢査の際、細部に注意を缺くことあり、特に細部に注意ありたし

三、手直品にして納期に遲るゝものあり、手直品と雖も、迅速に納入方に留意ありたし

終つて午後六時よりブロック統制刑務所長の招待宴あり、翌二十三日は午前中は協議、午後より折から開催中なりし汎太平洋平和博覽會を見學、意義ある會合を了つた。

□眞宗大谷派
大谷光暢法主教會概要
金澤刑務所

精神立國の大旆を翳し、教學刷新の目的を以て、全國巡化中の眞宗大谷派管長伯爵大谷光暢法主には客月初旬北陸路に慈杖を進められ、七日より十日迄金澤市に駐錫の砌、八日午前九時四十分智子裏



方同道にて受刑者に對し親教の爲當所に立寄られた。この日は恰も釋尊降誕の聖日にして夜來の雨も歇み春光麗らかに照映し法主を迎ふるに相應しき日柄、まことに法悅の二重奏にひたつたのであつた。

法主には西岡所長、福島教務課長の案內にて津田隨行長、稻葉隨行布教使、林金澤教務所長以下隨行員數名を帶同し所員出迎裡に到着せられ、少憩後直ちに教誨堂に臨場せられた。佛前の燈明は晃々として耀き、香煙は縷縷として立昇り、芳香四方に薰染し、總てを淨化し、陽光窓內に入りて教誨堂はさながら莊嚴淨土と化し宗教的零圍氣につゝまれた。受刑者の大多數は佛教王國の稱ある北陸三縣の在籍者にして、この地は晩秋より早春に至る約半歲の間陰慘なる雨雪曇天の日多くして陽光の惠みに浴する事少なきを以て限りなき寂寥を感じ、また來ん春を待つの心情深きものあり、從つて未來に光明を求め希望を持ち風雨氷雪と鬪つて意志を鍛鍊すると共に眞宗の教義を信奉するもの多く、今正に親鸞聖人より七百年血脈相承の善知識より直接教を受くる機會の與へられたることを千歲一遇と隨喜渴仰、以て一語も聽き洩さじと滿堂肅として聲なく唯々緊張また感激、未だ一語も聽聞せざるに早兩眼に淚を湛ふるものさへあつた。所長は法主を正座に招して「今回大谷派管長大谷光暢師には教學刷新の目的にて全國巡化中の處、當所に御多忙中にも不拘御立寄ありたる次第玆にこの法緣に逢ひたるを喜び信心堅固改悛を爲すべき」旨訓示後、法主には徐ろに教壇に進み、溫容溢るゝばかりに「今日かゝる場所に於て諸子と相見ゆるは誠に感慨無量である。乍併徒らに過去の暗影を追ふよりは須らく將來に希望を求めて此國家非常時に際し從來の行爲を反省しつゝ更生の一途を辿り明るき生活を營み、以て　陛下の赤子として難有御皇恩に報ゐ如來の慈光に浴して信仰を獲得し良民に復歸して國家の爲盡され度し」云々との懇篤なる慰藉激勵の親教あり、法話の進められるゝや一同は其の佛性を呼び醒され、「超世の悲願きゝしより、われらは生死の凡夫かは有漏の穢身のかはられねどこゝろは淨土にあそぶなり」との心境に至り明るき希望を抱くと共に感激の極流嶺嗚咽するもの數多に及び、今日の感激と法語を終生



出に銘じ更生の實を擧げて教誨に對へんと期するところがあつた。

かくて法主は靜かに佛前に合掌收容者の更生と多幸を念願しつゝ退場せられた。次で稻葉布教使より二十分間に亙りて複演せられ多大の感動を與へられた。

かくて法主裏方には作業製作品を所長、作業課長の案内にて參觀せられたる處極めて專問的なる質問あり、午前十時四十分法主の名譽總裁たる當地司保保護團體石川更新會に向はれた。

□緊急軍需作業 動員演習ノ實況

小倉刑務所

五月十九日深夜午前零時突如小倉陸軍兵器支廠長より、今回陸軍兵器本廠と連絡の上關係部隊全部並に民間業者も參加の動員演習實施のことゝなり、昨十八日午後七時本廠長より電報指令に接したるを以て、貴廳に於かれても一朝有事の場合に於ける指導訓練の爲參加せられ、之に要する彈藥運搬箱（八八式七糎野戰高射砲彈藥筒運搬箱）二五〇個緊急製作の上、本日午前七時より逐次納入せられ度しと電話を以て支所長宛懇請せられたる を以て、井川支所長は即時快諾の上直ちに登廳し、作業職員全部を召集すると共に、作業課長より作業實施の準備を爲さしめ、不足材料はトラック及自動車を各所に派遣し調達の手配を爲し、一方戒護職員の一部に付非常召集を行ひ緊急軍需作業動員に關する通牒に基き、午前二時三十分先づ木工技能者二十六名運搬夫六名を起床せしめ實施工場には 緊急作業、軍需品、緊張等を大書したるポスターを掲げ、演習參加の職員並に雜役夫は左に黃色腕章を纏ひ、現場監督、材料配給、技術指導、檢査、輸送、連絡等各分擔事務を定め、就業者は分業を以て一糸亂れぬ統制下に即時作業に着手せり。


（木工場に於ける統監部幹部）

之より先材料調査に派遣したる係員よりは全部調達の見込み付きたりとの報告ありて職員就業者共に勇躍し、午前六時の普通起床時よりは更に木工技能者四十七名を加へ、他の作業を考慮せず全員動員作業に參加し非常なる緊張裡に行程の進捗を見たり。

午前九時に至るや演習本部より第一回納入方の電話ありて不取敢トラック便を以て二十個持込ましめたる處、其の出來榮に付非常なる稱讃を博し、同十時には兵器支廠長高橋砲兵大佐は平岡少佐以下

の幕僚を從へ作業實施狀況視察のため來廳せられたるを以て、今朝來の作業實施に至る經過を縷々報告すると共に、職員收容者共に戰時同樣の氣分を持つて演習に參加し目下緊張裡に作業に邁進しつゝある旨を述べたるところ、高橋大佐も非常に滿足せられ、就業者一同に對し別項の如き挨拶をせられたり。

受刑者一同は熱心に謹聽し一意奉公の誠心を眉宇に現はしたる感激を覺え、精神敎化上特段の効果ありたりと認めたり

次で午後一時第二回二十個を輸送し、引續き數回に亙り午後九時を以て完納せり。

今回の演習は全く拔打的のものにして何等の事前準備なかりしにも拘らず、先方の要求以上に迅速に製作を終り其の優秀なる成績は演習統監部の認むるところにして一朝有事の場合に於ける動員計畫上貴重なる資料を得、到底民間業者の追隨を許さゞるものなり、とて其努力に對し叮重なる謝辭を受けたり。

因に本回の演習參加の成績により職員收容者の一致團結による熱誠なる努力を紹介し、依つて以て刑務作業に對する從來の信賴を一層昂め得たるは欣快の至りなり。

高橋小倉陸軍兵器支廠長の收容者に對する挨拶の概要

私は只今御紹介を受けました小倉陸軍兵器支廠の高橋大佐であります。此の度の兵器支廠動員演習に當所も參加して頂きましたが、兵器支廠も此の度の動員に就ては全然不明でありました處、昨日午後七時本廠より親電に接し直に支廠職員全部の動員を行ひ、城野、北方兵器庫並に野重第五第六聯隊及旅團司令部も戰時警備に就き、昨夜より多數の人夫を動員し夫々作業に就かしめた次第であります。又兵器彈藥に就ても同樣に戰時配備をなしたのでありますが、御所に對しては昨夜十二時に動員參加を御願ひしました處、所長殿も非常に喜んで快諾せられ、直ちに職員の非常召集を行ふと共に諸君にも起きて頂いて午前二時三十分から作業に就かれたとの御話であります。そして只今諸君の作業狀態を見學しまして平素の訓練、規律、節制により、立派な分業作業を以て熱心に就業せられ、本日午後には豫定の彈丸運搬箱二五〇個の完成を見る見込みとのことで、其の實況を拜見し感謝に堪へない次第であります。

いざと云ふ時には 陛下の爲國家のため身命を賭して各自の業務に勵むことは日本國民の本分である。諸君も第一線に立つて緊張して眞面目に作業に就かれつつあることは實に感激に堪へないことであります。このことに就ては畏くも

鐵（くろがね）をまとへる人もあるものを
つらぬき通せやまと魂

と明治天皇は仰せられて居ります。此の御訓を心に體して各自の本務を盡すなれば天自ら之を助くるのであります。

心だに誠の道にかなひなば
祈らずとても神や守らむ

の御製の通り自然に道は開けて參るのであります。當所長殿は以前から軍需作業に從事せられ、勳章も頂いて居られる經驗深き所長さんであります。軍需作業に就ては此の名所長の許で熱心に就業せられることは諸君としては 陛下の赤子として忠義を盡す一つの仕事であり任務であると思ふのであります。

此の意氣を以て將來とも一生懸命に作業に盡されんことを御願ひして御挨拶に代へます。



讀者の頁

◇行刑の明るさ

名古屋　梅村春汀

監房を出でし囚徒らしばらくは
秋晴れの空を仰ぎ見るかな

私が看守を拜命して間もない年の秋の試作を思ひ出した。それは初秋のよく晴れた朝だつた。午前九時の休憩時に、運動の爲めに工場内から戸外へ繰出した受刑者達が、外へ出るなり、いかにも伸々とした氣持を味ふやうに手をかざして、折からの明るい秋の陽射を仰ぎ見る、其の、羈絆から開放された心持で、澄み透つた蒼穹に溶け込むやうな懐しげな瞳を遂るのを見て、自由を束縛されてゐる受刑者の重苦しい心持の前に、青空が、太陽が、そして爽やかな空氣が、どんなに彼等のために慰めになるものであるかと云ふことを感じた其の時、即興のまゝに歌帳に記して置いたのがこの一首だつた。あの朝の囚人達の晴れがましい、いかにも伸々として氣持のよさそうであつた姿がまだ眼に殘つてゐる。新鮮な空氣、明るい日光、胸の透くやうな蒼い空、それは日常自由にその惠に浴し得る私達でさへ氣持のいゝものである。ましてやそれが監房より工場へ、工場よりまた監房へと終日の殆どを外氣に觸れる機會も尠く拘禁生活に支配される囚人達であつて見れば、許された休憩時間を戸外へ出て、太陽の光に觸れることはどんなに大きな樂しみであるかわからない。明るい外氣は人の心を爽やかに朗らかにする、すがすがしくする。この明朗と活潑さこそ直ちに心身に影響して健全潑剌たる生活の源動力となるのである。

昔の監獄は人間の捨場だと云はれた。が、今の刑務所は人間を更生させて行かねばならぬ使命を持つてゐる。人間を殺すのではなくして人間を新しく練り直して生かして行かねばならぬ處だとされるやうになつて來たのである。拘禁も、戒護も、其は囚人を型にはめて動きの取れぬやうにする機構ではなくして將來、尠く共刑期終了後の社會生活を明るく強く正しく伸ばしてゆくための、所謂更生に導く一つの訓練の道程として見なければならなくなつたのである。既に行刑の使命が受刑者の更生、社會復歸に置かるゝ以上、受刑者の日常生活（處遇）の上に之が反映を見るのは當然である。受刑者の身體は之を健康なるものとなして社會の生存競爭場裡に活躍の出來得るものたらしめねばならぬ。そして健全なる精神をこの健康なる身體に宿らしめねばならぬ。尠く共入監當時に比べて心身の健康を增進せしめて釋放し、その受刑者の社會應化を容易ならしめてこそ、所謂刑罰の改善作用は全うし得られるものと云ふべきである。故に監獄に於ては教誨教育を施して精神の向上を爲さしめ、作業を授けて職業的訓練を爲す傍ら常に受刑者の健康の保持增進と云ふ點に多大の注意を拂つてゐるのである。

最近行刑當局の新しい試みとして特に其の施行を强調せらるゝに至つた肉體的訓練としての戸外運動勵行、其の精神的訓練としての神宮遙拜所設置等による敬神崇祖の意念涵養、國民思想訓練としての祝祭日祝歌奉唱等は凡て其の顯れである。殊に肉體の健全と精神の明朗を期待する上に最も効果ある戸外運動勵行及軍歌唱和等は、ともすれば拘禁性の不健康によつて姑息因循の性情に墮し易い受刑者の生活を、明るく生々と伸ばす良策として其の施行を彼我共に喜ぶものである。

明るい心に犯罪の芽は崩えない。暗く拗ねた心持と不規則な生活こそ犯罪の溫床であるのであるから、常にさうした暗さに染み易い犯罪者の心を、受刑生活中の訓練と教化によつて明るく改造して行かねばならぬ。

空を仰ぐ、胸の透くやうな碧空に太陽は輝いてゐる。大聲で軍歌を唱ふ。邪念を忘れて童心にかへる。教練をやる。明るい爽やかな心體操をやる。教練と健康增進の果が結ばれ、やがては心の中まで太陽の明るさが泌み透つてゆくであらう。（軍歌行進の實施を見て感あり）

◇刑務官の常識涵養について

名古屋　高島明峯

看讀書籍による受刑者の旺盛な智識慾と、「人」雜誌により培はれる常識向上は、彼等の粗野な人間性を矯正し、翳い人生觀を拋擲せしめ、來るべき社會復歸に處せんとする眞摯なる更生の心意氣を示唆してゐる。今日の如き高度な文化時代には、眞に喜ばしき現象であるといはねばならない。

かくの如く、社會から隔絶された障壁內に於て、しかも不自由な拘禁生活の裡に、日々の社會現象を部分的に呼吸し、社會適應性を自主的に把握せんとする受刑者の心情に想到すれば、日月と共に進む文化の萬象に精通し、常識的智囊を豐富にすることは、彼等の指導的立場にある刑務官として、必要かくべからざることであると思ふ。

吾々は刑務官である前に人間であれと、中尾書記官は申されてゐる。勿論、刑務官が刑務官として必須な行刑學を研究し、行刑技術を修得することは忽にできない。が、一面、人間として、社會人としての生存權を主張する者であれば、新聞、雜誌等により、現實の社會のアトモスフエアーを體得し、生きた常識見聞をひろめておくことは、不識の裡に人的價値を高める所以であると思ふ。

行刑思潮の著るしい變遷につれて、刑務官の地位向上が論議せられ、補導、教導の名稱をもつて看守の呼稱が改められんとするの機運が動いてゐることを報ぜられてゐるが、刑務官の責や重大であるといはねばならない。

極めて卑近な例ではあるが、私の某先輩は、その携はる專門の道に沒入して、

殆んど二十年といふものエネルギーを燃焼して、昨今では所謂その道の權威として漸層的に名をなしつゝあり、その眞劍な學究的態度は知人尊敬の的である。が、反面、社會認識の欠如と、常識の貧困は、その人となりを疑はしむるものがある。

かくの如きは、生活の遊離であり、仕事と生活を不可分關係に考へる私には首肯することができない。

◇賞遇と懲罰とについて

大分G生

信賞必罰！それは共同生活を營む社會に於て、其の社會の秩序を維持しより良き平和進歩の社會を建設するに最も適切妥當なる方法にして、然もよくこれが效果を納めつゝある。吾行刑に於ては其の職能の性質上必然的要求として此の方法を一定の條文として制定されてゐるのである。

されば行刑に於ける賞遇と懲罰とは、一般社會のそれと自ら其の趣むきを異にし、此の方法をもつて積極的に彼等受刑者を陶冶し感化し、もつて彼等の非社會性を芟除し善良なる國民に改造せんとする手段に於て其の特殊性があるのである。

即ち賞遇は其の特別の優遇によつて、受刑者をして國家の恩典に感激せしめ、感謝の裡に益々發奮努力の精神の發揚を促し、延いては日本人獨特の奉公の實踐にまで押し及ぼすにあり、然して懲罰によりて反省悔悟或は懺悔の情を促し、しかして美はしき精神の復活によりて、公民として履むべき道を自覺せしめ、かくして自治の精神を保育するにあるのである。

しかく賞遇と懲罰とは其の客觀的形態に於ては其の趣を異にするも、是を主觀的實質に於てみるときは、其の精神は一つに彼等受刑者を社會的善良なる國民に改造する手段であり、方法にはかならないのである、

さればかく如く重且大なる使命を有する賞遇と懲罰とは、之を如何に運用すれば其の最大の效果を納め得るのであらうか？若しもこの手段の運用に於て適切妥當に行はれなかつたなれば、「良藥は變じて毒藥となり」、其の弊害は實に慘たる結果を招來し、嚴肅なるべき行刑の威信を失墜せしむるの處が多分にあるのである。即ち運用の重大性の存する所以である。

顧みるに從來の行刑に於て、かくも重大なる使命を有する賞遇及び懲罰の運用にあたりて、前述するが如き其の使命を體得し、效果的なるを認識して、しかも運用の重大性を自覺して、是が遂行に懸命の努力を吝しまなかつたであらうか？過去に於ける實績に徴するとき、そこには實に寒心すべきものをみるのである。

さればこの賞遇と懲罰をして最大の效果を納めしめ、よつてもつて彼等受刑者を社會的善良なる國民に改造するには、此の兩者の精神を十二分に把握し、其の用の適切妥當なるを期し、しかも人類愛に燃ゆる積極的努力と研鑽とをもつてすべきである。

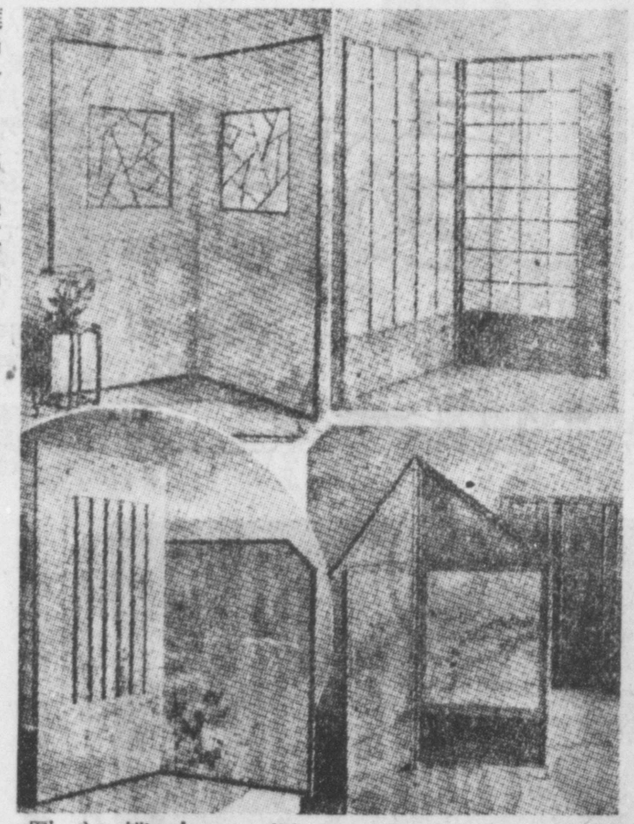
かくして賞遇を慈母の愛たらしめ、懲罰をして嚴父の愛たらしむることこそ吾行刑の要諦ではなからうか。

作業の栞

欝陶しい梅雨がカラリと晴れ渡ると、いよ〳〵烈しい暑熱が快速調でやつてくる。來る日も來る日も水銀柱が九十度前後を上下するやうになると、家具や調度にも、見た目に涼しいものが要求される。七月の聲をきけば、もう眞夏だ。早速今年の夏の家具の中から、目新らしいもの二三を御紹介しよう。

◇紗絹の二枚折り

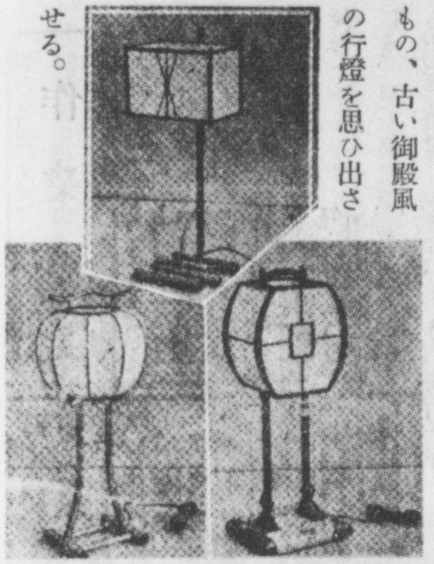
夏ともなれば、風通しの悪い唐紙や障子は取りはらはれて、涼しい簾、葭戸などが昔ながらに用ひられてゐるが、この頃は洋間の普及と相俟つてレースのカーテンが盛んに出て來るやうになつた。カーテンは形の上では別段の變りはないが、製織法の進歩から、柄も大變に手のこんだものが出るやうになつた。このレース地に對抗する意味か、今年から純日本風の紗絹を使つた二枚折の屏風が急に進出してきた。地が繪絹と同じものだから、これにさつぱりした日本畫を描き、絹を通す涼味を滿喫しようといふ趣好である。紗絹の屏風だと、電氣の光も頗る柔かくなつて、とてもレースや、簾などの及ぶことの出來ない涼しい味を持つてゐる。寫眞は（上右）障子風に作つた雅趣あるもの、十五圓（上左）洋間用二十圓（下右）玄關の衝立代りに使へる瀟洒な味のもの、十七圓（下左）武者窓を模した古典的なもの、十六圓。



◇夏の行燈

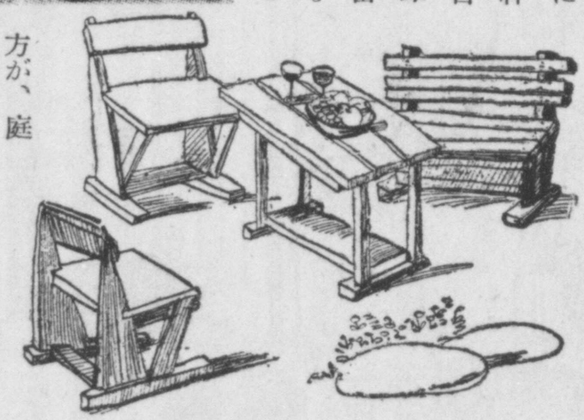
夏の居間にふさはしい行燈——角型、

丸型といろ〳〵の型があるが、何れも日本間を目標とした上品で和やかな味ひがある。寫眞（上）は角行燈であるが、この行燈は掛け燈のやうな感じを與へる總竹造りの凝つたもので、胴中の三本の細竹が味を出してゐる、七圓五十錢（下右）は角行燈の變形、黒の漆塗りで豪は桐の柾目に鮑貝の散らしなどがあつて、なか〳〵粋なものである、二十三圓（下左）は丸行燈、磨き出しの竹で作つたもの、古い御殿風の行燈を思ひ出させる。



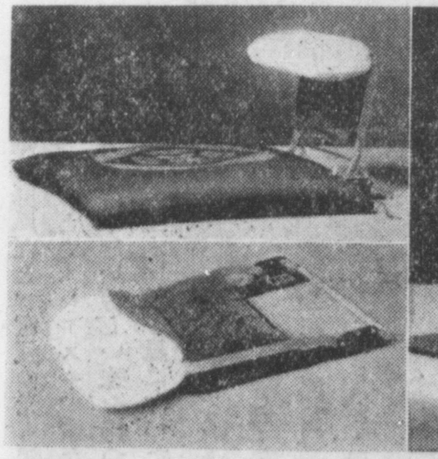
◇戸外用の椅子卓子

春から夏にかけて家庭團欒の中心はだん〳〵戸外へ移つてゆく。戸外の家具は特に素朴で自然味に富むものゝ方が、庭と調和を保つによい。こゝに掲げた椅子、テーブルの一と組は極めて簡素なものであるが、簡單なうちにも細かい創意が盛られて居り、味ひ深いものである。刑務所製作品品評會審査員木檜恕一教授のプランである。



◇新案の脇側兼座椅子

長時間坐つてゐても疲れないといふ日本座敷用の座椅子が出來た。折疊みが利くし脇側にもなり、延ばせば盛夏の一時まどろむ晝寢用ともなる。春は緣先に、多はコタツに四季を通じて便利この上もないといふ新案である。値段は七圓、寫眞は一、起して倚掛り椅子二、上部を横にして脇側となる。三、折疊んで枕。





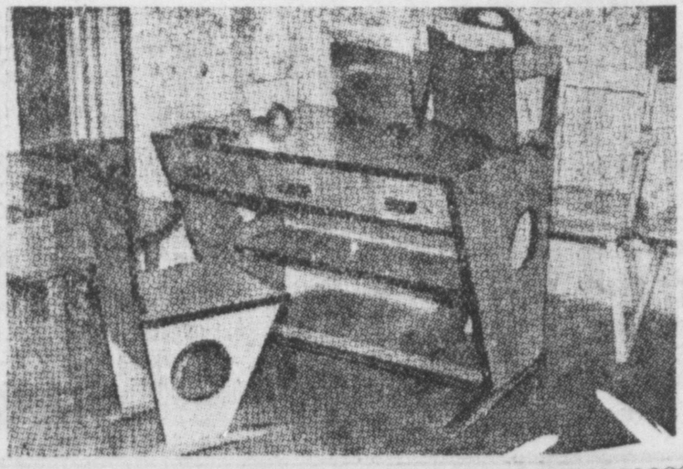
◇移動式椅子付き食卓

移動式家具のなかでも、寫眞上のものは、まさに尖端をゆくものだ。まづテーブルと椅子を連結したのが新案、材は輕金屬、テーブルは中央から二つに割れるやうになり、斜につけた支柱で椅子と連結してゐる。椅子も脚が折りたゝめるやうになつて、小さなレザー張りのケースで包むことが出來る。便利なものでも、實用に適しないものは仕方がないが、これなどは、實用、便利の二つを兼ねるものであらう。

◇傾斜した机と椅子

寫眞下はデスクと椅子、最も合理的な形と簡潔な無駄のないデザインが生み出されてゐる。デスクが垂直でなく傾斜してゐるのは、體がピッタリつくやうに考案されてゐるためだ。

机上右の二つはいづれも「新聞挾み」で、その左の卵を半分に割つたやうな形のものは狀差しで、實用にも机上の飾りとしても恰好なもの。この机と椅子は東京高等工藝の指導によつて作られたものである。





雜記帖より

全日本司法保護事業大會

釋放者の保護善導、累犯防止の上に飛躍的前進を齎らすため、司法保護事業家の全國大會が五月二十八、九日の兩日、九段軍人會館で盛大に擧行された。當日は司法大臣以下の各首腦部をはじめ、全國各地から參集した保護事業家は無慮一千八百餘名を數へ、式辭祝辭の朗讀、司法保護事業功勞者の表彰式を終つて協議會に入り、先づ諮問事項を審議し、ついで第一部會一般釋放者保護、第二部會少年保護、第三部會思想犯保護の三部會に分れて、夫々協議事項につき意見の交換を行ひ、劃期的效果を收めた。

諮問事項及び協議事項の主なるものは左の通り

司法省諮問事項

現下の情勢に鑑み司法保護事業の整備擴充を圖るべき具體的方策如何

一、第一部會協議事項

一、來議會を期し政府より一般犯人に對する保護觀察法案を提出せらるゝやう司法大臣に建議するの件

一、保護委員制度を立法化するの件

一、司法保護事業の合理化を圖る爲保護施設の外に適當なる保安施設を設けらるゝ樣司法大臣に建議するの件

一、勞働訓練並强制勞働所の建設を要望するの件

一、少年刑務所に於ては數縣に亙る收容者を有し之が釋放に際し歸住方に付刑務所所在地の保護會の負擔過重なり之が負擔の輕減策如何

一、全日本司法保護事業研究會を聯合して結成するの件

二、第二部會協議事項

一、少年審判所並矯正院を全國へ設置方に關し司法、大藏兩大臣へ建議するの件

一、家庭全般に關する審判を少年審判所に於て取扱ふべき制度を設くるの要なきか

一、速に女子矯正院を設置せらるゝ樣其の筋に建議するの件

一、各控訴院管內に少年職業指導所を設置するの件

三、第三部會協議事項

一、保護觀察所組織擴充の件

一、事務上統一機關を設置するの件

（イ）保護實務者の教養機關設置の件

（ロ）各控訴院管內に思想犯保護に關する研究機關設置に關する件

一、思想犯釋放者の官署會社等に就職上の缺格條件撤廢方運動の件

一、思想犯職業訓練所を設置するの件

一、思想犯保護觀察法の適用を受けざる思想犯の保護に關する件

法規整備の恒久機關設置案

司法省は司法事務の刷新並に促進等所謂「法の運用範圍と法律の改正」につき、國家的見地より、時代に卽し部內の意見統一を圖るは勿論、他省との關聯に於いても全國的に連絡統制すべく、常設の法規整備機關を新設する件につき、曩に法相以下が研究協議中であつたが成案を得たので、愈々今秋九月實現の豫定となつた。同案は現在の調査課を擴充して法規整備部若くは調査部と名付け、部長は勅任とし、これに四名の書記官を選任配屬する筈である。新設の法規整備部は司法部內はもとより、廣く全國の辯護士會より意見を求め、更に海外の事情を研究する等、各方面の資料を集め、差當り一、未決拘禁に關する件一、大審院における事實審理の範圍限定一、民事訴訟手續の簡易化等について、着々研究を開始する筈である。なほ國家非常時對策として、資源局とも協力、全國刑務所の作業能力その他につき、詳密なる調査研究を進める豫定であると。

適性檢査による熟練工の早期養成

最近我が刑務作業に於ける收容者の適性分類の問題が、作業能率增進及び敎化的見地から取り上げられ、活潑な研究が開始されてゐるが、一方內務省でも非常時對策として職業分析と適性檢査によつて熟練工の短期養成に力を注ぐこゝとなつた。この新計畫は曩に內閣資源局が、產業合理化と一朝有事の際の全產業の急激な生產擴充を豫想して就業者の短期間の職業習得を圖るため、一定の職種に對する一定の標準型を作成しようとしたプランを繼承したもので、資源局では既に旋盤工、フライス工、鑄物工、鍛冶工、木型工、仕上工、組立工、熔接工の八種目についてこれを完了したが、この六月から內務省に研究を移管することゝなつた。內務省では八月頃までに研究濟みの分に加へて製圖工、電機工等數種の適性調査を完成する豫定で、これで大體金屬と機械工業の分野を終るので、今秋は先づ六大都市職業紹介所の技師を東京に集め、職業分析と適性檢査に關する調査方法を懇切に講習し、これ等の技師は夫々各任地に於て、熟練工の早期養成に盡力する筈であるが、その成績は各方面から非常に期待されてゐる。

豐多摩篤行老人表彰さる

六年有餘の間、朝々每に一日も缺さず鐘を撞き鳴らし、豐多摩刑務所一千餘の收容者達に慈悲の響を傳へた同刑務所雇楠嘉作老人の佳話は、先に本欄で既報した通りであるが、今回天長節の佳節に當り、吉田豐多摩刑務所長の手によつて賞狀と記念品を贈られ、厚く表彰されるところがあつた。楠老人の隱れた篤行を最初に明らかにしたの

は、同所發行の「豐多摩」であるが、老人の篤行をめぐる所内の美しい感情の交流は、初夏にふさはしい爽やかな話題ではある。

警察電話網に新鋭交換機設備

最近犯罪のスピード化と複雜化に對抗すべく、内務省當局では種々對策を練つてゐるが、その一つの現れとして警視廳管内の指令通報器は、既報の如く先頃ほゞ完成を告げ、重大事件毎に豫期以上の能率を擧げてゐる。一方本省警保局、各府縣警察部、各地方警察署を繋ぐ全國警察電話網は、東京—大阪—岡山—福岡といつた表日本の一線は緊密な聯絡を誇つてゐるが、實際には裸線使用のため頻々と不通又は誤傳等の障碍を生じ、むしろこのスピード時代に電報を使用するといつた、時代錯誤を繰返へしてゐる場合も多い。右の實情に鑑み内務省では百五十萬圓の經費を以て各府縣警察部の交換機を更改すると共に、東京（内務省）、大阪、岡山、福岡の四ヶ所に最新式の自働交換機を据付けることゝなり、既に一部は實現してゐる。この新交換機によれば、四中心交換臺を通ずる毎に、話聲が擴大されるため、少々の障碍は難なく突破出來る優秀な性能を有し、重大犯罪の手配に萬遺憾なきを期し得ることゝなつた。從來開却され勝ちであつた東北、北海道地方にも、追て新設の豫定である。

今様照魔鏡の實驗放送

嘘をついてもすぐバレるといふ今様照魔鏡の實驗が、五月三十一日午後七時半から三十分に亙つて、早稻田大學助教授内田勇三郎、同講師戸川行男氏等によつて同大學心理學實驗室から中繼、全國に放送された。實驗は電導度の測定法によつて人體の電氣的變化から嘘を檢出するもので、先づ檢査される者を絶緣した椅子にかけさせ、左手の第二指と第三指を食鹽水の入つた二本の試驗管に浸し、これに弱い電流を通して抗抵器に入れ、鋭敏な電流計に接續すると、被檢査者の心の狀態によつて電流の强さが變り電流計に感じる、卽ち嘘をついた場合には心理的に筋肉や血行に變化を來し、人體内の電氣が變り、直ちに電流計の鏡から反射する光線が著しく動く、これによつて嘘をついたか否かゞ判るといふのである。中繼の際は、光線の變化を音波の變化に置換して放送したが、適中率はほゞ五十パーセントであつた。この實驗は約三十年前から研究されてゐたが、一昨年米國のレオナルド・キーラー氏によつて實際化され、我國では今回の實驗が嚆矢である。いま直ちに裁判上、犯罪捜査上に應用出來るかどうかは暫く措くとしても、複雜極まる人間の心理の動きを、自然科學的方法によつて洞察しようといふ試みは、注目に値ひする事であらう。

海外異聞錄

◇良心の苛責を救ふ

死刑執行人と雖も心臟にパーマネントがかかつてゐるわけではなし、自分が手を下して殺したとなれば寢覺めが惡いといふところから、最近ギヤングの本場シカゴでは死刑執行人のこの「良心の苛責」を少しでも輕くするため、死刑裝置は電氣椅子だが、從來ただ一個しかなかつたスイツチに三個を增して合計四個とした、その中三個は勿論ほんものではない。そして四人の執行人が一つづゝ押すことにしたが、これでどの執行人の押したスイツチが死刑囚の椅子に電流を通じたかわからないことになつた。

◇犯罪と酩酊鑑別器

酩酊の場合の犯罪は兎角無罪になる場合が多いが、何時も問題になるのは果して酩酊してゐたかどうかの證明だ。そこで今度アメリカのインデアナ大學醫科のローラ・ハーガー博士によつて酩酊度簡易鑑別器といふのが發明され「醉つてゐましたので……」と言ふインチキな口實は忽ち看破されることになつた。一體酩酊度といふのは血液中に吸收されたアルコールの分量で測定出來るのだが、今度の機械は先づ醉つ拂ひの口にマスクを當てがつてポンプ仕掛けでその臭ひを吸ひ取り、試驗管の藥液を通過させればその色は忽ち變化するが、その色合ひで血液中のアルコール量が忽ち判明し、酩酊度が看破されるといふ仕掛けなのである。米國の警官は今度醉つ拂ひを見付ければ忽ちこの機械を携へて出動することになつた。

◇泥棒君に告ぐ！

米國北ダコタ州グランド・フオークス市に住むハリー・ガーシユマンといふ食料品店の親爺さん、最近續けざまに五回も盜難に遭つてすつかり參り、振つた廣告の貼紙をして曰く「泥棒君に告ぐ！窓の修理は大儀に有之候間今月中弊店へ忍び込まんとする時は必ず正面のドアよりせられ度候敬具」

◇ギリシヤ獨身嚴禁令

本年二月からギリシヤ政府は國民の生産率の增加を圖るため、獨宰相ジョン・メタクサス將軍の名で、二十五歲以上の者の獨身嚴禁を發布した。これに背くものは重い罰金刑に處するとあり、ギリシヤの獨身者たちは大恐慌を來した。生活難から來る結婚難は最近の世界的な傾向であるが、ギリシヤもその例に洩れず特にこゝ數年來その傾向が甚しく、恐ろしい勢ひで人口の減少を來しつゝあるので此の法令となつたものである。

◇ギヤング除けの魔法ガラス

ハンガリーの首都ブタペスト市にあ

る銀行では一齊に銀行ギヤングに備へて銀行の窓口を火災にもガスにも、また彈丸にもビクともしない、厚さ十インチの頑丈なガラス張りに改良することゝなつたといふ。金錢の出納は窓口の下部に鐵の圓筒を通じて行ひ、銀行員との話はこのガラスに巧妙に斜にいくつもあけられた小さな穴があるので、よく聽きとれるといふ。

◇代金引換子供配達

米國ペンシルヴアニア州クレアトン警察では最近「代金引換子供配達」サーヴイスといふものを行つて兩親達の好評を博してゐる。夜遊びの惡癖ある子供達を持つ兩親は警察へ電話すれば警官がすぐその所在を突き止め連れて來てくれる、その時兩親は子供と引換へに少額の捜索費用を拂へばよいのである。

◇慌てた結婚の罪

プラーグの裁縫師ボール・デイルシユミットといふ男がサーカスの踊子と最寄の教會であわたゞしく結婚式を擧げたが、立會つた牧師さん花嫁の差出した戸籍證明を見て「ハテ未だに見たこともない不思議な戸籍」と頭をひねるのも構はず、無理矢理に式をすませた。だがこの結婚あまりうまくは行かず、間もなく夫婦の間に別れ話が持ち上り、今度正式に離婚裁判に付された。ところが例の戸籍證明は裁判官にもわからない、よく〳〵調査して見ると豈圖らんや、彼女の戸籍とは眞赤な僞りで、實はカンガルーの系圖證明であつた。彼女は前身があまり芳しくないのでセツパ詰つてサーカス團の動物の系圖表を持つて行つたもの、カンガルーは名前を騙られる光榮を擔つたのだが、裁縫師は前代未聞の結婚をしたわけだ。

◇婦人に毒ガス彈を賣れ

最近ニューヨーク市では婦人凌辱とピストル强盜の橫行で、市民は戰々兢々としてゐるが、警察頼むに足らずと愼慨した同市の婦人五十三團體では協議の結果、婦人の護身用として目つぶし用毒ガス彈の公賣を市長に建議してゐる。夜遊びの惡癖ある子供達を持つ兩親は警察へ電話すれば警官がすぐその所在を突き止め連れて來てくれる、その時兩親は子供と引換へに少額の捜索費用を拂へばよいのである。

◇珍●離婚列車運轉

アメリカで「離婚の都」といはれるネバダ州リーノー町とカリフオルニア州を結ぶ鐵道で恐ろしく手廻しのよいサーヴイスを始めた。それはこの列車の中に離婚した夫婦の一方から他方へ送られる子供の世話をする親切な女車掌を特に乘務させてゐることで、この女車掌は一人で片道十一人の子供の面倒を見ることになつてゐる。大ていの場合離婚した男の方は東部の實業家であり、女の方は陽氣のいい太平洋岸でノンビリ扶助料で暮してゐるのが多いので、この離婚夫婦をつなぐのがこの鐵道なのださうだ。

◇働かざる者には罰金

スペイン政府は働かないものに罰金を科するといふ法律を作つた。何しろ國が亡びるかどうかといふ危急存亡の秋に足腰の立つ者は一人殘らず戰線に驅り出され、或は銃後の勤めをやらされる現狀だから、この大事な時に怠者が一人でもあつてはならないといふ譯で、人民には銘々社會に有能な勞働に從事してゐるといふ證明書を交付し、之を所持してゐない者からはドシ〳〵百ペセタの罰金を取らうといふのである。

書道講座

高橋石鴎

書の變遷（二）

□隷書の發生

篆書の制定によつて、小篆が出來て間もなく、獄吏の程邈といふ人が罪あつて雲陽の獄に十年間繫せられたが、その間苦心慘憺して從來の大篆小篆を基礎として、隷書新體三千字を發明して、之を始皇帝に奏したるに、始皇帝大いに喜び直ちにその罪を赦免して御史としたといふことである。之がそも〳〵隷書の濫觴である。其の後に發達した八分、今隷などと區別する爲に之を古隷と稱してゐる。隷書の發生により繁雜な篆書に比して書寫界に與へた便益は多大なものがあつた。それに隷書といふ名稱は、隷書は事務用文字として一般に身分の卑しい徒隷が用ひたから隷書と名づけられたとも傳へられてゐる。又一說には小篆が當時の正體文字であるから、その簡略された文字を隷書又は佐書とも稱へられたと云はれてゐる。卽ち主なるものに對して隷屬するとか佐けるとかの意を用ひたものと見るのである。

□八分の發生

隷書が發生して、其の後いくばくもなくして上谷の王次中といふ人が隷書の一種である八分を作つたと傳へられてゐる。八分の書體については色々の說が傳へられてゐる。筆の勢が八の字の如く橫筆が左右に波の樣にうねり、その末を、はねて作るから斯く名づけられたものであるといふ說と、他の一說は結體が篆八分と隷一分との割合から出來てゐるから斯く名づけられたものであるといふ說がその主なるものである。

隷書と稱せらるゝ中で波磔が無くて尙篆書の筆意のあるものを古隷といひ波磔（波磔とは橫筆が波の樣にうねり、その末がはねてあるもの）を有するものを八分と稱してゐる。

（蕩陰令張遷碑）



君韓「遷字」公方。陳留己吾ノ人也。

この碑は後漢の時代のもので秦よりはずつと後になりますが、隷書の手本としては代表的のもので、隷書を初めて習ふ人には最もよい手本であります。筆者は不明であります、漢代の隷碑は筆者の不明のものが多い樣です。記事は未だ漢代に及んで居ませんが秦の時代はわづか十五年で漢の時代になつてゐるので、隨つて隷書の代表的なものも見當らぬので漢代のものをあげて置きました。

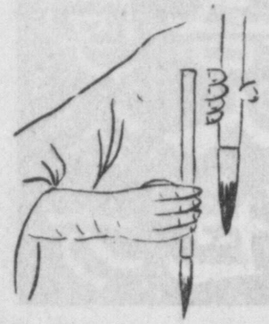
初學者の爲めに

一、姿　勢

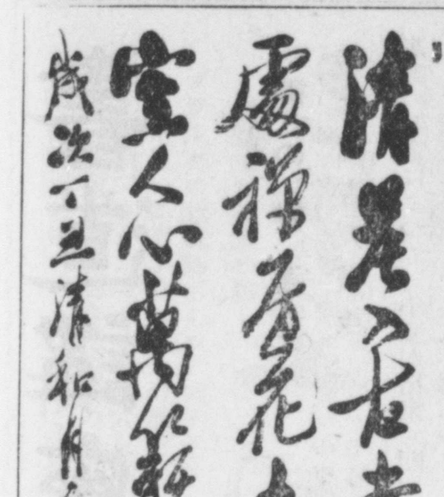
何のお稽古でも姿勢を正しくすることが一番大事です。例へば大弓にしても、姿勢がほんとうにできてよいでせうが、姿勢が曲つてゐたといつてたとすれば、それは、全くのまぐれ中りです。書に就ても文字の曲るのは姿勢の關係であると見て間違ひないと思ひます。机に据るときは、下腹にうんと力を入れ、おなかに全然出ませんと疲れません。そして左手は机の縁を輕く押へます。肘を机の上に垂れます。肩をいからすと却て手に力が這入りまして（これは大字つまり半紙に六字位を習ふ時）筆は右の目の前あたりにするのがよいやうです。

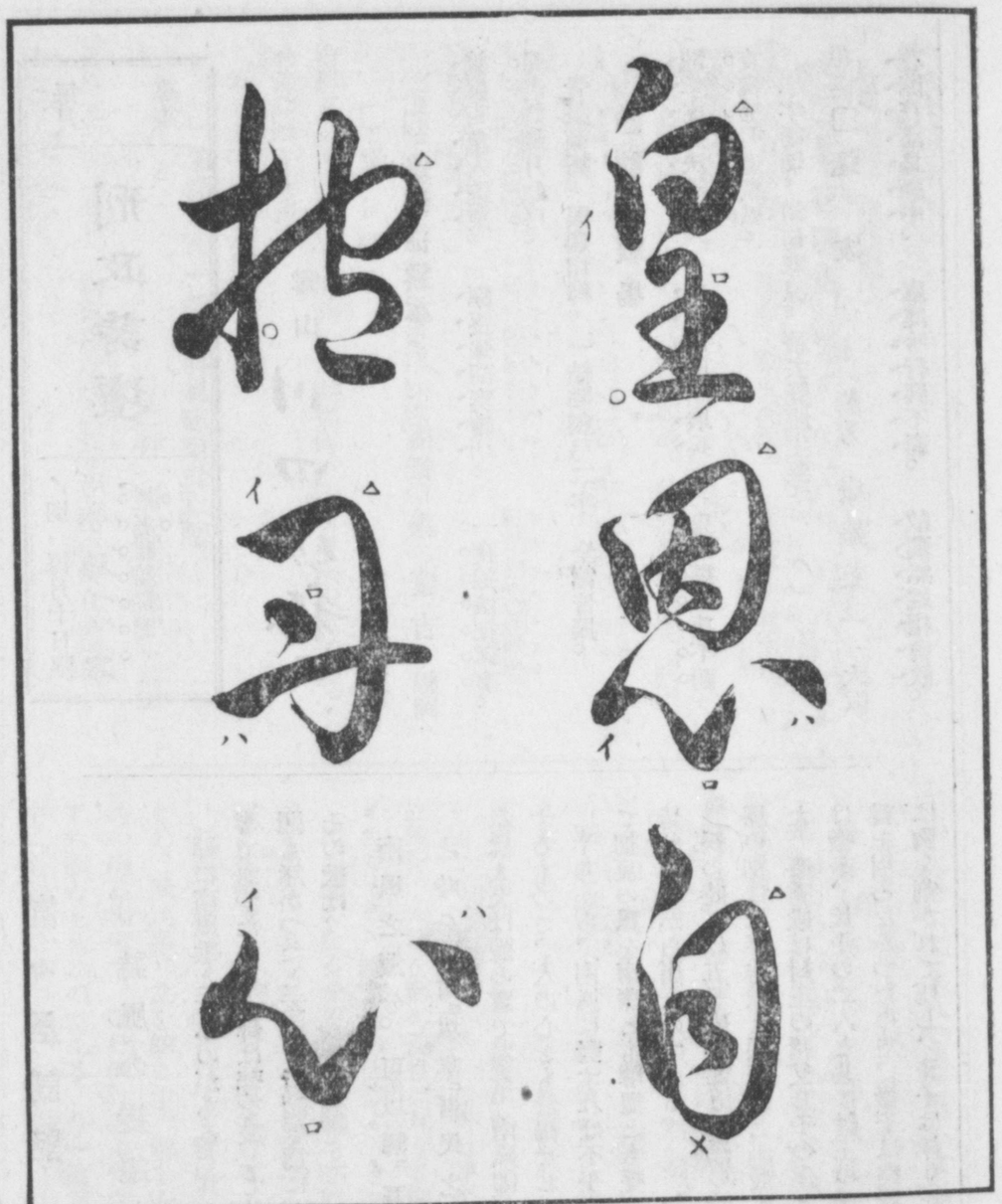
三、執筆法

執筆法には昔から色々の說がありますが單鉤法（大指と食指で筆を持つ法）と雙鉤法（大指に對し食指と中指とで筆を持つ法）とが一般に行はれてゐます。しかし是等の執法は、兎角指尖を以て筆を動かして小細工になり易いので之を拒ぐ爲めに工夫せられた執筆法で、廻腕法といふのであります。此の法に據れば私の先生の吉田苞竹先生は、此の法は段玉裁の述筆法に基きをりますと。此の法は段玉裁の述筆法に基き支那の楊守敬といふ人から明治時代に日下部鳴鶴先生に傳へられ、其の門人である諸先生方が今日この廻腕法に據られて居ります。さて此の法は五本の指尖を以つて筆を持ち、肘を張つて書くのです。大指に對して他の四本の指で筆を持ち、掌を圓くする、大指と食指の上をほゞ平にする、力は指頭に集中し、腕は開いて筆と指が胸の前面、右眼の前に來るやうにするのであります。



此の法は初めは一寸困難ですが、少し練習すると、其の効果の多いことがわかります。古から書は君子の技と云はれ、指尖を以て小細工をすることは甚だ嫌はれたものです。此の法によれば指尖を動かさず、腕を以つて堂々と書くことになります。





草書手本

皇　イのところの筆一寸外側の方に押へる、△とところ少し細くして轉折す。ロの筆は一寸長めに引いてから轉折す。〇の要領に注意。

恩　△のところ細くして廻轉す。イとロとの間は狹く。そしてロはうんと下へそしてハは離して高く。

自　第一筆はなるべく立てゝ横にならぬやう。△のところは細くして筆を廻轉する。×のところは筆は上へ轉ずるだけでこゝであまり強く押へてはいけません。

抱　二〇の縱畫は一寸内側へ、△のところ細くして曲げます。

丹　イは一寸押へて上へそして△のところを細くして曲げる。ロは右側の縱の筆にあまり接近しないやうに。ハは一寸押へて引きます。終りのところは押へない方が面白い。

心　イはギユツト左下方へ押へそしてロは思ひ切つて下へそしてハは離して高く打ちます。

（清書は東京市品川區西品川三ノ八三一高橋白鴎氏宛送付の事、尙添削規程は五月號本欄參照）

毎月募集

刑政詩壇

雪山 川田瑞穂 選

メ切 毎月十日限
用紙 随意
姓名雅號併記ノコト

□ **追懐征露事** 梅軒 森 康吉 福岡

貔貅百萬入遼東。驅逐强胡奏戰功。一夜追懐征露事。星芒如劍月如弓。

骨氣韶秀。與題相稱。一結點劍弓二字。全篇皆振。

□ **訪新戰場**

龍拏虎擲決輸贏。血染川原始戰兵。鬼氣襲人凄不耐。夜禽啼月過荒城。

字字凄切。句句悲涼。讀去覺肌生粟。

□ **逢 友** 薰芳 嶽盛英一 大阪

花開花落鳥聲中。處處吟行興不窮。故舊無端相會飲。

嵓々居詩話（二）

詩風の變遷

舜に南風歌と云ふのがある。其の德萬民に及び、天下無事であつたから、舜は琴を鼓して此の歌を吟じ、何等の憂悶も無かつたと云ふ、所謂無爲にして化するものである。その歌は、

南風之薰兮。可以解吾民之慍兮。南風之時兮。可以阜吾民之財兮。

阜は大又は豐の意である。南風卽ち初夏の風は萬物を長養するもので、人の心をも舒暢せしめ、穀物や蔬菜をも豐かにするから、南風に對すれば不平も不滿も起らない。因つて初夏の風を南薰とも解慍とも呼び做すこととなつた。皆此の歌から出たのである。

禹の時には五子歌があり、湯の時には桑林禱辭があり、周の初には麥秀歌と採薇歌とが最もよく人口に膾炙せられた。麥秀歌は紂王の諸父箕子の作と稱せられてゐる。箕子は微子、比干の二人と共に紂王の淫虐を諫めたが紂王其の言を用ゐなかつたので、微子は祭器を抱いて亡命し、比干は胸を割かれて死し、箕子は佯り狂して奴となつたが、紂

醉顏方似夕陽紅。

一氣呵成。語淺情深。

□ **冬夜讀史**

雪擁山堂月影深。鴛鈴不動夜沈沈。獵繙青史愛憎裡。一穗寒燈萬古心。

讀史譜得失。辯忠姦。其樂何如哉。此詩意則重厚。詞則深穩。足知其爲人。

□ **山 寺**

梵宮寂寂竹扉深。延佇頓忘名利心。紅葉白雲相映帶。滿峰秋色值千金。

色卽是空。空卽是色。首尾回環。錯綜有法。

□ **坐 禪**

僧房兀坐入閒眠。竹韻松濤夢裡傳。六月溪山無暑熱。晩鐘開眼在安禪。

意到筆不隨。要再酌。

□ **某君休官一年國風見志賦此以贈**

苔軒 清永德太郎 福岡

畫錦還鄉經一年。明窓揮筆國風鮮。由來樂在園蘇裡。清世閒人自適然。

王周の爲に亡ぼされて後、箕子は故郷を過ぎて宮室の廢壞し、禾黍の生ぜるを見、之を傷んで作つたものである。

麥秀漸漸兮。禾黍油油兮。彼狡童兮。不與我好兮。

狡童は紂を指す。此の麥秀は亡國の遺民故國を哀慕するの典故となつた。採薇歌は伯夷叔齊の作る所で、

登彼西山兮。采其薇矣。以暴易暴兮。不知其非矣。神農虞夏忽焉沒兮。予安適歸矣。吁嗟徂兮。命之衰矣。

と云ふのであるが、一片耿々の心、自ら信ずる所を行うて顧慮する所なきの狀が窺はれる。孔子をして仁を求めて仁を得たり、又何をか怨みんやと評せしめ、韓退之をして特立獨行、天地を窮め萬世に亙りて顧みざる者なりと嘆せしめたるもの、亦宜なりと謂ふべきである。

周の盛んなるや、詩の體裁も亦略ぼ備はり、概ね四言を主とするに至つた。孔子その尤なるもの三百五篇を選んで經と爲す。これが卽ち詩經である。

詩經は分つて六體と爲すも實は三體で、風雅頌、之を經とし、賦比興、之を緯とす。解し安く說明すれば風雅頌は詩の用ゐ場所で、賦比興は其の作法である。故に之を合して六義とも云ふのである。今一度言葉を換へて申せば風の中にも賦の體で作つたものと、比の體で作つたものと、興

寄託婉微。尤得溫敦之旨。

□箱崎濱日本海海戰記念式

回首感新三十年。妖雲拂盡國基堅。日曛海嶠波光麗。
風靜洲汀樹色鮮。志賀浦頭橫巨艦。八幡宮下泛輕船。
堂堂一戰扁門字。自是皇威中外宣。
以文爲詩。情景並臻。

□山　行　　方山　山岸太郎　山口

百尺喬松千仞岡。七堂隱見暮雲張。和風鐘韻聽來凜。
知是天台古道場。
淡淡着筆。却成好絕句。

□雨中泉都所見

烟靄濛濛欲暮天。模糊一色自清妍。遊人絡繹携傘至。
泉市雨情尤纏綿
抒寫眞摯。無浮躁之弊。

□廢寺尋花　　宕川　江村繁太郎　高松

山門石磴長青苔。僧下禪牀去不來。鳥語風聲留梵唄。
林花紅白爲誰開。
不費多語。善寫廢寺之趣。翛然韻遠。

の體で作つたものとがある。雅頌も同樣である。故に如何なる詩も風雅頌の三體の中に這入つて居り、その作り方は賦比興の三體の外に出ないのである。

さて其の風體なるものは如何なるものかと云へば、列國里巷歌謠の作で、之を國風と稱してゐる。男女互に詠歌して各〻其の情を言ふものであるから、先づ我國の俚謠の如きものである。その言は則ち樂んで淫せず、哀しんで傷らず、婉微にして而して露骨ならず、之を言ふも罪なく、之を聞く者以て戒しむるに足る。故に其の詞を見、其の意を味へば、俗尙の善惡以て知るべきである。

雅體は大雅、小雅に分つ。雅は正の意で、正樂の歌と云ふのである。小雅は宴饗の時に之を用ゐ、大雅は會朝の際に之を歌ふ。要するに風體の民間の謠たるに反し、雅體は朝廷に於ける公卿大夫の詩である。忠厚の情を述べ、惻怛の意を敍し、明晰剴切、善を勸め邪を閉づるを以て主とするもので、聞く者をして悚然として戒懼せしむるの特色を持つのである。

頌體は宗廟の詩であつて、盛德を揚げ、成功を敍し、之を神明に告ぐるものであつて、その語は和にして壯、其の義は寬にして密、人をして肅然として恭に、穆然として思はしむるものなりと云つてある。

□晩春田園雜興

東君何處葬西施。歲歲年年幾別離。一片春愁無遣處。
江橋柳外雨絲絲。
前半不免晦澁。可惜。

□首夏書事　　雪山　川田瑞穗　東京

五月林泉氣象加。南薰細細絕塵譁。一叢嫩綠兒孫竹。
滿砌殘紅姊妹花。趁齊樹頭蜂聚遽。受風牆角燕飛斜。
如斯幽趣誰能會。唯在田園詩客家。
館森袖海曰。田園初夏風景。鍊成佳句。

□種　蕉

手把蕉苗任意栽。爲期窓外避塵埃。風方搖處椎聲碎。
詩欲題時扇影開。白雪誰追摩詰畫。綠天長想大蘇杯。
後來秋雨蕭蕭夕。只怕燈前雙髻摧。
岡崎春石曰。前聯形容精密。後聯用典自在。一結無限感愴。

次に作り方の賦體とは其の事を賦陳して直ちに之を言ふもの、比體とは一物を以て他の一物に比し、而して指す所の事は言外に在るもの、興體とは他物を以て詠ずる所の辭を引起すもので、比體と似てゐるが、比體の照應なきに反し、此の興體は照應あるものである。次號に於て今少し詳しく、作例を擧げて說明するであらう。

川田瑞穗

○前號正誤

一三一頁下段末行　當屋巉巖云云の三句は上段末行へ
一三二頁上段末行　之也の二字は下段第一行へ
同　下段末行　壠頭揮鍾兩三人の七字は次の頁上段第一行へ

選歌しつつ（第二回）

大翼

歌は特別な才能がなければ詠めないといふものではない。特別に豊かな才能に恵まれた人は、同じにはじめても上達が早く、佳い作品を人よりも數多く見せてくれるであらうし、才に恃んで油斷をせぬかぎり、才分のあるのは無いのよりははるかに好ましいことに相違ないのではあるが、私の言ひたいのは、歌の一つも作るといふことが、何かその方面の特別な才分がなければ出來ないことでもあるやうに考へるのはいけないといふことである。

最初に言つたやうに、歌は人間の喜怒哀樂の情を本として生れるものであるから、この四情を有する生活者であるかぎり、何人といはず短歌作者として立派な資格を具へてゐるので、さういふ人に歌がないのは、歌がないのではなくて、心に結んだ四情の象を、ただその時々の感じで自分が味はうだけで、これを歌といふ形にまとめあげておくことを知らないといふだけである。知らないから歌といふ形には作らないけれども、自分の心持では、樂しいことも腹立たしいことも念々の間に逝り迎へて、一日として何も感じずにゐることのないのが人間の生活である。その一つ一つの感じにも深い淺いがあり、調子や色合も同じでないのが普通で、流れる水のやうに、絶えず去來するものではあるが、その中で少くとも眞實なものだけはかならず心に留まるものである。その瞬間と共に流しやるにはあまりにしみじみとした、取りあげて吻はらずには居れないものがある。それがその人に取つてすでに歌である。それを詐らず、飾らず、素直に大切に、五句三十一音の形式に盛りあげる技巧方面のことを、さし當り、歌の勉強と考へておいてよいだらう。歌の根元はすでに人々の四情の裡にあるのである。

短歌の形式はすでに何人も知る通りのものであるから、要するに自分の感じなり心持なり（内部に在る歌）を出來るだけ傷けないやうにその形式に入れて詠つて見るのが第一歩である。歌の内容となるべき何物もない場合は、作歌の動因がないのであるから、そんな時歌の出來るはずもないが、すで動因か自分の中に生じた以上、それを

毎月募集　刑政歌壇

當季雜詠　締切　毎月十日限　用紙ハガキ一葉三首

佳作

一

○ 梅雨空の曇る心の深むなり病囚の日に重ると聞けば　新潟　本間曉雨

二

○ 窓ゆ洩る月の明りに監房の寢息かそけく夜更け居たり　成興　岡元舜水

三

○ 構内の眞晝靜けし聞ゆるは楡のみづ枝に風わたる音　札幌　佐竹綠坡

○ 白藤の花咲き垂るる裏庭の屍室は閉ざされてあり　京城　今府劉一

○ 昨夜の雨あがりし庭の水たまり松の花粉は片寄りにつつ　朝鮮　平田白葉

○ 岩打ちて高波めぐる大瀨戸は見てゐるうちに月夜となれり　千葉　桑原夜詩王

○ ものとへど畑のをみなうとうとし卯の花白き日の夕ぐれを　札幌　上門原始林

○ 獄塀越しに青める落葉松の梢見ゆ風はひそかに移ろひゐたり

チューリップの花も咲かせて先生は家居ひそけく住みておはしぬ
——（鈴木先生を訪ふ）——

○ 實南天弱き夕日に赤々とひと時映りて今日も暮れぬる　下關　社河内孤舟

○ 何事も打ちあけ合ふて語る友欲しと思へり五月雨の降る日は　福島　佐藤博

○ 終日を遊び疲れし幼な子は夕餉の膳に眠りこけたり　宇和島　今津賴風

○ うから皆すこやかにあるうら安さ茶漬の飯もこごとはいはず　三重　半風子

○ あかつきの庭面あかるし一面に白くさゆらぐいちはつの花　名古屋　梅村春汀

○ 點檢場のそばの築山の松の芯朝な朝なに伸びの目につく　新義州　球磨蘇

○ 風なきに木々のこの葉のゆるる見て窓をあくれば夕暮の雨　神戸　綠夢

○ 乏しけれど雛を飾りて女らしく吾兒の育ちをひたに祈りつ　名古屋　高島明峯

○ 捨て置きし鉢に草芽の崩ゆるにも季のうつりは心にしみぬ　宮城　草成

○ はつはつに崩えし楡の芽すがしきにあしたを霜の降りてさむけき　札幌　佐竹綠坡

形式に從つて言葉に出して行くのであるから、巧拙を度外視すれば一向面倒なことはないし、巧拙などは最初から論ずべきものではない。嬉しいなら嬉しいと詠むのであり、悲しいなら悲しいと詠む。何れとも摑みきれない影を逐ふやうな漠然とした心持なら、矢張り漠然とそのまゝに歌つたらよいのである。

◇

本間君の歌はまだいかにも稚いのであるが、それでゐて讀みすてがたいもののあるのは、純情の裏づけがあるためであらう。作歌の習熟と共にこの純情を傷けることのないやうに望みたい。歌はまだこれからである。今月の作も、テニヲハや助動詞に一二手が入つた箇所がある。その點熟思されたい。

岡元君の作から受ける感味には、本間君のと肖たものがある。勤務に對する緊張した氣持と、監房の衆に對する同情とが綯はれて、作者の潤ひある人間が浮み出て居る。

作歌の技法からいへば、三位の佐竹君はるかに前二者を凌いで居る。この一首などもよく整つて居り、季節感も巧みに出て居り、心持の見える歌である。上滑りしないやうに今後の精進に期待したい。

○ 三重 小林苔夫

歸省せし吾を迎へて打ち笑ます父のみ顏は老いたまひぬる

○ 松江 川津道暗

湯上りの青葉に窓を開けて居つ蛙の聲の聞きのしたしさ

○ 松江 不曉

大船は錨降して鎭りぬ眞晝の山にひぐらしの鳴く

○ 朝鮮 坂本日州男

久びさに尋ねし友は病院のベツトの上に我を迎へぬ

○ 帶廣 芳志緖

寢ざむれば時計の刻む音冴えて春の夜明けの雨靜かなり

○ 咸興 岡元百合子

朝風の青空にして立つ煙末ひろがりに消えつつみゆれ

○ 札幌 上門原始林

開きたる病舍の窓の見透しはたんぽゝ花咲く青芝生なり

○ 市谷 春代

夜もいたく更けにけるらしさしもなる街のどよみの鎭りはてぬ

○ 横濱 珊瑚

想ひ出は寂しきものかかにかくに夕べとなれば人の戀しき

○ 川越 文雄

囚人等玉なす汗に教練を終へて憩へり葉櫻の下

○ 市谷 喜代志

囚徒らが手につちかひし白薔薇の薫りゆかしく部室にただよふ

○ 神戸 大川清

しめやかに初夏の空氣をふるはせて空にひびけり尺八の音の

○ 宇都宮 水月

海よりも深き御慈悲に感謝してその日その日をわがおくるなり

十句評

花蓑

岩の上に差出してゐる夜振かな　薫水

磯端の夜振です、眞暗な夜で何も見えません、只一人岩の上に立つて松明をさし出してゐる者があつてそのあたりに凸凹の岩礁が照らし出されてゐます、岩の間に人影が動いて何かの魚を捕つてゐます、眞暗な中にそれだけの景色が印象的に描き出されてゐます。

「差出してゐる」が寫生の生命です。

書見せる夫に侑むる新茶かな　一子

作者の眞心が見えてゐます、身邊雜事もこの眞心によつて美化することが出來ます。

綠蔭に草履作れる童かな　流星

百姓の子は小さい時分から百姓の道にいそしんで片手間に草履など作ることを知つてゐます、小學校から歸つても遊ぶやうなことはなく樹々の綠を吹く頃には綠蔭に庭を敷いて草履など作つてゐるところをよく見受けます。これも田園の一風景で好畫題です。

置行燈父の書齋の前にあり　菊人

置行燈といふは夏の新季題であつて餘り

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切毎月十日限
用紙官私製葉書

薫風や三井寺下の植木市　滋賀　和田不二斗

風光る商工祭の大幟　同　山永曉夢

青芒澗に落ち行く水の音　朝鮮　山永曉夢

下闇や岩なめらかに濕りをり　同　上門原始林

囚人の瞳にうつる撿若葉　札幌　上門原始林

木蓮の花蒼白き月夜かな　同　上門原始林

瀧しぶき眞葛の花の色こゆし　名古屋　中澤双葉

隅古鳥山路はこゝに谷りぬ　同　中澤双葉

ミシン踏む窓の明るし柿若葉　同　梅村春汀

カーテンをゆるがし過ぎぬ若葉風　同　梅村春汀

誘蛾燈低し田の面のうす明り　三重　中丸古稀緖

水口に並べ置きたる餘り苗　同　中丸古稀緖

夏の月沖の漁火うすゝ〳〵と　同　山本半風子

鏡にもうつる富士あり夏座敷　同　山本半風子

薫風にたもとはらませ渚行く　同　小野其蜩

池中の辨天堂や花菖蒲　同　小野其蜩

ひろく知られてゐないかもしれません、夏の夜之を庭に置いて涼味を呼ぶ爲のものです、行燈を松の木の下に置いたり芒の蔭に置いたりして暗い夜の庭に風致を添へるのです。行燈といつても別に極まつた型はありません、ボール紙に釘を貫してそれに蠟燭をさして灯をともし、屏籠に紙を貼つて被せて置けばそれで置行燈が出來上ります、どこの家庭でも簡單に出來ます、百花園あたりに行くと虫行燈があちこちに置いてありますがあれに似たものです、夏の夜の置行燈が虫の鳴く頃になればそのまゝ虫行燈になります。

この句はその置行燈が父の書齋の前に置いてあるといふのです。

吹かれ出て水に影さす簾かな　柑兒

簾の外に流れがあるのでせう、風に靡いて簾の裾が水に映るのです、「影さす」と言つたので僅かにちらと水にうつる簾の影が涼しげです。

藤椅子に北斗七星かくれなき　旭川

「かくれなき」がこの際巧みです、この言葉の爲に暗闇の空に北斗七星の全貌があり〳〵と見えてゐる有樣がよく出てゐます、その北斗七星を眞向に見ながら靜かに藤椅子に凭つてゐるところです。

緣側の團扇拾ひて下りたちし　たかし

新樹蔭鈴振つてゐる金魚賣　福岡　進藤陵風
いさゝかの風ある橋に涼みけり　同
探照燈新樹の山を照らしけり　宇和島　今津賴風
日盛や軒端に映ゆる手水鉢　同
客去りて散らばる團扇集めけり　同　菊池龍西
團扇もつ藝妓通りて黃昏るゝ　同
南風毛虫はひゐる古障子　小菅　菅谷兎洲
若葉雨とかけののぼる石燈籠　同
南風のしづまり雨の夜となりぬ　同　澤田竹風
南風や廻轉椅子をふりむけて　同
鮎釣や蛾の飛ぶ水の夕明り　滋賀　迷羊
夏霞湖をへだてゝ近江富士　同
雨降るや野茨の花白々と　八王子　大菩薩
薇薔薇剪る或は雨を忘れゐる　同
口笛を吹いて下りゆく谷若葉　千葉　杜宇
裏道を磯に出でけり花卯木　同
暮れかゝる雨の山路の若葉かな　小倉　龍上
岩々を抱くが如く谿若葉　同
葉櫻や臨江亭に客ありて　新義州　椎葉球麿蘇
葉櫻や石の鳥居の見えかくれ　京城　渡部麗園
ふるさとの香豐けき新茶かな　宇都宮　黛綠眉
田植人ゐなくなりたる雷雨かな　同　野中一途
岩々に寄する卯浪や嵐山　滋賀　伊豆原

團扇を使ふつもりでもないが緣側に團扇があつたもんだからしてそれをちよいと拾つて庭に下り立つたといふのです、「拾ひて」といふ言葉一つでその時の輕い氣持が出てゐます。

遠くより走り來る蟻ありにけり　雛夫

小さい蟻だけれども眞夏の明るい地上を遠くから一目散に走つて來る姿がはつきりと見えたのです、誰にも見たことのある事實でありながらかういふ風に句にされてみると蟻といふものゝ眞の姿を見せられたやうな氣がするではありませんか。

庭に出て傘さして見る夫婦虹　如氷

夕立の名殘の雨がほろ〳〵降つてゐるけれども西の空はからりと晴れて虹が立つてゐます、その虹は二重に立つて珍らしい夫婦虹です、それを庭に出て傘をさしながら見てゐるところです、虹を見るのに「傘をさして」とあるので名殘の雨がほろ〳〵ふつてゐることが分ります。

月見草咲いて程なく眞暗闇　杜童

月見草が漸く咲き揃つた時分には夜の幕が下りて眞暗闇になつて了つたのです、闇に閉さるゝ月見草を惜む心持があります、「程なく」といふ言葉にその心持が托されてゐます、この月見草が庭の月見草であることは一句の情味からして察せられます。

石蔭に群れをはなれし金魚かな　宇和島　上中滴水
薫風や松原越しに見ゆる海　同　桑田鬼天樓
老鶯やそこらあたりの小筥原　同　山本仙波
物置の軒にも菖蒲葺きにけり　同　今津精花
麥刈や牛つくねんと見てをりぬ　三重　小森苔生子
麥刈りて畑の徑の出來にけり　同　無恙柳
梅雨に入る西風のやゝ荒れて來し　宇和島　大羽信篤
白帆見ゆ沖の彼方や雲の峰　同　今津博
夕立の晴れたる虹や佐渡あたり　宮城　坂野つゑ
雲の峯山の夕月かくしけり　前橋　一石
千鳥鳴きあかときの潮流れそむ　下關　新河内ときよし
闇底の草を照らして誘蛾燈　福岡　宗霞舟
青蔦の窓に朝の紅茶かな　朝鮮　桑野青路
火藥積む馬一隊や夏の山　清州　永瀨雅房
ハンモック川風通ふ二階かな　同　中村十九甫
南風に礁は白き浪を揚ぐ　小菅　速水月蒐
雨樋に這ひわたりたる蔦若葉　同　志賀甘樂句
鯉幟遠見の畑に菜を間引く　同　兼平陽村
若葉山五重の塔に夕日して　同　雨城
南風やかもめの群に日の殘る　同　鎌田花山
南風の窓を開いて子等と居る　同　神宮櫻草子
鯉幟ゆかりの開門紋所　同　江東子
法外

敍任辭令

五月十五日

従六　教誨師　加藤專精（豐多摩）
従七　看守長　島田誠吾（長野）
正八　同　成田助次郎（宮城）
同　同　大塚勝馬（土手町支）
同　同　南條正巳（平支）
同　同　坂野つゑ（宮城）

五月二十一日

作業技師（府中）十一級　作業技手　渡邊欣一（高松）

五月二十六日

看守長（府中）二級　裁判所書記兼司法屬　伊藤祐之（司法省會計課）

五月二十八日

願免八級　看守長　大野豐（岡崎少）
看守長（岡崎少）五七　看守　竹内重雄（豐多摩）

五月二十九日

東京拘置所　看守長　山根信松（府中兼市谷）
同　松崎與三郎（府中）

五月三十一日

神戸　同　夏目善太郎（長野）
柳町支所長兼青森　看守長　蝦名末太郎（青森）
免本職（長野）　支所長看守長　戸谷清助（柳町支兼青森）
青森　看守長　佐藤宗助（府中）
水戸　同　鈴木隆夫（府中）

六月一日

正七　看守長　田畑明照（川越少）
従七　典獄補　野村瀧雄（山形支）
同　看守長　東末吉（滋賀）
同　同　公文勇（名古屋）
正八　同　重富一郎（山口）

六月二日

願免　作業技師　關敬信（福岡）

六月三日

福岡　看守長　船津敏（長崎）
長崎　同　菊地信之亟（神戸）
熊本　同　羽田野直（大分支）
免本職（大分支）　同　米村直次郎（福江支）
福江支所長　同　佐藤定一（福岡）
福岡　同　中村保（長崎）
長崎　同　本川與四郎（廣島）

廣島　同　堤鐵藏（熊本）
奈良五級　同　渡外三郎（甲府）
甲府　同　彌永熊雄（奈良）
看守長（神戸）六三　看守　野村賀之（姫路少）

六月三日

勳八　看守長　坂野つゑ（宮城）

辭令　朝鮮總督府法務局

四月十四日

敍勳六等授瑞寶章　典獄　堀江清次郎（清津）

四月十五日

敍從七位　看守長　洪鍾翕（光州）

四月三十日

給五級俸依願免本官竝兼官　看守長兼通譯生　李漢升（群山）

五月五日

任看守長兼監獄通譯生十一級大邱　看守　金璟龍（京城）
任看守長月俸六十圓西大門　看守　加藤一郎（西大門）
群山　通譯生兼看守長　李東明（西大門）
全州　同　權寧峻（新義州）
新義州　看守長　徐大善（大邱）

任免及指敍　滿洲國司法部

任司法部屬官敍委任三等給九級俸派在司法部行刑司辦事　小寺廣幸
任司法部屬官敍委任四等給月俸六十五圓派在司法部行刑司辦事　野口眞人

三月十三日

安東監獄辦事　看守長　渡邊恒祐

辭官照准

三月十四日

哈爾賓司法檢察廳長　程義明

任司法部行刑司長

七月一日

法學協會雜誌

第五十五卷　七　號　目

七月一日發行　東京帝大　法學協會發行

論說

商法上の法律關係の定型化（四・完）……東京帝國大學教授　田中耕太郎

法律の解釋の無限性……普通取引條項の問題に就て――……東京帝國大學教授　牧野英一

履行補助者の過失に依る債務者の責任……東京帝國大學教授　我妻榮

資料

一九〇九年三月一七日の佛國營業財產法に就て（二・完）……東京帝國大學助教授　福井勇二郎

紹介

ピエル・佐藤昌彦譯、殺人の心理……東京帝國大學教授　小野清一郎

三つの所有權論……東京帝國大學教授　我妻榮

新刊紹介（我妻・川島）

學界消息

我國私法學界の消息……東京帝國大學教授　我妻榮

法理研究會記事

判例研究

民事訴訟法判例批評（一七九）……東京帝國大學名譽教授　加藤正治

刑事判例研究（一）……東京帝國大學教授　牧野英一

民事法判例研究錄（昭和一二年度・二）……民事法判例研究會

法學論叢

昭和十二年七月號

第三十七卷第一號

壹冊金五拾錢郵稅壹錢半

半年分郵稅共金參圓

一年分郵稅共金六圓

發行所　京都帝國大學法學會

發賣所　東京　有斐閣

論說・資料

發明の依從性……渡邊宗太郎

主觀的違法要素（一）……佐伯千仞

「論所」に關する訴訟手續について（一）……小早川欣吾

――近世に於ける民事訴訟の一類型として觀たる――

外國仲裁判斷の承認と執行（二）……中田淳一

英國議會の委員會制度（二・完）……大西芳雄

批評と紹介

De Felix Eckstein 氏の英國破產法に就て……齋藤常三郎

石井良助氏編「中田先生還曆祝賀法制史論集」……牧健二

判例研究

〔民事法〕

不法行爲の損害賠償と治療費……石田文次郎

記名株式の白紙委任狀附讓渡の取消と善意無過失の第三者……於保不二雄

記名株式の白紙委任狀附讓渡の取消と善意無過失の第三者……大橋光雄

雜報　研究會記事

編輯代表　東大教授　我妻榮　東大教授　横田喜三郎　東大教授　宮澤俊義

編輯委員（五十音順）

東京帝大助教授　石井照久
東京帝大教授　江川英文
東京帝大助教授　兼子一
東京帝大助教授　川島武宜
東京帝大助教授　菊井維大
東京帝大教授　木村龜二
東京帝大教授　末延三次
東京帝大助教授　鈴木竹雄
東京帝大助教授　田中二郎
東京帝大教授　宮澤俊義
東京帝大教授　横田喜三郎
東京帝大教授　我妻榮

岩波法律學小辭典

法律に關する用語・概念は甚だ複雜多岐である。その爲に學習者が容易にその的確な意義を知り得ないばかりでなく、新聞や雜誌に或は日常の會話に誤つた用法も意外に多い。誤用を矯し進んで正確な法律知識の普及・徹底を期する事は法律文化に於ける一つの基本的な國策だといつてよい。而してその最も簡便で效果的な手段は法律の辭典に外ならない。良き辭典こそは順序をふんで系統的に學習する者に大きな便益を供すると共に更に一般社會人にとつて手離し難い利器である。玆に於て凡ゆる角度から廣く法律の用語・概念を蒐集しそれに端的な解說を與へ、而も單に字義を追ふだけでなく相互に縱橫の關聯を付けた統一的・體系的な小項目主義の辭典が必要となる。この要求に應じ理想に近いものを作上げる爲我々は數年來特別の編輯組織を設け眞摯な努力を續けて今や漸く完成の期に近づいた。玆には大項目主義の本辭典を以て世に見えようとする。必ずや大方の期待に副ふべき事を確信し玆に豫告して御支援に俟つ次第である。

近刊豫告

菊判（小型）一三〇〇頁
六號活字横二段組
革裝特製函入
價約　六・〇〇
送料內地・四五
出來期日　九月上旬

東京　岩波書店　振替東京四二六二〇

矯正図書館

東京帝大教授
法學博士 牧野英一 著
〔法律學叢書〕
〔第三十五編〕

法律における進化的と普遍的

——「民法の基本問題」外編第三——

菊判總布裝
總頁一九九
定價一・七〇
送料一四

新刊

本書は博士の數多き著述の中樞の一たる「民法の基本問題」の外編第三を構成する研究である。著者の此の研究に於ける立場は、序文の一齣に於て明らかである。

「……法律學とは、要するに、われわれの立場においては、人性に對する實證的な洞察を深めることにおいて、法律に就き、事務の神性を窺はむとするところに成立する科學的工作である。それは、一方において、法律の進化性を論ずるの仕事である。さうして、他方において、法律の普遍性をだづねるの努力である。——學者は法律の動きを說いていふ、それは、愚か者の考へた永久運動の振子ではない、それは、神と人性との自由な行動である、と。」

〔次目容内〕

第一章 自由法と進化的及び普遍的 **第二章** 法律の進化における進化的意義（進化論と世界法と自由法と、オフネルの世界法論、デル・ヴェッキオの比較的普遍的法律論、サレイユの比較法論、世界法と比較法、世界法と自然法能と限界、世界法と自然法 **第三章** 世界法における普遍的意義 世界法問題の二種相、チーテルマンの世界法論、

東京神田神保町
有斐閣
振替東京三七〇番

編輯餘錄

◇「あきは露とならはや草の葉に花に野ずゑもなへてひかりあれなと」

◇ 右の一首は刑務官の生涯を詠つて牧野博士から特に奈良に贈られたものであつて、先程同所殉職刑務官碑の石深く刻まれたものである。

◇ まこと刑務官の生涯は野べに結び野ずゑに散る讃遜な、然し美しい露でなければならぬ。之は行刑と言ふものゝ性質から來る當然の結果であつて、若しも刑務官が之に慊らずして虹の如き華かさを求めるに至るならば、我が行刑は遂に壞滅するであらう。

◇ 所謂行刑改良家ばかり充滿して居たら行刑は退歩する一方である。

◇ 永年親しみの深かつた米國のサンフオード・ベーツは最近十數年に亙る行刑局長の椅子を去つたと言ふことである。ベルリン會議での活躍や其の著述などわれわれの忘れ得ぬ記憶であるが氏の一層の健在を祈つてやまない。

◇ さきに寺光君によつて紹介せられたキンベルグの「刑事學の基本問題」は科學的價値高きの故を以て昨年度のロムブローゾ賞は遂に彼に授與せられた由。その積りで今一度讀み返して見る必要があらう。

◇ 近頃方々に暴行とか逃走とかの刑務事故が增加した樣であるが、勿論われわれは其處に行刑の一般的弛緩と言ふが如きことを考へないのである。

昭和十二年六月十六日

N生

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十二年六月二十八日印刷納本
昭和十二年七月一日發行
東京市麹町區西日比谷町一番地
編輯兼發行人 伊藤忠次郎
東京市葛飾區小菅町二二八四番地
印刷人 大河内恭三郎
東京市葛飾區小菅町二二八四番地
印刷所 刑務協會印刷所
東京市麹町區西日比谷町一番地
發行所 刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二〇五九番

定價
一冊（稅共）金二十五錢
六冊（稅共）金一圓五十錢
十二冊（稅共）金三圓

廣告料
一等一頁 金五十圓
二等一頁 金四十圓
普通一頁 金三十圓

注文規定
●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

矯正図書館

50e Année N° 7 Juillet 1937

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

H. Takikawa

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale

T. Kondo et T. Tsukata. —— La classification des prisonniers condamnés aux travaux forcés à perpétuité et le problème du travail pénitentiaire. (fin)

K. Hosokawa, professeur à l'Université Hosei. —— Études sur l'histoire d'une institution du patronage des libérés dans la province Hitachi.

K. Tsuji, ancien directeur de la Prison d'Osaka. —— Chronologie du système pénitentiaire dans l'ère Meiji. (IV)

Mouvement des idèes à l'étranger.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice